

第3次 秋田県こどもの貧困解消対策推進計画（素案）

令和7年11月

秋 田 県

—目 次—

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1

第2章 こどもの貧困の現状と前期計画の評価

1 こどもの貧困の現状	2
(1) 我が国におけるこどもの貧困率	2
(2) 本県における就学援助の状況	4
(3) 統計からみる本県のこどもの貧困の現状	5
①生活保護世帯の状況	5
②ひとり親家庭の状況	6
③母子生活支援施設への入所状況	8
④社会的養育を必要とすることの状況	8
(4) 秋田県子育て家庭とこどもの未来応援アンケート	9
2 前期計画の評価	10
(1) 秋田県におけるこどもの貧困に関する指標・目標の評価	10
(2) 秋田県におけるこどもの貧困に関する指標の進捗	11

第3章 計画の目指す姿と基本的な推進方針

1 計画の目指す姿・基本理念	12
2 基本的な推進方針	12
(1) 計画の方向性	12
(2) 推進上の課題と基本的な視点	12
3 計画の推進体制	12
4 秋田県におけるこどもの貧困に関する指標・目標	13

第4章 重点施策と具体的な取組

重点施策1 教育の支援	14
重点施策2 生活の安定に資するための支援	17
重点施策3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	20
重点施策4 経済的支援	21
重点施策5 民間の団体の活動の支援	22

資料編	24
・秋田県こどもの貧困解消対策推進計画策定委員会設置要綱	25
・秋田県こどもの貧困解消対策推進計画策定委員会委員名簿	26
・計画策定の経過	27
・前期計画（令和3年度～令和7年度）の推進状況（成果と課題等）	28
・秋田県子育て家庭とこどもの未来応援アンケート集計結果	40

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

令和7年度までを計画期間とする「第2次秋田県子どもの貧困対策推進計画」において設定した指標（生活保護世帯と一般世帯の子どもの高等学校等進学率の格差の縮小等）は、概ね目標を達成する見込みです。しかし、今この瞬間にも、貧困によって、日々の食事に困る子どもや、学習の機会や部活動・地域クラブ活動に参加する機会を十分に得られない子ども、進学を諦めざるを得ないなど権利が侵害された状況で生きている子どもたちがいます。子どもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、子どもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題であり、その解決に全力で取り組む必要があります。

こうした状況の中、子ども施策を総合的に推進するため、令和5年4月に「子ども基本法」が施行されました。そして、同法に基づき、従来の「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」の3つの大綱が統合され、同年12月には「子ども大綱」が閣議決定されました。

「子ども大綱」において、「子どもの貧困を解消し、貧困による困難を、子どもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、令和6年9月に「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」として施行されました。

この改正法では、子どもの貧困の解消に向けた対策は、「子どもの現在の貧困を解消するとともに子どもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」とこと及び「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びその子どもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」とこと等が基本理念として明記されました。

同法及び「子ども大綱」の趣旨を踏まえ、貧困により、子どもが適切な養育、教育、医療を受けられること、多様な体験の機会を得られないことその他の子どもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないよう、本県における子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的として、本計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第1項の規定に基づく都道府県計画として策定します。

3 計画の期間

令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

ただし、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

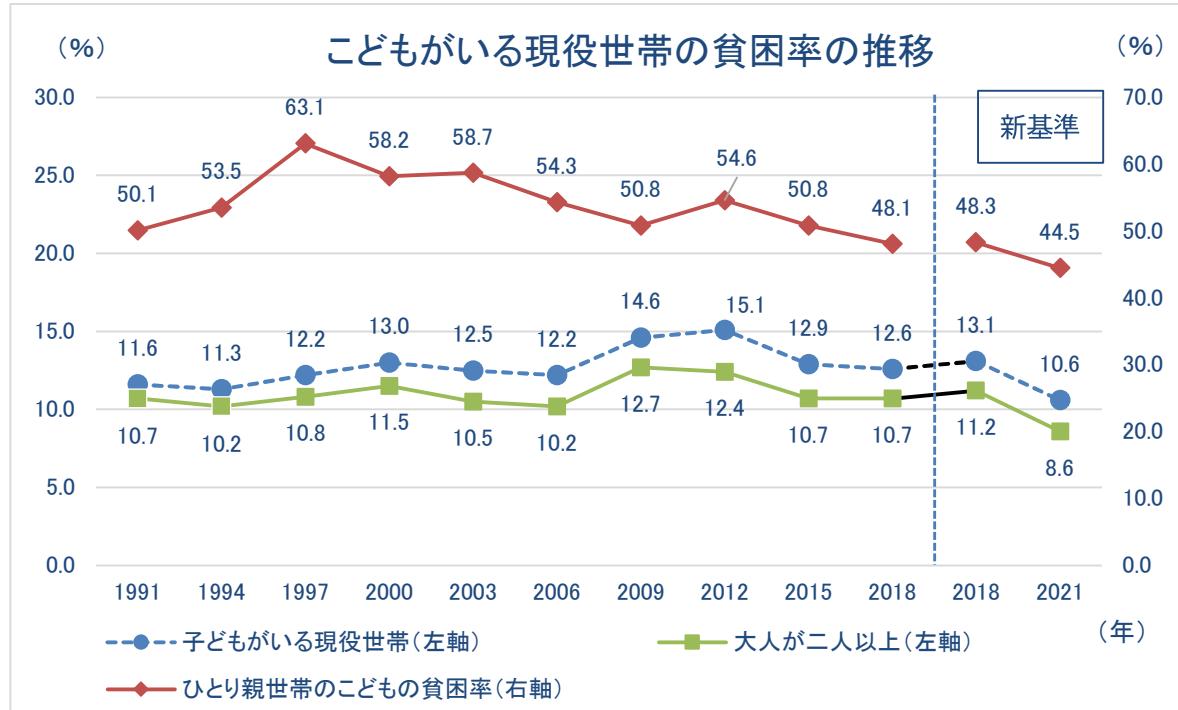
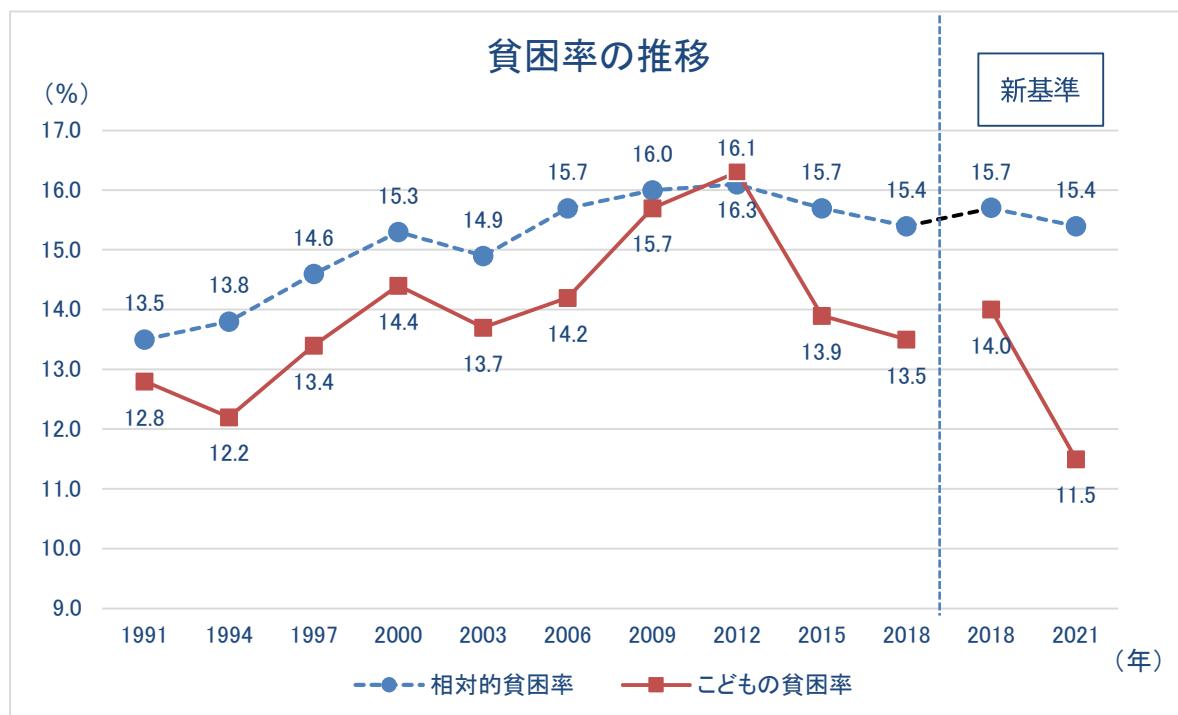
第2章 こどもの貧困の現状と前期計画の評価

1 こどもの貧困の現状

(1) 我が国におけるこどもの貧困率

厚生労働省の「国民生活基礎調査」(令和3年)によると、我が国のこともの貧困率は11.5%となっています。これは、およそ9人に1人のこどもが、経済的に困難な状況にある家庭で暮らしていることを意味します。特に、こどもがいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯（ひとり親世帯）では、相対的貧困率が44.5%と極めて高い水準にあり、厳しい状況に置かれていることがうかがえます。

なお、この調査に基づく都道府県別の貧困率を算出することは、推計の精度を確保するうえで困難とされています。

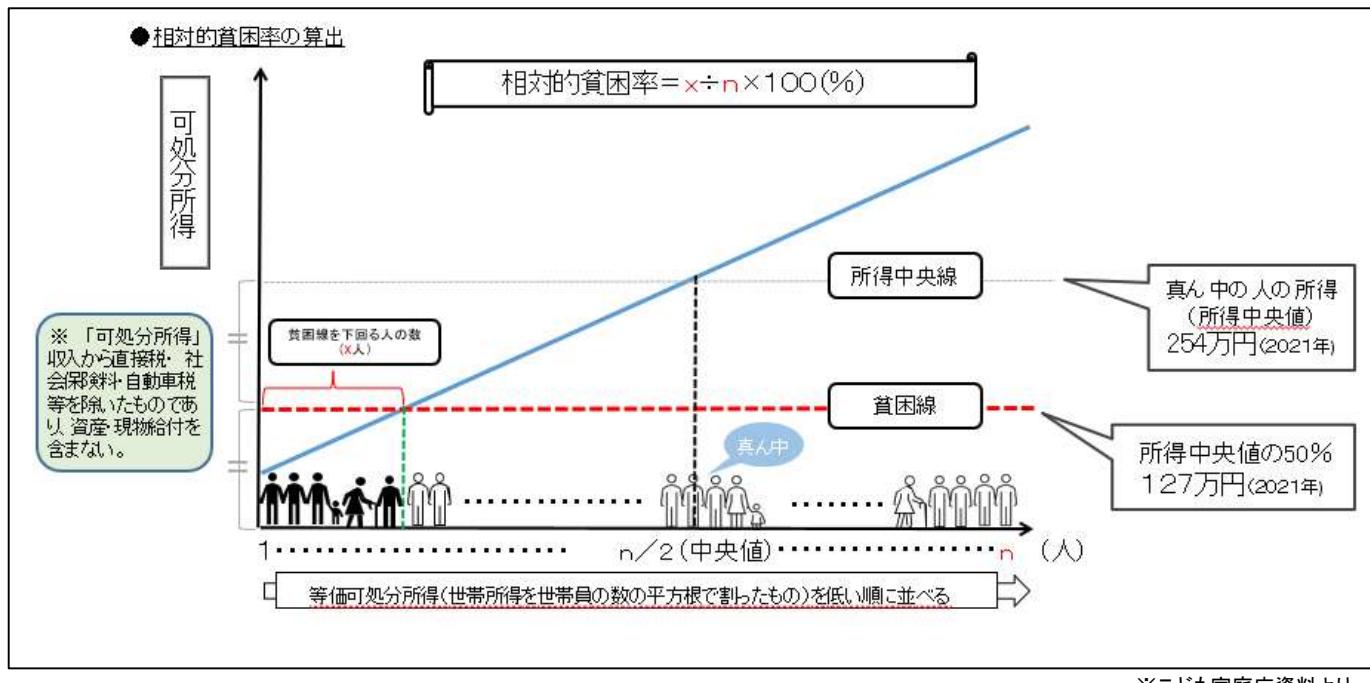


※出典:国民生活基礎調査(厚生労働省)

○貧困の定義（相対的貧困とは）

子どもの貧困の状況を把握する際、一般的に「相対的貧困率」という指標が用いられます。「相対的貧困」とは、その国の所得分布や格差に注目した指標です。具体的には、国民の「等価可処分所得」（世帯の手取り収入を、世帯人数の平方根で割って調整したもの）を低い順に並べ、その真ん中の値（中央値）の半分に満たない状態を指します。

この中央値の半分の額を「貧困線」と呼び、2021年時点では127万円となってています。



○子どもの貧困率

17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない世帯に属する17歳以下の子どもの割合をいいます。

○子どもがいる現役世帯の貧困率

①「大人が一人」の貧困率

現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）のうち、「大人が一人と17歳以下の子どもがいる世帯」に属する世帯員の中で、貧困線に満たない世帯の世帯員の割合をいいます。

「大人」には、親以外の世帯員（祖父母、18歳以上の兄姉など）も含まれます。

②「大人が二人以上」の貧困率

現役世帯のうち、「大人が二人以上と17歳以下の子どもがいる世帯」に属する世帯員の中で、貧困線に満たない当該世帯の世帯員の割合をいいます。

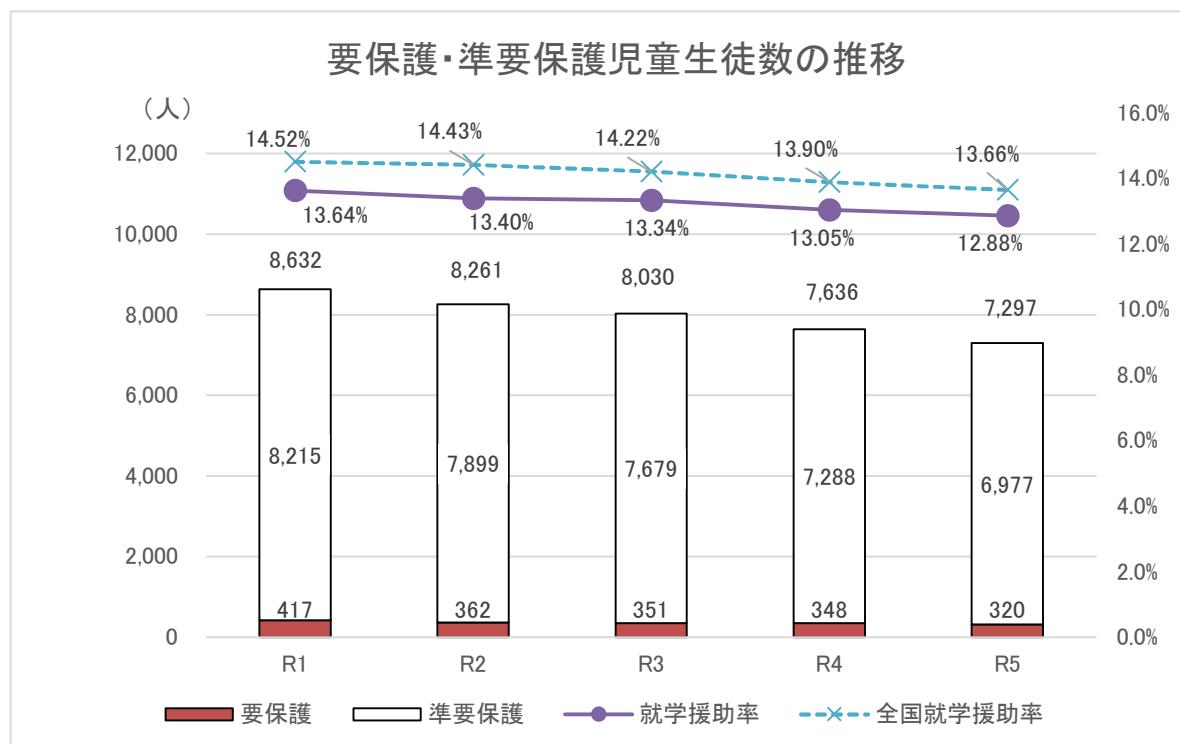
(2) 本県における就学援助の状況

前述のとおり、国の統計からは、本県の子どもの貧困率等を把握することはできませんが、子どもの貧困の状況を捉える指標として、就学援助率があります。

就学援助制度は、経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費等を援助する制度です。援助する対象は、生活保護を受けている「要保護世帯」と、それに準ずる状況にある「準要保護世帯」です。

このため、援助を受けている児童生徒の割合を示す就学援助率は、経済的に困難な状況にある子どもの割合を近似的に示す、信頼性の高い指標と捉えることができます。市町村の認定基準や申請状況によって数値が変動する可能性には留意が必要ですが、家庭の経済状況を直接反映するため、実態が見えにくい子どもの貧困の動向を把握する上で有効です。

県内の状況を見ると、令和5年度に就学援助を受けた小・中学生は7,297人で、近年は児童生徒数、就学援助率ともに減少傾向にあります。

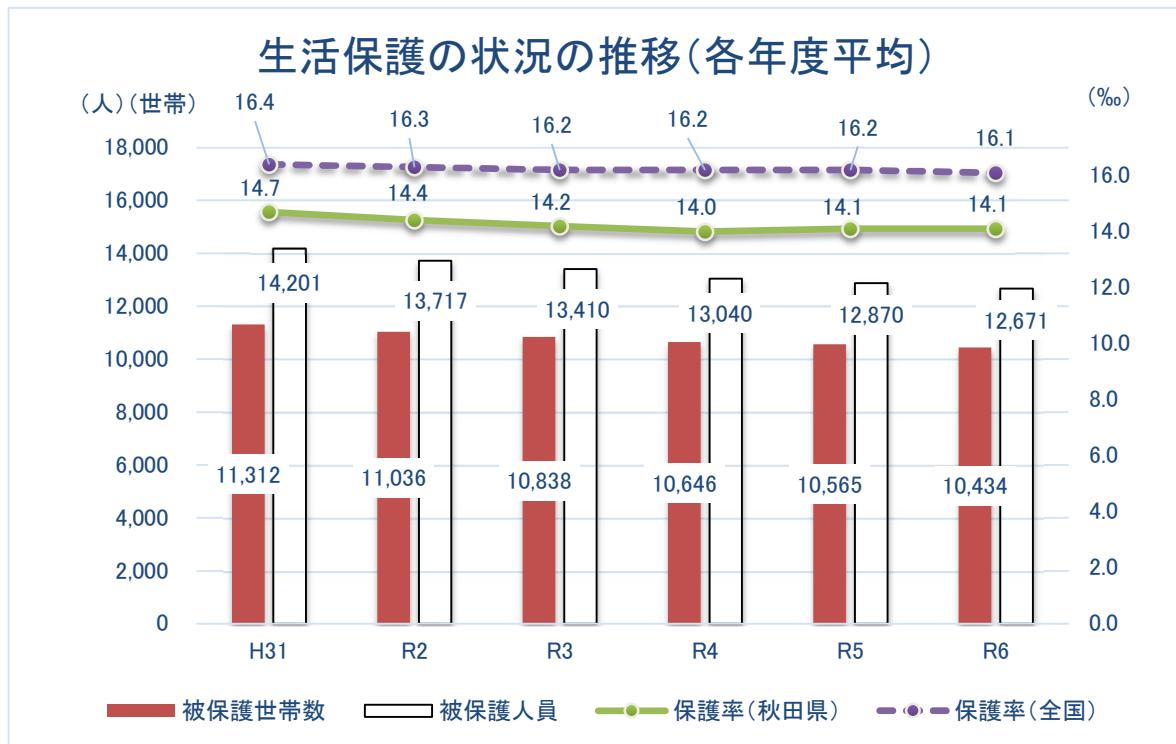


(3) 統計からみる本県の子どもの貧困の現状

①生活保護世帯の状況

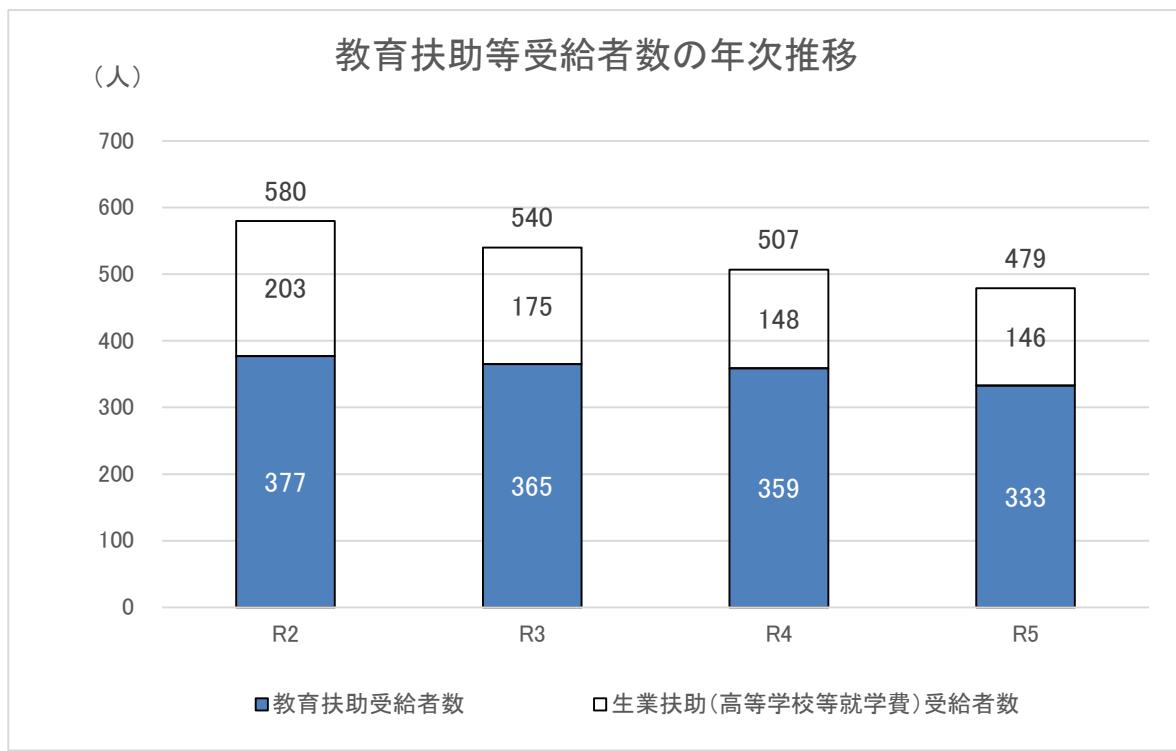
本県の生活保護世帯及び被保護人員は、令和6年度で10,434世帯及び12,671人となっています。

また、秋田県の保護率は14.1%で、全国平均の16.1%よりも低い水準となっています。



出典:福祉行政報告例、被保護者調査(厚生労働省)

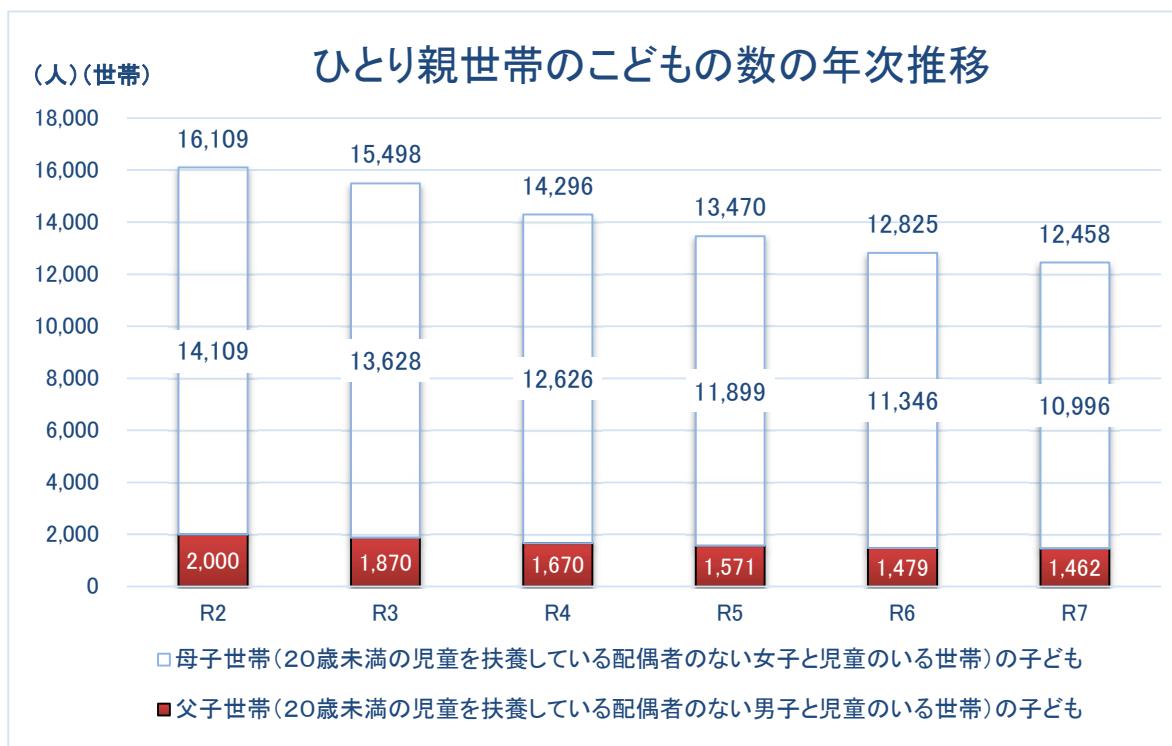
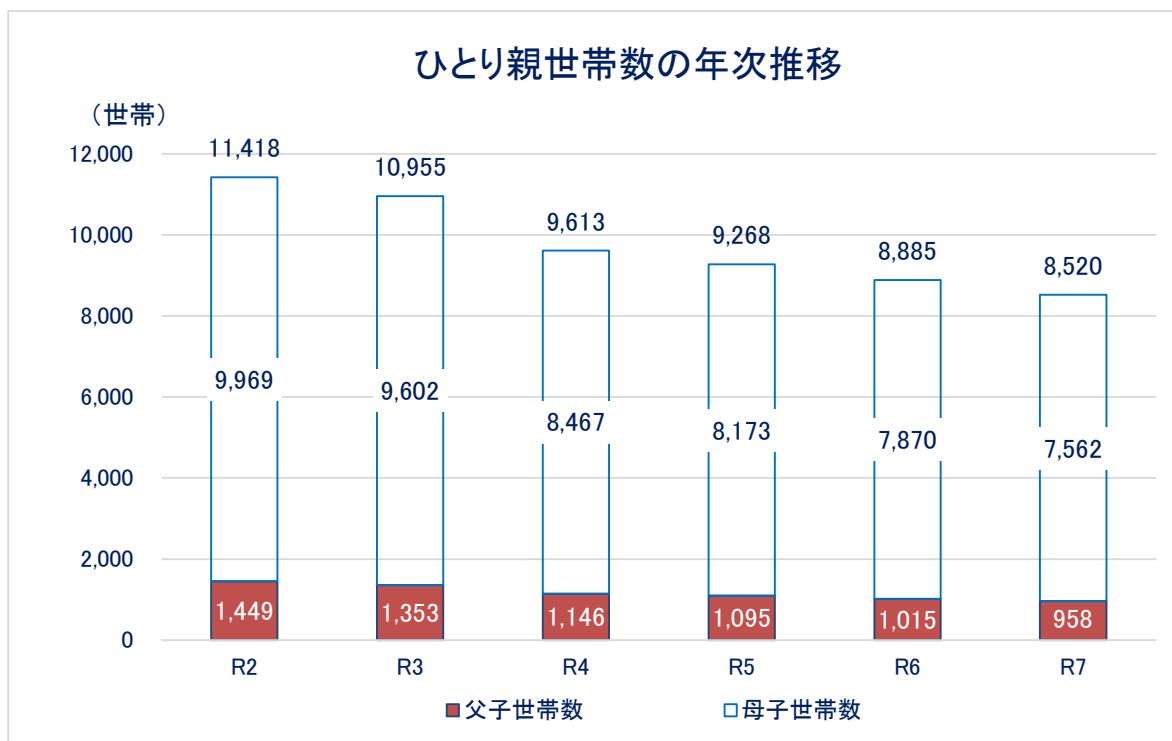
本県の教育扶助と生業扶助（高等学校等就学費）受給者数の合計は、令和5年度（7月31日現在）で479人となっており、減少傾向が続いている。



出典:福祉行政報告例、被保護者調査(厚生労働省)

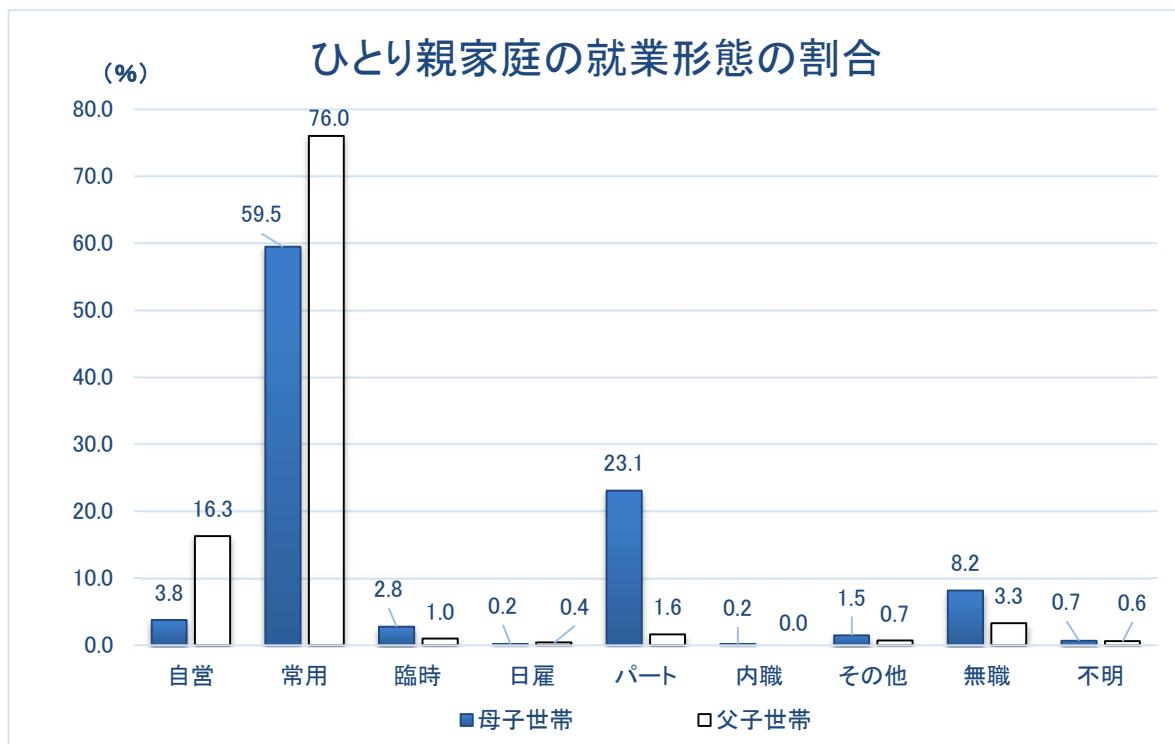
②ひとり親家庭の状況

本県のひとり親世帯数は、8,520世帯となっており、減少傾向にあります。また、ひとり親世帯の子どもの数も、令和7年度の県の調査では12,458人となっており、同様に減少が続いている。



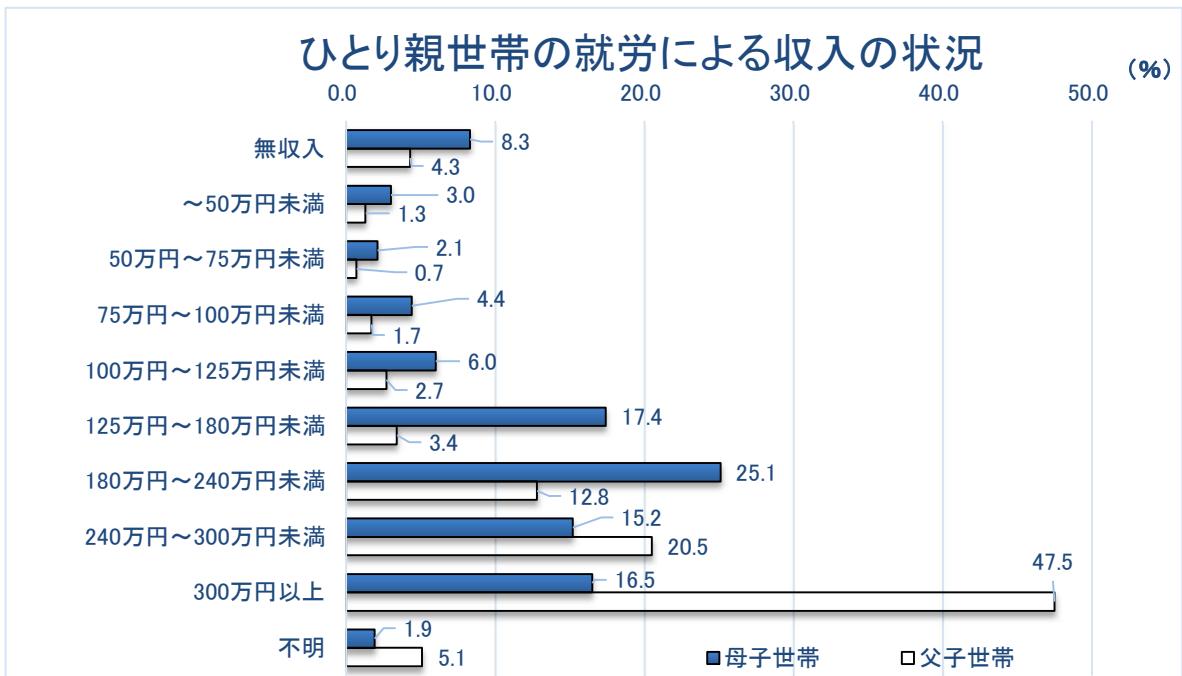
出典：令和7年度母子・父子世帯実態調査（秋田県地域・家庭福祉課）

就業面では、常用雇用者の割合が父子世帯は 76.0 %に対し、母子世帯は 59.5 %に留まります。加えて、非正規の臨時・パート雇用は父子世帯が僅かである一方、母子世帯では 4 人に 1 人程度の割合となっています。



出典:令和7年度母子・父子世帯実態調査(秋田県地域・家庭福祉課)

ひとり親世帯の就労による収入の状況については、父子世帯では年収 300 万円以上の割合が 47.5 %を占める半面、母子世帯では 16.5 %と大きな開きがあります。また、年収 300 万円未満の世帯は、父子世帯で 47.5 %、母子世帯では 81.6 %に上っており、母子世帯における家計の状況がより深刻であることが伺えます。

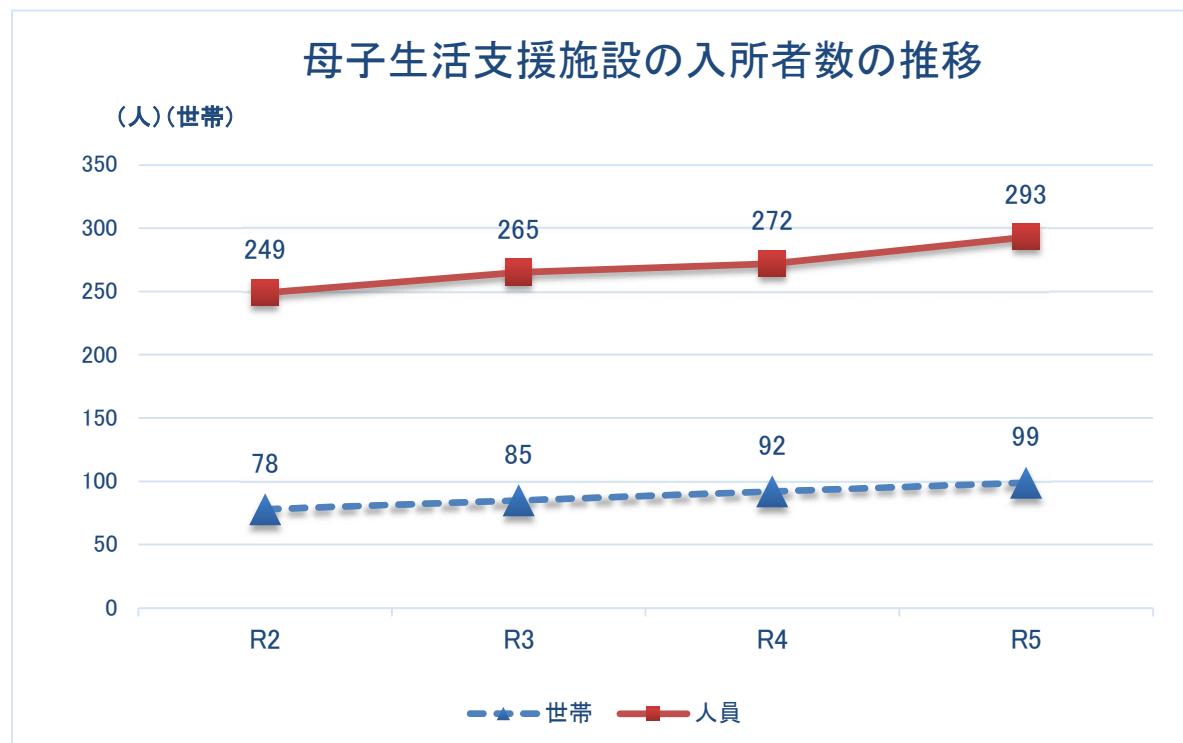


(注) 各割合は、表示桁数で端数処理（四捨五入など）をしているため、内訳の合計が 100%にならない場合があります。

出典:令和7年度母子・父子世帯実態調査(秋田県地域・家庭福祉課)

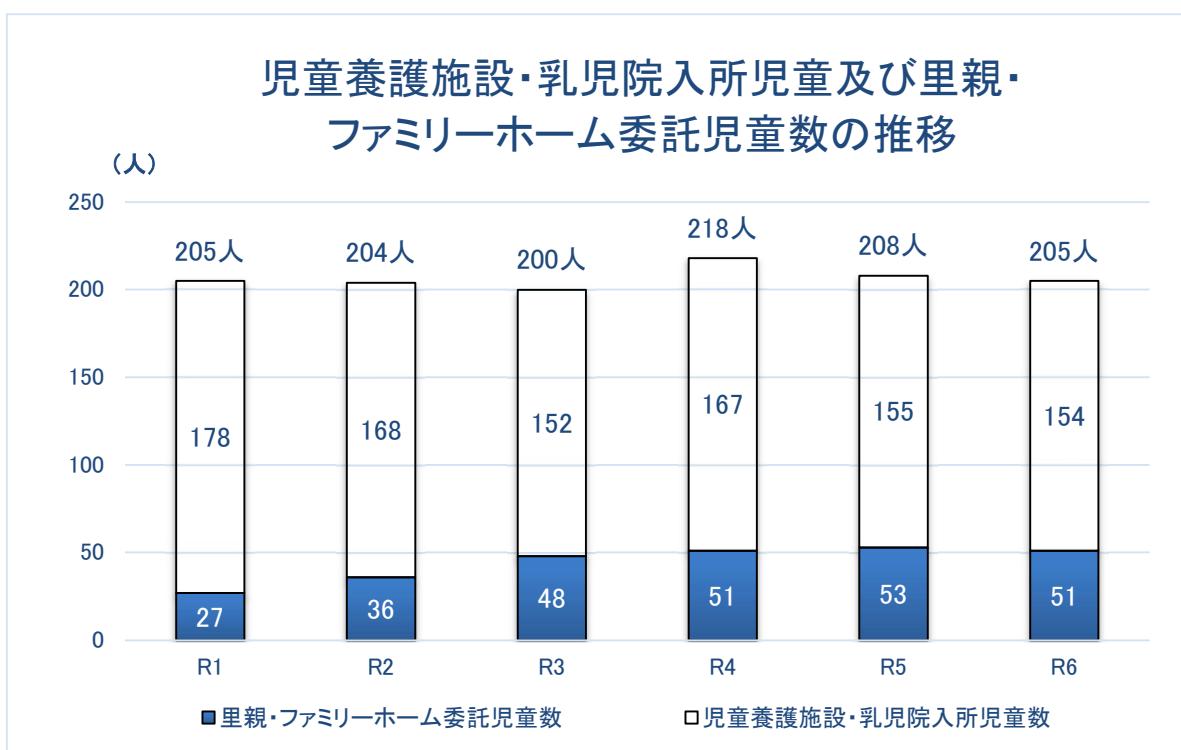
③母子生活支援施設への入所状況

支援を必要とする母子世帯数・人員数ともに増加傾向となっており、母子生活支援施設の果たす役割は年々大きくなっています。



④社会的養育を必要とする子どもの状況

本県では、子どもにとってより家庭的な環境で養育が行われるよう様々な取組を行っている成果として、里親・ファミリーホーム委託児童が徐々に増加傾向にあり、一方、児童養護施設・乳児院に入所している子どもの数は減少傾向となっています。



(4) 秋田県子育て家庭と子どもの未来応援アンケート

本県では、前述した「国民生活基礎調査（厚生労働省）」において、子どもがいる現役世帯のうち「大人が一人の世帯」の相対的貧困率が全国で44.5%と高い水準にあること、また、「母子・父子世帯実態調査（県地域・家庭福祉課）」において、就労収入300万円未満の世帯が父子家庭で47.4%、母子家庭で81.6%にのぼる点に特に着目し、子育ての実態と支援ニーズを把握するためのアンケート調査を実施しました。

集計結果は巻末に記載します。

2 前期計画の評価

(1) 秋田県における子どもの貧困に関する指標・目標の評価

前期計画では、相対的貧困率の減少のためには、県内の子どもが属する世帯の格差を縮小することが重要な要素であることと、県内において子どもの貧困の問題に关心を持ち、そうした子どもを地域全体で支援しようとする気運を醸成することが必要であるという2つの観点から、以下のとおり指標及び目標を設定しています。

指 標	目 標 (R7)	前期計画策定時	直近値
1 生活保護世帯に属する子どもの高等学校進学率 ※	一般世帯の高等学校等進学率との格差を縮小します。	4. 9ポイント (H27～H31)	0. 6ポイント (R2. 3～R6. 3)
2 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率 ※	一般世帯の高等学校等中退率との格差を縮小します。	2. 9ポイント (H26. 4～H31. 3)	2. 2ポイント (H31. 4～R6. 3)
3 生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率 ※	一般世帯の大学等進学率との格差を縮小します。	36. 8ポイント (H27. 3～H31. 3)	36. 0ポイント (R2. 3～R6. 3)
4 児童養護施設の子どもの進学率（中学校卒業後）	子どもの意向にも配慮しつつ、全員の進学を目指します。	100. 0% (R1)	100. 0% (R6)
5 児童養護施設の子どもの進学率（高等学校卒業後）※	一般世帯の大学等進学率との格差を縮小します。	39. 0ポイント (H27～H31)	18. 9ポイント (R2. 3～R6. 3)
6 母子世帯の親の就業形態における常用雇用の割合	割合の増加を目指します。	54. 0% (R1. 8)	59. 5% (R7. 8)
7 年間就労収入240万円以上の母子世帯の割合	全体の20%まで増加を目指します。	17. 1% (R1. 8)	31. 7% (R7. 8)
8 子ども食堂等子どもの貧困対策を実施している民間団体等がある市町村数	全25市町村を目指します。	10 (R1)	19 (R6)

※指標1, 2, 3, 5については、母数が少ないとことから、前5年間の平均値とします。

- 生活保護世帯の教育指標では、高等学校等進学率の格差が一般世帯と比較して4. 3ポイント縮小し、高等学校等中退率の格差も0. 7ポイント縮小しました。これは、公立高等学校等就学支援費の実施や、高校生への学習支援サポーター配置、中退者の学び直し支援金事業など、修学継続を支える取組が一定の効果をあげていると考えられます。しかし、大学等進学率は依然として一般世帯と大きな差があり、奨学金貸与や生活福祉資金貸付事業等、既存の経済的支援制度の着実な実施が求められます。
- 児童養護施設の子どもの高等学校卒業後の進学率は、一般世帯との差を20. 1ポイント縮小しました。この傾向を維持しつつ、社会的養護の下で生活する子どもたちが希望する進路選択を確実に行えるよう、引き続き支援していく必要があります。

(2) 秋田県における子どもの貧困に関する指標の進捗

ア 生活保護世帯に属する子どもの高等学校進学率

目標：一般世帯の高等学校等進学率との格差の縮小

	前期計画 策定時点	直近値	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3
一般世帯 A	99.3	98.8	99.4	98.7	98.9	98.6	98.2
生保世帯 B	94.4	98.1	98.2	97.7	100.0	98.2	96.6
差(A-B)	4.9	0.6	1.2	1.0	-1.1	0.4	1.6

※一般世帯は文部科学省学校基本調査

※生保世帯は厚生労働省調査

イ 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率

目標：一般世帯の高等学校等中退率との格差の縮小

	前期計画 策定時点	直近値	H31.4～ R2.3	R2.4～ R3.3	R3.4～ R4.3	R4.4～ R5.3	R5.4～ R6.3
一般世帯 A	0.9	0.9	0.8	0.8	0.9	1.1	1.1
生保世帯 B	3.8	3.2	2.4	1.9	1.6	2.5	7.4
差(B-A)	2.9	2.2	1.6	1.1	0.7	1.4	6.3

※一般世帯は文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校調査」

※生保世帯は厚生労働省調査

ウ 生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率

目標：一般世帯の大学等進学率との格差の縮小

	前期計画 策定時点	直近値	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3
一般世帯 A	62.3	66.4	62.6	66.3	66.5	66.7	69.7
生保世帯 B	25.5	30.4	28.0	25.8	33.8	33.3	31.0
差(A-B)	36.8	36.0	34.6	40.5	32.7	33.4	38.7

※一般世帯は文部科学省学校基本調査

※生保世帯は厚生労働省調査

エ 児童養護施設の子どもの進学率（中学校卒業後）

目標：全員の進学

前期計画 策定時点	直近値	R2	R3	R4	R5
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※秋田県地域・家庭福祉課調べ

オ 児童養護施設の子どもの高等学校卒業後の進学率

目標：一般世帯の大学等進学率との格差の縮小

	前期計画 策定時点	直近値	R2	R3	R4	R5	R6
一般世帯 A	62.3	66.4	62.6	66.3	66.5	66.7	69.7
児童養護施設児童 B	23.3	47.5	66.7	37.5	33.3	50.0	50.0
差(A-B)	39.0	18.9	-4.1	28.8	33.2	16.7	19.7

※端数処理の関係で、表の数値が整合しない場合があります。

※一般世帯は文部科学省学校基本調査

※児童養護施設児童は秋田県地域・家庭福祉課調べ

第3章 計画の目指す姿と基本的な推進方針

1 計画の目指す姿・基本理念

本計画が目指す社会の姿と、その実現に向けた基本理念を、次のとおり定めます。

地域や社会全体で貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るという認識のもと、子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現

2 基本的な推進方針

(1) 計画の方向性

本計画は、子どもの現在と将来が生まれ育った環境に左右されない社会の実現を目指します。貧困と格差の解消を全ての施策の基本とし、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援及び民間の団体の活動の支援の5項目を重点施策として推進します。子どもの成長段階（ライフステージ）に応じて切れ目なく支援するため、福祉・教育・雇用等の行政の各部局や関係団体が分野横断的に連携し、貧困の解消に向けた対策を総合的に推進します。

(2) 推進上の課題と基本的な視点

子どもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、子どもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題であり、その解消に全力をあげて取り組む必要があります。

しかし、この問題の解消に向けた対策を推進する上では、支援が必要な家庭や子どもが、周囲に知られたくないという思いや、貧困状態にあるという自覚がないために、自ら助けを求めないケースも多く、その発見が難しいという課題があります。加えて、県内には支援体制に地域差があることも依然として大きな課題です。

こうした課題を乗り越えるため、子どもの貧困を地域や社会全体で解決するという認識のもと、行政機関や学校、地域住民、民間団体など関係機関が連携して、子どものライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築を強化しつつ、重点施策に取り組みます。

3 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、県政運営の指針である「次期総合計画（仮）」をはじめ、県が策定することも・子育て家庭に関連する各種計画との調和を図りながら、市町村や学校、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、N P O等民間団体との積極的な協働のもと、本計画を着実に推進します。

また、令和3年度に、地域で子どもを支援する民間団体のネットワークが立ち上がりました。県は、このネットワークを中心として、市町村や関係機関と協働しながら支援基盤を一層強化し、それぞれの地域の実情に応じた活動の展開を図ることで、居住する地域にかかわらず必要な支援が等しく提供される社会の実現に努めます。また、地域の実情に応じた支援活動が安定的かつ持続可能となるよう、取組を強化します。

4 秋田県における子どもの貧困に関する指標・目標

本計画に関する施策の進捗状況を把握するため、次のとおり、指標と数値目標を設定します。

指 標	目 標 (R11)	直近値
1 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率 ※	一般世帯の高等学校等進学率との格差を縮小します。	0.6ポイント (R2.3～R6.3)
2 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率 ※	一般世帯の高等学校等中退率との格差を縮小します。	2.2ポイント (H31.4～R6.3)
3 生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率 ※	一般世帯の大学等進学率との格差を縮小します。	36.0ポイント (R2.3～R6.3)
4 児童養護施設の子どもの進学率（中学校卒業後）	子どもの意向にも配慮しつつ、全員の進学を目指します。	100.0% (R6)
5 児童養護施設の子どもの進学率（高等学校卒業後） ※	一般世帯の大学等進学率との格差を縮小します。	18.9ポイント (R2.3～R6.3)
6 母子世帯の親の就業形態における常用雇用の割合	割合の増加を目指します。	59.5% (R7.8)
7 年間就労収入240万円以上の母子世帯の割合	全体の38.4%まで増加を目指します。 ※「第4期ひとり親家庭自立促進計画」におけるR11年度までの目標値	31.7% (R7)
8 子どもの貧困解消対策を実施する支援団体等の新規設置数	毎年度5団体増加を目指します。	3団体 (R6)

※指標1, 2, 3, 5については、母数が少ないとから、前5年間の平均値とします。

第4章 重点施策と具体的な取組

重点施策1 教育の支援

子どものころに貧困状態にある家庭で育った親の子どもが、また貧困状態の中で育つ可能性が高くなるという、いわゆる「貧困の連鎖」を断ち切るために、将来、安定して生活ができる程度の収入を得られることが大変重要な要素です。そうしたことから、家庭の状況に関わらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもに対し、年齢や発達の度合いに合わせた質の高い教育が受けられる機会を均等に保障するため、教育費及び保育費の負担軽減を図ります。

また、学校を子どもの貧困の解消に向けた対策のプラットフォームと位置づけ、スクールソーシャルワーカーを軸とした教育機関と地域において支援に携わる民間団体等の支援者や地域福祉関係機関との連携を強化することで、困難な状況にある子どもを早期に発見し、必要な支援に結びつけます。

教育の支援については、「秋田県子育て家庭と子どもの未来応援アンケート」調査結果においても高いニーズが認められる分野です。

具体的な取組

(1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上

・子どものための教育・保育給付支援事業

3歳から5歳の子ども及び住民税非課税世帯の0歳から2歳の子どもを対象として保育料等を無償化します。

・地域子ども・子育て支援事業

様々な保育ニーズに対応するため、病児保育、延長保育、一時預かりなどの市町村の取組を支援します。

・私立幼稚園運営費補助金

幼児教育の振興を図るとともに、保護者等の経済的負担を軽減するため、経常的経費、特別支援教育経費等の一部を補助します。

・認定こども園サポート事業

認定こども園を目指す幼稚園・保育所等に対し、教育・保育の質を高める取組を支援します。認定こども園が認定後も質を維持・向上できるよう研修の機会を設けます。

・私立幼稚園整備費補助金

幼児教育の質の向上を図るため、教育環境(遊具・運動用具等)の整備を支援します。

(2) 学校を貧困解消対策のプラットフォームとして位置づけた学校指導・運営体制の構築

①学校を拠点とした福祉関連機関等との連携

・スクールカウンセラーの配置

中学校、高等学校にスクールカウンセラーを配置し、学校における教育相談体制の充実を図ります。

・広域カウンセラーの配置

主に小学校の教育相談及び緊急事案発生時に対応するため、教育事務所及び義務教育課がカウンセラーを派遣します。

・スクールソーシャルワーカーの配置

教育事務所、総合教育センター及び秋田明徳館高校にスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実を図ります。

・すこやか電話の設置による相談受付

教育事務所・出張所、総合教育センターにフリーダイヤル「すこやか電話」を設置し、相談事業を行います。

②学校教育による学力保障

・少人数学習推進事業

小・中学校において制度の見直しを図り、新しい基準の下、少人数学習を推進します。また、指導方法を工夫した「20人程度の少人数授業」は小学校3年生から中学校3年生を対象として実施します。

(3) 高等学校等における修学継続のための支援

・公立高等学校等就学支援費、私立学校就学支援事業（学び直し資金）

高等学校等中退者が再入学して学び直す場合、高等学校等の授業料に充てるため保護者の収入に応じて支給する就学支援金相当額を、卒業するまで（最長2年間）支給します。

・高校生学校生活サポート事業

学習支援サポーターを配置し、特別な教育支援を必要とする生徒の学習や生活上の困難を改善します。

(4) 大学等進学に対する教育機会の提供

・育英事業助成費（大学分）

大学・短大及び専修学校（専門課程）の学生に対する奨学金貸与及び学生寮を運営する（公財）秋田県育英会に助成します。

(5) 特に配慮を要するこどもへの支援

・特別支援教育就学奨励費

特別な支援を必要とする児童生徒の保護者等の経済的な負担を軽減するために必要な経費を支弁します。

(6) 教育費負担の軽減

①義務教育段階の就学支援の充実

・要保護・準要保護児童生徒の就学援助（市町村実施事業）

経済的に就学が困難であると認められる小・中学生の保護者に対し、市町村が就学に必要な経費を補助します。

・スクールソーシャルワーカーの配置【再掲】

教育事務所、総合教育センター及び秋田明徳館高校にスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実を図ります。

②高校生等への就学支援等による経済的負担の軽減

・公立高等学校等就学支援費、私立学校就学支援事業（就学支援金）

高等学校等の授業料に充てるため、保護者の収入に応じて就学支援金を支給します。

・公立高等学校等就学支援費、私立学校就学支援事業（奨学給付金）

低所得世帯における授業料以外の負担軽減を図るため、教科書費、教材費、学用品等に係る経費を扶助します。

・育英事業助成費（高校分）

高校生に対する奨学金を貸与している（公財）秋田県育英会に助成します。

・私立学校授業料軽減補助

低所得世帯等に対し授業料の軽減を実施する学校法人に補助します。

・私立学校入学料軽減補助

低所得世帯等に対し入学料の軽減を実施する学校法人に補助します。

③生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減

・進学・就職準備給付金

貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの自立を助長するため、大学等に進学する際や就職して自立する際に、進学・就職準備給付金を支給します。

・生活福祉資金貸付事業

低所得世帯の子どもが高校や大学等において修学するための入学金、授業料等について、低利又は無利子の貸付を行います。

・子どものための自立支援資金貸付事業（児童養護施設退所者等に対する助成）

児童養護施設等に入所中又は退所して進学や就職した者等の円滑な自立を支援するため、家賃及び生活費、就職に必要な資格取得のための経費について返還免除付きの貸付事業を行う県社会福祉協議会に対し助成します。

④ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減

・母子父子寡婦福祉資金貸付事業

ひとり親家庭の子どもに対し、高等学校等の修学の継続や大学等への進学を断念することがないよう、貸付による経済的支援を行います。

（7）地域における学習支援

①地域学校協働活動における学習支援等

・学校・家庭・地域連携総合推進事業（放課後子ども教室・あきた未来塾）

地域住民が参画して、放課後や休日等に、学校の余裕教室などを活用し、児童を対象とした学習や体験活動の機会を提供します。

・学校・家庭・地域連携総合推進事業（地域学校協働活動）

地域全体で子どもたちの成長を支える体制を推進します。

②生活困窮世帯等への学習支援

- ・生活困窮者自立支援事業における子どもの学習・生活支援事業

子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学及び修学継続に関する支援を行います。また、子どもの生活や進学について保護者に助言するなど、子どもと保護者の双方に対して必要な支援を行います

重点施策2 生活の安定に資するための支援

子どもが健やかに成長するためには、親の妊娠・出産期から継続した良好な環境が不可欠です。しかしながら、貧困の状態にある家庭や子どもにおいては、支援の必要性に気づいていない場合や気づいていても支援を求めることができず、社会的に孤立してしまい、一層深刻な状況に陥ることが懸念されます。

このような状況に陥ることのないよう、弁護士等の専門職とも積極的に連携しつつ、保護者及び子どもに対する生活支援の充実を図りつつ、家庭内の課題の早期発見と適切な支援へ向けたスムーズな連携を図ります。

具体的な取組

(1) 産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援

- ・妊娠・出産への健康づくり支援事業

安心して妊娠・出産ができる環境づくりに向けて、総合的支援を行います。(妊婦歯科健康診査・特定不妊治療・難聴児補聴器購入費への助成、不妊専門相談センターや、女性健康支援センターによる悩み相談等)

- ・子ども家庭センター事業

市町村が設置する「子ども家庭センター」に助成するとともに、人材育成を行い、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ、切れ目のない支援を行います。

(2) 保護者の生活支援

①保護者の自立支援

- ・ひとり親家庭就業・自立支援センター事業

法律に関する相談、就業相談、技能習得講習会の実施、就業情報の提供や、養育費に関する相談などの生活支援サービスを提供します。

- ・生活困窮者自立支援事業における自立相談支援事業

家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者の家計改善を支援します。

- ・ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等において一時的に介護・保育等のサービスが必要な世帯、もしくは生活環境が激変し日常生活に特に大きな障害が生じている世帯に対して、家庭生活支援員を派遣し、必要な介護・保育等の支援を行います。

②保育等の確保

・地域子ども・子育て支援事業

様々な保育ニーズに対応するため、病児保育、延長保育、一時預かり、放課後児童クラブなどの市町村の取組を支援します。

・すこやか子育て支援事業

一定の所得制限の下で、保育料を助成するほか、未就学児を養育する多子世帯に対して、一時預かり等の利用料を助成します。

・すこやか療育支援事業

一定の所得制限の下、未就学障害児の通所支援に係る保護者負担を軽減します。

③保護者の負担軽減

・家庭支援事業（子育て短期支援事業等）

児童福祉施設や里親家庭に一時的に子どもを預かることで保護者の生活の安定を図り、その後の良好な親子関係に結びつけるための支援を実施します。

・福祉医療費助成事業

乳幼児及び小中高生やひとり親家庭の児童生徒等の心身の健康の保持と生活の安定を図るために、市町村が行う福祉医療に要する経費について補助します。

④母子生活支援施設の活用

・母子生活支援施設への入居による支援

生活に困難を抱える母子家庭の母と子に対し、入居により保護するとともに生活支援を行い、退所した世帯についても相談等の援助を行います。

（3）子どもの生活支援

①社会的養育が必要な子どもへの生活支援

・家庭養護推進体制整備事業

里親支援を専門的に行う職員の配置、里親支援機関と連携した事業の実施等を行います。また、里親支援センターで一貫した支援を行うことで、情報共有含む児童相談所との連携をスムーズにし、一層行き届いた里子・里親支援を行います。

②生活困窮世帯等への生活支援

・生活困窮者自立支援事業における子どもの学習・生活支援事業【再掲】

子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学及び修学継続に関する支援を行います。また、子どもの生活や進学について保護者に助言するなど、子どもと保護者の双方に対して必要な支援を行います。

③食育の推進に関する支援

・あきた食育推進事業

第5期秋田県食育推進計画（令和8年度～12年度）に基づき、食育に携わる関係者間との協議・連携を通じて、子どもの食育の推進に取組みます。

④多様な体験活動を通じた子どもの成育支援

・ニューノーマルに対応した体験活動構築事業

少年自然の家において、子どもから大人まで、安全に自然体験活動ができる体制を整備し、地域や世代をつなぐ社会教育施設として充実を図ります。

・教育施設等のセカンドスクール的利用の推進

学校等による教育施設等のセカンドスクール的利用を推進します。各施設における体験的な学習プログラムの開発と利用を促進し、学びの機会を広げます。

・博物館・美術館の教育普及事業

幅広い世代を対象とした博物館・美術館教室等のプログラムの充実を図り、県民の文化芸術に対する興味・関心の高まりと理解の促進を図ります。

(4) 子どもの就労支援

①ひとり親家庭の子どもや高校中退者等への就労支援

・キャリア応援事業

あきた就職活動支援センターにおいて、求職者に対して個別カウンセリング等を実施し、就職決定、就職後のフォロー等を含めたワンストップサービスを提供します。

・地域若者サポートステーション事業

地域若者サポートステーションにおいて、キャリア・カウンセラーによる専門相談や各種就職支援プログラムを国と連携を図りながら実施することで、ニート等社会職業的自立に困難を有する若者の就労を支援します。

・身元保証人確保対策事業

児童養護施設等を退所する子ども等が、就職やアパート等の賃借契約の際に、保証人の確保を容易にし、自立の促進につなげるため、施設長等が保証人となりその保証料を負担します。

②定時制高校に通学する子どもの支援

・定通教育補助事業

定時制課程又は通信制課程に在学し、就労している生徒等に対し、教科書給与等を行います。

(5) 住宅に関する支援

・生活困窮者自立支援事業における住居確保給付金

離職などで住むところがなくなった方や、住む場所を失うおそれが高い方には、就職活動することを条件などに、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職を支援します。

・ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業

ひとり親家庭等の福祉を増進するため、それらの家庭の住宅の整備について融資を行う市町村に、資金の貸付を行います。

(6) 児童養護施設退所者等に関する支援

・身元保証人確保対策事業【再掲】

児童養護施設等を退所する子ども等が、就職やアパート等の賃借契約の際に、保証人の確保を容易にし、自立の促進につなげるため、施設長等が保証人となりその保証料を負担します。

・子どものための自立支援資金貸付事業(児童養護施設退所者等に対する助成)【再掲】

児童養護施設等に入所中又は退所して進学や就職した者等の円滑な自立を支援するため、家賃及び生活費、就職に必要な資格取得のための経費について返還免除付きの貸付事業を行う県社会福祉協議会に対し助成します。

(7) 支援体制の強化

①社会的養育の体制整備

・家庭養護推進体制整備事業【再掲】

里親支援を専門的に行う職員の配置、里親支援機関と連携した事業の実施等を行います。また、里親支援センターで一貫した支援を行うことで、情報共有含む児童相談所との連携をスムーズにし、一層行き届いた里子・里親支援を行います。

②相談職員の資質向上

・母子家庭等就業自立支援事業

母子・父子自立支援員等の研修を実施し、ひとり親からの相談にあたる職員の資質向上を図ります。

重点施策3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

子育て世帯の生活の経済基盤となる保護者の就労支援は、こどもの貧困の解消に向けた対策において重要な要素です。また単に就職に結びつける支援のみならず、とりわけ非正規雇用やパート雇用などの不安定な雇用環境に置かれている世帯や、正規雇用であっても低賃金である世帯などに対して、キャリアアップの支援や所得の増加を図り、自らの収入で自立して子育てが行えるよう支援します。

具体的な取組

(1) 職業生活の安定と向上のための支援

①所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現

・キャリア応援事業【再掲】

あきた就職活動支援センターにおいて、求職者に対して個別カウンセリング等を実施し、就職決定、就職後のフォロー等を含めたワンストップサービスを提供します。

・生活困窮者自立支援事業における就労支援

相談者から支援の申し込みがあった場合は、支援プランを作成し、自立に向けた伴走型の支援を行うなど、福祉事務所に支援員を配置し、相談者のアセスメントを実施します。

②親の学び直しの支援

・就業能力向上支援事業

就学前の児童の保護者であって、子どもを保育するため職業訓練を受講することができない離転職者等を対象に託児サービス付きの職業訓練を実施し、再就職の促進を図ります。また、各技術専門校の巡回就職支援指導員が訓練実施機関等を巡回し、受講者への求人情報の提供等による就職支援を行います。

・自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の親がパソコン検定、簿記等の職業能力開発のための講座を受講した場合、講座修了後に受講料の一部を支給します。

(2) ひとり親に対する就労支援

・高等職業訓練促進給付金事業

ひとり親家庭の親が経済的自立のため資格取得を目的に長期間養成機関等で受講する場合、その期間中の生活費を支給します。

・子どものための自立支援資金貸付事業（ひとり親家庭の親に対する助成）

ひとり親家庭の親の自立促進を図るため、資格取得のための養成機関の入学準備金及び就職準備金について返還免除付きの貸付事業を行う県社会福祉協議会に対し助成します。

・自立支援教育訓練給付金事業【再掲】

ひとり親家庭の親がパソコン検定、簿記等の職業能力開発のための講座を受講した場合、講座修了後に受講料の一部を支給します。

・ひとり親家庭就業・自立支援センター事業【再掲】

法律に関する相談、就業相談、技能習得講習会の実施、就業情報の提供や、養育費に関する相談などの生活支援サービスを提供します。

重点施策4 経済的支援

経済的支援は、貧困の状況にある世帯の生活基盤を安定させる観点から重要です。支援を必要とする世帯に対して、制度の周知や活用を進めることにより生活保護制度や各種手当制度等を着実に実施します。特に、ひとり親家庭の経済的安定は喫緊の課題であることから、こども大綱で指標に追加された「ひとり親世帯の養育費受領率」の向上に向けた対策を推進します。

また、金銭給付や貸付といった直接的な支援に加え、保護者の就労支援や生活の安定に資するための支援など、他の施策を組み合わせて提供することで、経済的基盤の安定化を推進します。

具体的な取組

(1) 生活保護制度や各種手当制度等の着実な実施

・生活保護

困窮のため最低限度の生活を維持することのできない世帯に対し扶助します。

・児童扶養手当の支給

離婚などにより父親（母親）と生計を同じくしていない児童が養育されている母子家庭（父子家庭）に支給します。

- ・母子父子寡婦福祉資金貸付事業

母子家庭・父子家庭に対して、経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している子どもの福祉向上を増進させるために貸付を行います。

- ・生活福祉資金貸付事業

低所得世帯等に対し、低利又は無利子の貸付を行います。

(2) 養育費確保

- ・養育費確保手続費用助成事業

養育費の取り決め・確保の手続きに要する費用を助成します。(公正証書による債務名義作成に要する公証人手数料等)。

重点施策5 民間の団体の活動の支援

子どもの貧困の解消に向けた対策は、子どもの貧困がその家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として推進されなければなりません。この「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」の基本理念に基づき、貧困に関する県民の理解を促進し、地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り支える気運を醸成します。

令和3年度に構築された「あきた子ども応援ネットワーク」を中心とし、子ども食堂や学習支援、多様な体験機会の提供等の民間団体の活動が、地域に根差し、安定的かつ持続可能な活動となるよう、取組を強化します。

具体的な取組

- ・子どもの未来応援居場所づくり支援事業

民間団体のネットワークである「あきた子ども応援ネットワーク」にコーディネーターを配置し、新たな活動に取組む団体等の立ち上げの支援や活動の具体化、民間資金などの活用等、安定的運営に向けた運営支援を行います。

資料編

- ・秋田県子どもの貧困解消対策推進計画策定委員会設置要綱
- ・秋田県子どもの貧困解消対策推進計画策定委員会委員名簿
- ・計画策定の経過
- ・前期計画（令和3年度～令和7年度）の推進状況（成果と課題等）
- ・秋田県子育て家庭と子どもの未来応援アンケート集計結果

秋田県子どもの貧困解消対策推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第1項に基づき、「秋田県子どもの貧困解消対策推進計画」を策定するに当たり、広く関係者の意見を計画に反映させるため、「秋田県子どもの貧困解消対策推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子どもの貧困解消対策推進計画の策定に関すること。
- (2) ひとり親家庭における子育てに関する実態調査に関すること。
- (3) ひとり親家庭における子育てに関する支援ニーズの把握に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、令和8年3月31日までとする。
- 3 委員会には、委員の互選により、委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、秋田県健康福祉部長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定める者のほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月21日から施行する。

秋田県子どもの貧困解消対策推進計画策定委員会委員名簿

【委員】

所 属	職 名	氏 名	備 考
弘前学院大学社会福祉学部	教 授	駒ヶ嶺 裕 子	学識者
松本総合法律事務所	弁 護 士	笈 川 正 典	秋田弁護士会推薦
秋田市子ども未来部 子ども福祉課	課 長	石 川 七 絵	秋田県市長会推薦
小坂町役場福祉課	課 長	成 田 昌 章	秋田県町村会推薦
社会福祉法人 三種町社会福祉協議会	事務局長	安 達 隆	市町村社会福祉協議会 連絡協議会推薦
社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会	副 部 長	柴 田 伝	あきた子ども応援ネット ワーク
秋田県民生児童委員協議会	副 会 長	三 浦 喜美子	秋田県民生児童委員協議 会推薦
社会福祉法人秋田聖徳会 若草ハイム	所 長	吉 村 美奈子	秋田県母子福祉協議会推 薦
県南愛児園ドリームハウス	園 長	谷 口 太 郎	秋田県児童養護施設協議 会推薦
秋田県中央教育事務所 由利出張所	S S W	川 井 璃 子	教育庁推薦
秋田県南福祉事務所	所 長	松 田 千賀子	秋田県福祉事務所

【事務局】

幼保推進課
義務教育課
高校教育課
生涯学習課
次世代・女性活躍支援課
地域・家庭福祉課

第3次子どもの貧困解消対策推進計画策定の経過

時 期	委員会の開催等	実施内容等
令和7年8月 1日	○第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長の選出 ・計画策定の概要確認 ・策定スケジュールの確認 ・調査の項目・方法の検討
令和7年 8月～ 令和7年 9月	○実態調査（アンケート）実施	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭及び父子家庭 ・子ども食堂を利用する子ども ・民間支援団体等
令和7年 9月18日	○県議会福祉環境委員会 (令和7年9月議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・骨子案の報告
令和7年10月31日	○第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・調査結果等の評価・分析 ・素案の検討
令和7年12月	○県議会福祉環境委員会 (令和7年12月議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・素案の報告
令和7年12月～ 令和8年 1月	○パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・素案に対する意見募集
令和8年 2月	○第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案の検討
令和8年 3月	○県議会福祉環境委員会 (令和8年2月議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案の報告
令和8年 3月	○計画の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定・公表

重点施策1 教育の支援

第2次秋田県子どもの貧困対策推進計画（令和3年度～令和7年度）の推進状況（成果と課題等）

(1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上

事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第3次計画における考え方	担当課
・子どもたちのための教育・保育給付支援事業	3～5歳の子どもも及び住民税非課税世帯の0～2歳の子どもを対象として保育料等を無償化する。	子ども・子育て支援制度に係る市町村が支弁する費用について、子ども・子育て支援制度に定めるところにより、費用の一部を負担し、各施設への財政支援※を実施してきた。 （※子ども・子育て支援制度では、教育・保育に係る費用について各家庭への給付ではなく、確実にその目的に充てるため、直接施設へ支払われる「法定代理受領」を採用している。） 【事業実績】（R6年度） ・子どもたちのための教育・保育給付費負担金 21市町村 ・施設型給付費地方単独費用負担金 18市町村 ・子育て支援施設等利用給付費負担金 15市町村	法定事業のため、継続して実施する。 特になし	法定事業のため、継続して実施する。 特になし	幼保推進課
・地域子ども・子育て支援事業	様々な保育ニーズに対応するため、病児保育、延長保育、一時預かりなどの市町村の取組を支援する。	市町村が地域の事情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき実施している事業であるが、国と県がそれぞれ1/3ずつ費用を負担している。各事業とも実施施設数は増加してきている。 【事業実績】（R6年度） ①一時預かり:19市町村 ②延長保育:15市町村 ③病児保育:14市町村 ④実費徴収:1市 ⑤多様な事業者の参入促進:3市 ⑥病児保育施設整備:1市	病児保育事業については、安定した事業運営ができるよう、国の補助単価や制度の見直しが必要である。 特になし	保護者の多様な働き方や生活環境により、様々な保育ニーズが発生しており、今後も必要なときには必要な保育サービスが利用できるよう本事業を継続していく必要がある。	幼保推進課
・私立幼稚園運営費補助金	幼児教育の振興を図るとともに、保護者等の経済的負担を軽減するため、経常的経費、特別支援教育経費等の一罰を補助する。	経常的経費に対する補助については、「子ども・子育て支援新制度」未導入園を対象とし、補助対象経費の40～50%ほどを補助している。令和6年度までは2園が対象教育経費が、令和7年度からは1園となつた。令和6年度には36園30法人に対し、障害児の受け入れを支援した。	特別支援教育経費に対する補助については、対象児への支援状況等を確認していく必要がある。	私立の幼児教育の充実を図るため、本事業については継続して実施する必要がある。	幼保推進課
・認定こども園拡充事業	認定こども園をを目指す幼稚園・保育所等に対し、教育・保育の質を高める取組を支援する。 認定こども園が認定後も質を維持・向上できるよう研修の機会を設ける。	認可・認定前に2年間、認可・認定後に1年間、計3年間を基本とし、継続支援を行っている。令和6年度は、5園が本事業を受け、延べ12回訪問している。令和7年度は、9園が本事業を受け、延べ11回の訪問予定である。 園の質的向上や組織的・計画的な取組について効果を果たしていると考えられる。	認可・認定後に1年間、計3年間は、令和7年度は、5園特になし。	就学前教育・保育の質的向上が求められていることと、保護者が安心して子育てをしていくことができるようになることを踏まえ、本事業を継続していく必要がある。また、市町村の実情を踏まえた認可・認定となるよう、担当課と連絡を密にしながら進めていく必要がある。	幼保推進課
・【墮胎】認定こども園施設整備事業	新たな教育・保育需要等に対応する認定こども園の設置を促進するため、施設の整備を支援する。	令和2年春から令和6年度までに延べ10園に対して、施設整備を支援した。計画当初107施設であつた施設教は、令和7年4月現在で118施設まで増加している。	特になし	国事業の終了（R6年度）に伴い事業終止としたため、削除する。	幼保推進課
・私立幼稚園整備費補助金	幼児教育の質の向上を図るために、教育環境（遊具・運動用具等）の整備を支援する。	幼児教育の質の向上を図るために、令和2年度から令和6年度までに延べ203園に対して遊具・運動用具等の整備を支援した。（R6:59園）	特になし	教育環境の整備により、幼児期の発育段階に応じた心身の発達を図ることができたため、事業を継続する。	幼保推進課

(2) 学校を窓口とした貧困対策のプラットフォームとして位置づけた学校指導・運営体制の構築

① 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携		課題	第3次計画における考え方	担当課
事業名	内容	取組の現状と成果		
・スクールカウンセラーの配置	中学校、高等学校にスクールカウンセラーを配置する。	令和7年度は公立100中学校に配置をした。チーム学校の一つとして、教職員や保護者など信頼関係を構築していることが重なっていることからカウンセリングや、生徒が相談しやすい状況となる場合がある。	市町村教育委員会や学校のニーズに応じた柔軟な配置時数となるよう、配置時数の規準等の検討や配置時数の拡充に向けた検討が必要である。	義務教育課
・スクールカウンセラーの配置	中学校、高等学校にスクールカウンセラーを配置する。	令和7年度は県立高等学校全日制課程の本校、分校及び地域校並びに定時制課程の計48校に配置した。各校では積極的にカウンセラーと連携し生徒や保護者の抱える悩みに対応している。限られた時数での従事ではあるが、各校における教育相談体制の充実に果たす役割は大きい。(相談回数は、R4:2,364、R5:2,308、R6:2,303)	多くの学校でカウンセラーの配当時数が不足していると捉えている。例年、各校が希望する時数を配当することができるが、悩みを抱える生徒及び保護者への対応が十分に行き届かないことが懸念され、配当時数の拡充が望まれる。	高校教育課
・広域カウンセラーの配置	主に小学校の教育相談及び緊急次発生時に応応するため、教育事務所及び義務教育課がカウンセラーを派遣する。	3地域に52人のカウンセラーを配置し、小学校での積極的な活用が進んでいる。また、緊急時に迅速な相談対応がなされている。(相談回数は、R4:2,492、R5:2,182、R6:2,064)	即応的・継続的な教育相談支援だけではなく、課題の未然防止につながる常態的・先行的な取組を広げる必要がある。	各学校において課題未然防止につながるカウンセラーの活用の在り方について、研究を進めるとともに、緊急時等に対応できるよう配置時数等の拡充を図りたい。
・スクールソーシャルワーカーの配置	教育事務所、総合教育センター及び秋田明徳館高校にスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実を図る。	有資格者と教職経験者のペア配置により、幅広いケースの相談に対応しており、多様で複雑な家庭環境を背景とする児童生徒に対して、学校ども保護者の間をつなげたり、状況に応じて、児童生徒の問題に付いて、児童生徒が見られている。(相談回数は、R4:8,182、R5:10,725、R6:12,847)	相談件数が増加の一途をたどっており、虐待や貧困等、様々な事案が発生しており、今後も令和7年度は相談箇所を増やし、対応していくものの、地域によっては、即時対応ができない状況にある。	虐待や貧困等、様々な事案が発生しており、今後も二つ子が高まつていくと著えられるため、配置箇所や配置時数を増やすことができるよう検討していくたい。
・すこやか電話による相談受付	教育事務所、総合教育センターにリーダイヤル「すこやか電話」を設置し、相談事業を行っている。	多様な悩みを抱えた児童生徒や保護者の相談に応じ、関係各課所や関係機関と連携しながら即時対応することができる。(相談回数は、R4:239、R5:197、R6:175)	「すこやか電話」を含む電話相談における状況に応じて緊急対応の在り方について、関係各課所と検討をする必要がある。	相談窓口は現状を維持しつつ、相談員が適切な対応ができるよう、関係各課所と電話相談対応の改善を図っていきたい。
・少人数学習推進事業	小・中学校において少人数学習を推進する。 ・30人程度学級の実施 ・小学校及び中学校全学年 ・20人程度の少人数授業 ・小学校3年生～中学校3年生	生活集団及び学習集団の少人数化に必要な人的措置を行うこと、小・中学校への入学段階における学校生活の安定化や、各学年において細かな指導による基礎学力の定着・向上に努めることができた。 令和4年度全国学力・学習状況調査(全国比) (平均正答率 小6:国+5、算+3、中3:国+4、数+3) 令和5年度全国学力・学習状況調査(全国比) (平均正答率 小6:国+5、算+2、中3:国+4、数+1) 令和6年度全国学力・学習状況調査(全国比) (平均正答率 小6:国+5、算+2、中3:国+2、数±0)	教員不足により、配置基準に応じた人員配置が難しい状況となっている。 教員不足の状況に対応できるよう、少人数学習推進事業における少人数学級の配置を見直して継続実施していく。	義務教育課
② 学校教育による学力保障				

(3) 高等学校等における修学継続のための支援

事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第3次計画における考え方	担当課
・公立高等学校等就学支援費、私立学校就学支援事業(学び直し資金)	高等学校等中退者が再入学して学び直す場合、高等学校等の授業料に応じて支給する就学支援金相当額を、卒業するまで(最長2年間)支給する。	毎年20人から30人程度の実績があり、中退者が学び直す際に支援していると言える。		特になしなし。	教育庁総務課 高校教育課
・高校生生活サポート事業	学習支援サポーターを配置し、特別な教育支援を必要とする生徒の学習や生活上の困難を改善する。	特別な支援を必要とする生徒が、より豊かな高校生生活を送るために、県内16校に学習支援サポーターを配置する。配置の教員とともに、生徒一人一人に寄り添った学習支援が組織的に展開され、校内支援体制の充実が図られている。	支援を必要とする生徒の増加により、学習支援サポーターの配置を求める学校が増えている。	配置校が地域における特別支援教育の基幹的な役割を果たし、その取組を配置校以外の学校等と共に実施するなどして、関係機関等と一緒に、切れ目のない支援体制を充実させていく必要がある。	高校教育課

(4) 大学等進学に対する教育機会の提供

事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第3次計画における考え方	担当課
・育英事業助成費(大学分)	大学・短大及び専修学校(専門課程)の学生に対する奨学金貸与及び学生寮を運営する(公財)秋田県育英会に助成する。	令和6年度は助成の実績はなかった。(育英会が償還金の繰り戻により、奨学金貸与及び学生寮運営を行なうことができた)	学生寮の老朽化が進み、修繕等含む運営に係る経費が今後かかりまことになる可能性がある。加えて、寮の存在を周知し入居率をあげていく必要がある。(育英会運営機)	助成の考え方については継続。育英会と連携して、事業の周知に努めしていく。	教育庁総務課

(5) 特に配慮をする子どもへの支援

事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第3次計画における考え方	担当課
・特別支援教育就学奨励費	特別な支援を必要とする児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、学用品等購入に必要な経費を支弁する。	特別支援学校等に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品等購入に必要な経費を1,208人に対して負担及び補助した。(国庫負担及び補助事業)	特になしう。	引き続き実施する。	特別支援教育課

(6) 教育費負担の軽減

① 事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第3次計画における考え方	担当課
・要保護・準要保護児童生徒の就学援助(市町村実施事業)	経済的に就学が困難であると認められる小、中学生の保護者に対し、市町村が就学に必要な経費を補助する。	全国の傾向と同様に、就学援助対象者数も減少傾向にあるが、これは児童生徒自体の減少によるものである。近年の就学援助率は、国14%程度、秋田県3.6%程度であり、制度を必要とする家庭が一定数存在し続けている状況がある。当該制度により、家庭の経済状況に左右されず、すべての子どもが質の高い教育を受けられる状況となっている。	制度上、具体的な認定基準は市町村の実施量に委ねられており、入学前支給の実施状況等の運用に盡りもみられるが、独自の代替制度で対応しているケースもある。秋田県としては、市町村がそれぞれの地域の実情に合わせて適切に就学援助制度を運用できるよう、情報提供に努めている。	秋田県は、国からの通知等にて各種事例の周知を行っている状況にある。	義務教育課
・スクールソーシャルワーカーの配置【再掲】	教育事務所、総合教育センター及び秋田明徳館高校にスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実を図る。	有資格者と教職経験者のペア配置により、幅広いケースの相談に応じており、多様で複雑な家庭環境を背景とする児童生徒に対しても、学校と保護者の間をつなげたり、状況が好転しているケースが見られている。	相談件数が増加の一途をたどつており、虐待や貧困等、様々な事案が発生しており、今後もニーズが高まっていくことを考えられるため、対応していけるものの、地域によつては、即時対応ができない状況にある。	相談回数は、R4.8.182, R5.10.725, R6.12.861	義務教育課 高校教育課

② 高校生等への就学支援等による経済的負担の軽減

事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第3次計画における考え方	担当課
・公立高等学校等就学支援費・私立学校就学支援事業(就学支援金)	国で定める世帯収入の基準に満たない生徒に対する就学支援金を支給した。生徒の支給割合は約9割である。	制度上の大きな問題はないと思われる。 継続して実施する。			教育庁総務課 高校教育課
・公立高等学校等就学支援費・私立学校就学支援事業(奨学生給付金)	低所得世帯における授業料以外の負担軽減を図るために、教科書費、教材費、学用品等に係る経費を扶助する。	給付額の増額、新入生への早期給付、家計急変への対応等 (R6受給者数：(公立)、451人(私立))	特になし。	継続して実施する。	教育庁総務課 高校教育課
・育英事業助成費(高校分)	高校生に対する奨学生金を貸与している(公財)秋田県育英会に助成する。	金和6年度は助成の実績はなかった。(育英会が償還金の繰越により、奨学生貸与を行うことができたため)	奨学生金需要は一定数見受けられるが、採用枠に対して、応募数が少ない傾向にあるため、事業の積極的な周知の行い、育英会と連携して、事業の周知に努めていく。	助成の考え方については継続して実施する。 育英会と連携して、事業の周知に努めていく。	教育庁総務課
・私立学校授業料軽減補助	低所得世帯等に対し授業料の軽減を実施する学校法人に補助する。	金和6年度は5校、8,722千円を補助し、学校法人が実施する授業料軽減に対して支援した。	特になし。	継続して実施する。	教育庁総務課
・私立学校入学料軽減補助	低所得世帯等に対し入学料の軽減を実施する学校法人に補助する。	金和6年度は5校、30,860千円を補助し、学校法人が実施する入学料軽減に対して支援した。	特になし。	継続して実施する。	教育庁総務課

③ 生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減

事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第3次計画における考え方	担当課
・生活福祉資金貸付事業	低所得世帯の子どもが高校や大学等において修学するための入学金、授業料等について、低利又は無利子の貸付を行う。	貸付事業の実施により、世帯の自立を促進し、安定した生活を営むことができるよう支援した。 R6年度 生活福祉資金貸付:154件 (うち教育支援資金:64件)	支援を必要とする低所得世帯に対して、制度の活用を周知する必要がある。	制度にに関する情報提供を積極的にを行い、引き続き適切な貸付を実施する。	地域・家庭福祉課
・子どものための自立支援資金貸付事業	児童養護施設等に入所中又は退所して進学や就職した者の円滑な自立を支援するため、家賃及び生活費、就職に必要な賃料等のための経費に付けて返還免除付きの貸付事業を行う県社会福祉協議会に対し助成する。	県社会福祉協議会において、家賃、生活費及び賃料取得のための経費の貸付けを実施し、円滑な自立を支援した。 R6年度実績:7件	児童養護施設等に対して、制度の活用を周知する必要がある。	制度にに関する情報提供を積極的にを行い、引き続き、貸付事業を行う県社会福祉協議会に対して、助成を行っていく。	地域・家庭福祉課

④ ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減

事業名	内容	修学資金等の貸付により、大学等の就学・修業に必要な経済的支援を行った。 R6年度実績:修学資金16件、就学支度金5件	制度に開するひとり親世帯に対して、制度の活用を周知する必要がある。	制度に開するひとり親世帯に対しても、支援を行うひいきの貸付業務を実施する。	地域・家庭福祉課
・母子父子事婦福利資金貸付事業	ひとり親家庭の子どもに対し、高等学校等の修学の継続や大学等への進学を助長するこがないよう、貸付による経済的支援を行う。				

(7) 地域における学習支援

① 地域学校協働活動における学習支援等

事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第3次計画における考え方	担当課
・放課後子ども教室	地域住民が参画して、放課後に学習活動や体験活動の機会を提供する。	令和6年度は、「放課後子ども教室」は、県内18市町村で実施され、102教室が実施された。学習活動や体験活動の機会を提供するだけではなく、児童の居場所づくりの観点からも一定の成果が認められた。 ※補助事業活用なしを含めた実績は、19市町村・143教室。	地域住民のない手不足により、安定的な運営が困難な地域がある。生涯学習課活動内容の充実と多様化に対応する支援体制が十分でない。	人材を確保しつつ、多様なプログラムを導入できるよう、他部局との連携など研修の機会を検討する必要がある。	生涯学習課
・地域学校協働本部	学校が必要とする活動について、地域住民をボランティアとして派遣する。	学校と地域の連携を強化し、地域住民による学習や行事の支援が行われてきた。令和6年度には13校を対象に協働本部が設置され、地域学校協働活動推進員や学習支援員等が県内240校で地域学校協働活動に従事した。学校運営協議会も各校で運営され、地域ぐるみで子どもが腰掛けられた。	地域社会全体で子どもを育てるなどを目標し、地域と学校のより一層の連携・協働を図るために、学校運営協議会への地域学校協働活動推進員の参画を図る。	生涯学習課	
・あきたわくわく未来ゼミ	「わくわく土曜教室」事業と「地域未来塾」事業を実施する。 ・「わくわく土曜教室」専門的技能をもつ地域住民が教科に精通した学習プログラムを提供する教室を土曜日に実施。 ・「地域未来塾」放課後や休日に、公民館等で地域の大学生や民間教育事業者などが、主に中学生を対象にICT等を活用した学習支援を実施する。	令和4年度から全国の特組みが変わったことにより、「わくわく土曜教室」は、放課後子ども教室として実施することになった。「地域未来塾」は、「あきだ未来塾」として、長期休業中や休日の子どもたちの活動の場を開設している。令和6年度は、7市町村で25教室を開催し、退職教員や大学生等が、子どもたちの活動を支援した。 ※補助事業活用なしを含めた実績は、8市町村・26教室	「あきだ未来塾」の講師等の不足により、実施が難しい地域がある。地域の人材の確保や研修の実施により、講師の幅野を広げるよう取り組みたい。 参加率の地域差があり、特に支援を必要とする層へのリーチ方法を検討する必要がある。	地域の人材の確保や研修の実施により、講師の幅野を広げるよう取り組みたい。 支援が必要な子どもにも確実に届く仕組みの構築を検討する必要がある。	生涯学習課
② 生活困窮世帯等への学習支援	・生活困窮者自立支援事業による学習支援	町村部に居住する、主に生活保護世帯・準保護世帯・児童扶養手当受給世帯の中学生及び高校生代を支援対象に、集団型の学習教室により支援を行っている(原則無料)。 R6実績:2町14名(中学13名、高校生1名)	経済的困難の発覚を恐れ、支援に繋がらない潜在層が存在する可能性がある。	事業に関する情報提供をするだけでなく、ニーズについて把握に努める。	地域・家庭福祉課

重点施策2 子育て家庭の生活の安定に資するための支援

(1) 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における切れ目のない支援

事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第3次計画における考え方	担当課
・妊娠・出産への健康づくり支援事業	安心して妊娠・出産ができる環境づくりに向けて、総合的支援を行う。(妊娠科健診検査・特定不妊治療・難聴児補聴器購入費への助成、不妊専門相談センターによる悩み相談等)	妊娠科健診を実施する市町村に対する経費を助成し、妊娠の健診の保持・増進及び経済的負担の軽減を図った。 (R6年度実績:交付者3,322人/受診者1,985人、受診率59.8%) ・不妊治療は令和4年度から保険適用となったが、保険適用について助成を行った(令和6年度実績:478生)。中・重度の難聴がある児童が補聴器の購入費用の一部を助成する効果が期待できる場合に、購入費用の一部を助成する支援を行った。(R6年度実績:27人・補聴器46個) ・不妊専門相談センター及び女性健康支援センターにおいて、思春期から更年期までの女性の健康や、妊娠、不妊、不育に関する相談にメール・ラジオ等の方法を用いて応じし相談支援の充実を図った(R6年度相談実績:不妊専門相談センター185件、女性健康センター215件)。	専門的な相談ニーズは高まっていると感じる中で、不妊専門相談センターの相談件数は伸び悩んでいる。	各制度や相談センターを着実に周知するほか、産後ケア事業及び妊娠健診・分娩への交通費等支援事業を新たに実施するなど、安心して妊娠・出産ができる環境づくりに向けた総合的支援を継続して行う。	保健・疾病対策課
・子ども家庭センター事業	市町村が設置する「こども家庭センター」に助成するとともに、人材育成を行い、全ての妊婦・子育て世帯、こどもへ、切れ目がない支援を行っており、多くの市町村でセンターが設置され、さまざまな機関連携を深化させ、より個別相談を通じて、子育て世帯へのアセスメント機能が強化されつつある。	市町村への設置助成等を推進し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援体制の構築を進めている。多くの市町村でセンターが設置され、さまざまな機関連携を深化させ、より個別相談を通じて、子育て世帯へのアセスメント機能が強化されつつある。	引き続き市町村のセンター設置と機能強化を支援し、地域の実情に応じた柔軟な体制を促進する。また、医療・福祉・教育など多機関連携を深化させ、包括的な支援体制を一層充実させるよう、市町村へ働きかけを行う。	次世代・女性活躍支援課	

(2) 保護者の生活支援

① 保護者の自立支援		取組の現状と成果	内容	課題	第3次計画における考え方	担当課
事業名	・ひとり親家庭就業・自立支援センター事業	ハローワークと連携した求人情報の提供、就業支援講習会(介護、調理、パソコン、経理)の実施、介護士による法律相談等の実施実績	法律に関する相談、就業相談、技能習得講習会の実施、就業情報の提供や、養育費に関する相談などの生活支援サービスを提供する。	ひとり親家庭に対して、ひとり親家庭就業・自立支援センターの事業を周知する。・相談件数:517件・各種講習会受講者数:介護職員初任者研修講習29人、調理師試験対応講習4人、ノックコンソーシアム講習3人、就職活動支援セミナー2人。	講習会の内容や相談体制の充実を図り、引き続き、ひとり親家庭の支援を推進する。	地域・家庭福祉課
事業名	・生活困難者自立支援事業における家計改善事業	生活困難世帯に対してファイナンシャルアドバイザーナーを無料で派遣し、家計の改善に向けた相談支援を実施する。	生活困難家庭において一時的に介護・保育等のサービスが必要な世帯、もしくは生活環境が激変し日常生活に特に大きな障害が生じている世帯に対する、家庭生活支援員を派遣し、必要な介護・保育等を行つ。	経済的困難の発覚を恐れ、支援に繋がらない潜在層が存在する可能性がある。	事業に関する情報提供をするだけでなく、ニーズについても把握に努める。	地域・家庭福祉課
事業名	・母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭において一時的に介護・保育等のサービスが必要な世帯、もしくは生活環境が激変し日常生活に特に大きな障害が生じている世帯に対する、家庭生活支援員を派遣し、必要な介護・保育等を行つ。	2市において、支援員を派遣するための体制を整備した(派遣とともに、未実施の市町村に対して、事業の実施を働きかけていく必要がある。R6年度実績:大館市、太仙市)	ひとり親家庭に対して制度の周知を図ることでも、未実施の市町村に対して、事業の実施を働きかけていく必要がある。	制度に開く情報提供を積極的に行い、引き続き、適正な支援を実施する。	地域・家庭福祉課
② 保育等の確保		取組の現状と成果	内容	課題	第3次計画における考え方	担当課
事業名	・地域子ども・子育て支援事業	市町村における子ども・子育て支援に係る各種事業が着実に推進されるよう、子ども・子育て支援交付金(国1/3、県1/3、市町村1/3)を活用した事業の実施を助言・指導するとともに、実施市町村には事業に要する経費に対して助成した。	様々な保育ニーズに対応するため、病児保育、延長保育、一時預かり、放課後児童クラブなどの市町村の取組を支援する。	【事業実績】(R6年度) 令和6年度 放課後児童健全育成事業費補助金 ①一時預かり:727,918千円を補助 ②延長保育:15市町村 ③病児保育:14市町村 ④美賀徵収:1市 ⑤多様な事業者設置整備:1市 ⑥病児保育施設整備:1市	保護者の多様な働き方や生活環境により、様々な保育ニーズが発生しており、今後も必要なところに必要な保育サービスが利用できるよう、引き続き市町村へ子ども・子育て支援交付金を活用した事業の実施を働きかけていく。 子ども・子育て支援交付金における人員配置等の要件が厳しい事業がある。	幼保推進課 次世代・女性活躍支援課
事業名	・すこやか子育て支援事業	一定の所得制限の下で、保育料を助成するほか、未就学児を養育する多子世帯に対して、一時預かり等の利用料を助成する。	保育料の助成について、平成30年度には全額助成の対象を新たに生まれた第2子以降まで拡充するとともに、多子世帯に係る所持制限を一部緩和した。また、幼児教育・保育の無償化に伴う給食費の国庫制度の見直しを踏まえ、令和元年度10月から新たに副食費に対する助成を開始し、支援の拡充を図った。	子育て家庭への経済的支援としては、全国トッパレベルの経済的支援施策であり、県民への周知に努めながら、今後も引き続き事業を継続していく必要があります。	次世代・女性活躍支援課	
事業名	・すこやか療育支援事業	一定の所得制限のもと、未就学障害児の通所支援に係る保護者負担を助成する。	令和6年度は秋田市ほか14市町村へ助成を行い、289人の保護者の負担軽減を図った。	国においても累次に各種負担軽減対策を行っているため、事業規模は縮小しているものの、まだ多くの市町村で利用されており、保護者負担の軽減のため、継続していく必要がある。	障害福祉課	

③ 保護者の負担軽減

事業名	内容	取組の現状と成果	課題	担当課
・児童福祉施設や里親家庭での一時的子供を預かることで保護者の生活の安定を図り、その後の良好な親子関係に結びつけるための支援を実施する。	市町村の子育て短期支援事業の取組を支援してきた。また、ショートステイの受け手としての里親の活用を促し、実際に里親との間に要紹介した市が2市あった。	ショートステイの受け手として里親を活用する市町村が少ない。	第3次計画における考え方 里親支援センターと連携しながら、里親を活用したショートステイを行えるよう、里親への働きかけ及び支援を行い、市町村と事業実施について調整していく。	地域・家庭福祉課

④ 母子生活支援施設の活用

事業名	内容	取組の現状と成果	課題	担当課	
・母子生活支援施設への入居による支援	生活に困難を抱える母子家庭の母と子に対するより保護するとともに生活支援を行い、退所した世帯についても相談等の援助を行う。	令和6年度は6世帯の新規入所があった。	門限があるなど、生活上のルールについて入所をためらう要因どなっている。	第3次計画における考え方 基本的な支援の方向性は維持すべき。 入所者の安全に配慮しつつ、施設入所にかかるハードルを低くすることができればよりよいと考える。	地域・家庭福祉課

(3) 子どもの生活支援

① 社会的養育が必要な子どもへの生活支援

事業名	内容	取組の現状と成果	課題	担当課	
・家庭養護推進体制整備事業	里親支援を専門的に実施する職員の配置、里親支援機関と連携した事業の実施等を行う。	フォスマタリング機関に2名、里親支援機関(乳児院及び4か所の児童養護施設)に各1名、すつ専門職員を配置し、児童相談所と連携しながら里子・里親(アマリーホーム含む)支援を行った。これにより、児童相談所単独で行うよりも幅広い生活支援が可能となった。	支援する機関が多いため、情報共有にタイムラグが生じる場合がある。	第3次計画における考え方 里親支援センターで一貫した支援を行うことで、情報共有に有むる児童相談所との連携をスマーズにし、一層行き届いた里子・里親支援を行う。	地域・家庭福祉課
・生活困窮者自立支援事業による学習支援【再掲】	子どもに対する学習支援や、子どもの生活や学習環境、進学等に関して保護者に助言を行う。	町村部に居住する中学生、児童扶養手当受給世帯の高校生、高校中退者等の「高校生世代」を支援対象に、自立に向けた支援を行っている。	経済的困難の発覚を恐れ、支援に繋がらない潜在層が存在する可能性がある。	事業に関する情報提供をするだけでなく、ニーズについても把握に努める。	地域・家庭福祉課

② 食育の推進に関する支援

事業名	内容	取組の現状と成果	課題	担当課
・あきだ食育推進事業	第4期秋田県食育推進計画(R3年度～R7年度)に基づき、子どもの食育の推進に関する取組や活動事例を食育に携わる関係者で共有し、食育の推進に取り組んだ。 ○1日1回はみんなで食事をする割合：目標値99.5%、実績値98.0 % (R6) ○朝食を毎日食べる割合(小学5・6年生)：目標値92.0%、実績値86.1 % (R6)	第4期秋田県食育推進計画に基づき、食育に関する取組や活動事例を食育に携わる関係者で共有し、食育の推進に取り組んだ。 ○1日1回はみんなで食事をする割合：目標値99.5%、実績値98.0 % (R6) ○朝食を毎日食べる割合(小学5・6年生)：目標値92.0%、実績値86.1 % (R6)	第3次計画における考え方 令和8年3月策定予定の第5期秋田県食育推進計画を進めるに、地域での共食の機会は減少傾向にあることから、家族構成やライフスタイルの変化があつても、望ましい食習慣の実践できるよう食環境整備が必要である。	健康づくり推進課

4) 子どもの就労支援

① ひとり親家庭の子どもや高校中退等への就労支援

(6) 児童養護施設退所者等に関する支援

事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第3次計画における考え方	担当課
・身元保証人確保対策事業【再掲】	児童養護施設等を退所する子ども等が、就職やアパート等の際に、保証人の確保を容易にし、自立の促進につなげるため、施設長等が保証人となりその保証料を負担する。	令和6年度は13名(延べ月数124ヶ月分)の保証料を負担した。今年度においても6月末時点まで2件申請があり、申込書の提出があり次第対応していく。	毎年6月25日までに全国社会福祉協議会に申込書を郵送する必要があるため、児童養護施設等との連携が求められる。	児童養護施設等との情報共有による促進につながる。	地域・家庭福祉課
・子どもたちの自立支援資金貸付事業【再掲】	児童養護施設等に入所中又は退所して進学や就職した者の生活費及び賃料の支給のための資金貸付事業を行つて、就職に必要な資格取得のための経費の貸付けを実施し、円滑な自立を支援した。R6年度実績:71件	県社会福祉協議会において、家賃、生活費及び賃料の支給のための経費の貸付けを実施し、助成を行つた。	児童養護施設等に対して、制度の活用を周知する必要がある。	制度に関する情報提供を積極的にを行い、引き続き、助成を行っていく。	地域・家庭福祉課
(7) 支援体制の強化					

① 社会的養育の体制整備

事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第3次計画における考え方	担当課
・家庭養育推進体制整備事業【再掲】	里親支援を専門的に実施する職員の配置、里親支援機関と連携した事業の実施等を行う。	オーストラシング機関・里親支援機関と児童相談所が連携し、里親(未委託里親やアーリーホーム含む)支援を行つた。これにより、令和2年度末に17.6%であった里親等委託率が令和6年度末には24.9%まで向上した。	支援する機関が多いため、情報共有にタクミックが生じる場合がある。	里親支援センターで一貫した支援を行することで、情報共有と連携をスムーズにし、一層行き届いた里子・里親支援を行う。	地域・家庭福祉課
② 相談職員の資質向上					

重点施策3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援

(1) 所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現

事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第3次計画における考え方	担当課
・母子家庭等就業自立支援事業【再掲】	母子・父子自立支援員等の研修を実施し、ひとり親がからの相談にあたる職員の資質向上を図る。	県・市の各福祉事務所の母子父子自立支援員等を対象に研修会を実施し、資質の向上に取り組んだ。R6年度実績:療育費調停申立て等に関する実務研修1回	ひとり親家庭からの相談内容に応じて、研修内容を工夫し、母子父子自立支援員等の資質向上に取り組む。	引き続き研修を実施し、母子父子自立支援員等の資質向上に取り組み、ひとり親家庭に適切な支援を行つていく。	地域・家庭福祉課
③ 職業生活の安定と向上のための支援					

② 親の学び直しの支援

事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第3次計画における考え方	担当課
就学前の児童の保護者であつて、子どもを保育するため職業訓練を受講することができない離職者等を対象に託児サービス付きの職業訓練を実施し、再就職の促進を図る。また、各技術専門校の巡回就職支援指導員が訓練実施機関等を巡回し、受講者への求人情報の提供等による就職支援を行う。	・令和6年度は11コースの職業訓練で託児サービスを設定しました。 ・巡回就職支援指導員がハローワーク等と連携し、受講者の希望等に応じた求人情報の提供等により就職支援を行った。	・託児サービス利用希望者の減少等により、託児施設の確保が難しくなってきています。 ・介護・福祉、医療などの分野では深刻な人手不足が発生しており、求人ニーズに対応した技能を習得するための職業訓練が求められています。 ・多様な人材が意欲と能力を發揮して働くことができるよう、よりきめ細かい企画職支	・請泥サービス利用希望者の減少等により、託児施設の確保が難しくなっています。 ・介護等の人手不足分野におけるニーズを踏まえた職業訓練を継続して実施するほか、労働局等と連携して各種制度の情報提供を行うことにより、訓練の受講促進を図る。 ・引き続き、各技術専門校に巡回就職支援指導員を配置し、ハローワークや訓練実施機関等と連携して訓練制度に関する情報提供を積極的にを行い、ひとり親の就業能力開発を支援していく。	・委託先事業者の協力を得ながら託児サービスを設定するなど、今後も訓練を受講しやすい環境整備に努める。 ・雇用労働政策課	
就学前の児童の保護者であつて、子どもを保育するため職業訓練を受講することができない離職者等を対象に託児サービス付きの職業訓練を実施し、再就職の促進を図る。また、各技術専門校の巡回就職支援指導員が訓練実施機関等を巡回し、受講者への求人情報の提供等による就職支援を行う。	・ひとり親家庭の親がシコン検定、簿記等の職業能力開発のために講座を受講した際は講座修了後に受講料の一部を支給する。	R4年度実績:1件(R77.3.31時点での実績)	資格取得を目指すひとり親に対して、講座の受講料の一部を支給し、ひとり親の能力開発の取組みを支援した。	ひとり親家庭に対する制度の周知を図ることとともに、未実施の市に対して、事業の実施を働きかける必要がある。	地域・家庭福祉課

(2) ひとり親に対する就労支援

事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第3次計画における考え方	担当課
ひとり親家庭の親が経済的自立のため資格取得を得を目的に長期間養成機関等で受講する場合、その期間中の生活費を支給する。	ひとり親家庭に対して制度の周知を図るなどもに、未実施の市に対して、事業の実施を働きかける必要がある。	ひとり親家庭に対する情報提供を積極的にを行い、ひとり親の就業に向けた能力開発を支援していく。	制度に関する情報提供を積極的にを行い、引き続き、貸付事業を行なう県社会福祉協議会に対して、助成を行つてていく。	地城・家庭福祉課	
ひとり親家庭の親の就職に有利不利資格取得による自立の促進を図るために、資格取得のための養成機関への入学者準備金及び就職準備金について返還免除付きの資質交付する。	県社会福祉協議会において、家賃、生活費及び資格取得のための経費の貸付けを実施し、円滑な自立を支援した。 R6年度実績：17件	児童養護施設等に対して、制度の活用を周知する必要がある。	制度に関する情報提供を積極的にを行い、引き続き、貸付事業を行なう県社会福祉協議会に対して、助成を行つてていく。	地城・家庭福祉課	
ひとり親家庭の親がパソコン検定、簿記等の職業能力開発券のための講座を受講した場合、講座修了後に受講料の一部を支給する。	ひとり親家庭の親がパソコン検定、簿記等の職業能力開発券のための講座を受講した場合、講座修了後に受講料の一部を支給する。	ひとり親家庭に対する情報提供を積極的にを行い、ひとり親の就業に向けた能力開発を支援していく。	制度に関する情報提供を積極的にを行い、ひとり親の就業に向けた能力開発を支援していく。	地城・家庭福祉課	
ひとり親家庭の親が就職に向けた就業訓練【再掲】	ひとり親家庭の親を対象に、就業にに関する相談や技能習得のための講習会の実施、求人情報の収集・提供等に至る一貫したサービスを提供する。	ハローワークと連携した求人情報の提供、就業支援講習会（介護、調理、パソコン、経理）の実施、弁護士による法律相談等の実施により、生活支援を行った。 R6年度実績：51.7件 ・各講習会受講者数：介護職員初任者研修講習2人、調理師試験受験者4人、パソコン講習29人、経理事務講習3人	ひとり親家庭に対して、ひとり親家庭就業自立支援センターの事業を周知する必要がある。	講習会の内容や相談体制の充実を図り、引き続き、ひとり親家庭の支援を推進する。	地城・家庭福祉課

雷占極等1經達的吉澤

（1）生江里頭割產片名頭工業一制古箇〇善中古廿

・母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭に対して、経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している子どもへの福祉向上を促進させるために貸付を行つた。 R6年度実績：修業資金貸付11件	修業資金の貸付により、就職のための知識技能の習得に必要な経済的支援を行つた。 制度の活用を周知する必要がある。	支援を必要とするひとり親世帯に対して、制度に関する情報提供を積極的にを行い、引き続き、適正な貸付業務を実施する。	地域・家庭福祉課
・生活福祉資金貸付事業	貸付事業の実施により、世帯の自立を促進し、安定した生活を當ひこどがができるよう支援した。 R6年度 生活福祉資金貸付：154件	貸付事業の実施により、世帯の自立を促進し、安定した生活を當ひこどがができるよう支援した。 R6年度 生活福祉資金貸付：154件	支援を必要とする低所得世帯に対して、制度の活用を周知する必要がある。	地域・家庭福祉課

(2) **養育費の確保支援**

事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第3次計画における考え方
・養育費確保対策	養育費の取り決めに係る周知・啓発により 養育費の取り決めや支払いに対する当事者意識を高めるとともに、相談窓口としての法律相談のほか、療養費の手続による費用を助成した。 R6年度実績(助成)：47件	Web広告による養育費取り決めに係る周知・啓発センターでの法律相談のほか、療養費の手續による費用を助成した。	療養費の取り決めの重要性について周知・啓発するとともに、それに係る支援制度(相談、費用助成)の活用についても、周知する必要がある。	引き続き、養育費取り決めに係る周知・啓発や弁護士による法律相談のほか、療養費の法的手続に係る費用の助成を実施する。

重点施策5 ネットワークによる網羅的支援

事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第3次計画における考え方
・子どもの未来応援ネットワーク形成支援事業	・子ども食堂やファードハング活動実施者など、新たなる支援者の開拓を図る。 ・子どもの貧困対策に取り組む団体等によるネットワークの構築を支援し、関心のある住民や団体等に対して、活動の具体化や民間資金などの活用などを含めた安定的運営に向けた助言を行う。	民間支援団体をどうまとめる「あきだ子ども応援ネットワーク」に、コーディネーター配置し、民間団体の取組みの立ち上げや既存団体の運営支援を行つた。 ・子ども居場所・生活支援立上げに対する補助事業を実施する補助事業を実施する団体もうどする民間団体に補助を行つた。 ※令和5年度実績1件、令和6年度実績1件	立ち上げ補助金については、令和5年度から事業を実施しているが、実績が2件にとどまっている。制度の周知や事業の内容については今後検討する必要がある。	・コーディネーター配置事業により、民間団体への運営支援や団体同士のつながりが広がりを見せていく。しかし、民間団体と行政、地域の関係機関の連携はまだ十分とは言えないため、関係機関の連携強化を図る必要がある。 ・子どもの貧困問題を社会全体で見守り支える気運を引き続き高めていく。

秋田県子育て家庭と子どもの未来応援アンケート

集計結果

秋田県子育て家庭と子どもの未来応援アンケートの実施について

1 調査目的

「第3次秋田県子どもの貧困解消対策推進計画」の策定にあたり、ひとり親家庭や子どもの生活実態と支援ニーズ、および支援者等の取り組みの状況等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的とする。

2 調査対象、目的

調査対象		対象者の定義	調査内容の概要
①	ひとり親家庭の保護者	児童扶養手当の受給世帯	保護者の親の視点からみた子どもの進路、子育ての悩みなどを把握し、必要としている支援ニーズを明らかにする。
②	子ども	子ども食堂を利用する中学生・高校生	将来の希望や進路選択について、経済的な不安が障壁になっていないかを探る。子ども食堂の利用状況等を把握する。
③		子ども食堂を利用する小学生	基本的な生活習慣や、子ども食堂の利用状況等を把握する。
④	民間支援団体	子どもの貧困対策に取り組む民間団体等	各団体が活動を続ける上での課題や悩み（資金、人材、場所など）を把握する。あきた子ども応援ネットワークへ期待することを探る。

3 調査形式

- (1) 調査形式 オンライン回答フォーム、または、アンケート用紙による回答形式
(2) 配布と周知

- ①市町村の協力を得て、児童扶養手当の現況調査の機会に、オンライン回答用のQRコードを記載した依頼文書を対象者へ配布、または窓口付近に掲示してもらう。
②③子ども食堂の協力を得て、子ども食堂の開催日にアンケート用紙に記入してもらう。
④あきた子ども応援ネットワークへ協力依頼する。ネットワークに未登録で地域・家庭福祉課で把握している団体へは当課から直接依頼する。

4 調査基準日

令和7年8月1日

5 調査期間

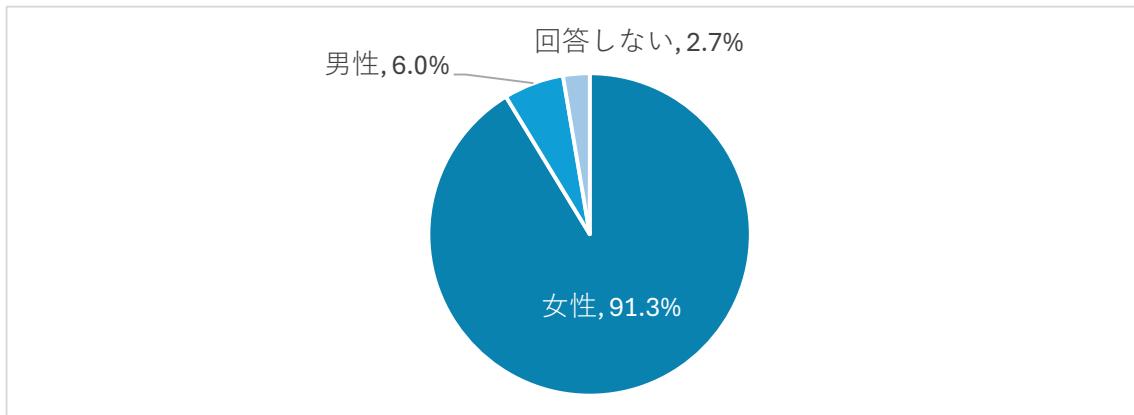
令和7年8月2日～9月21日

6 回答数

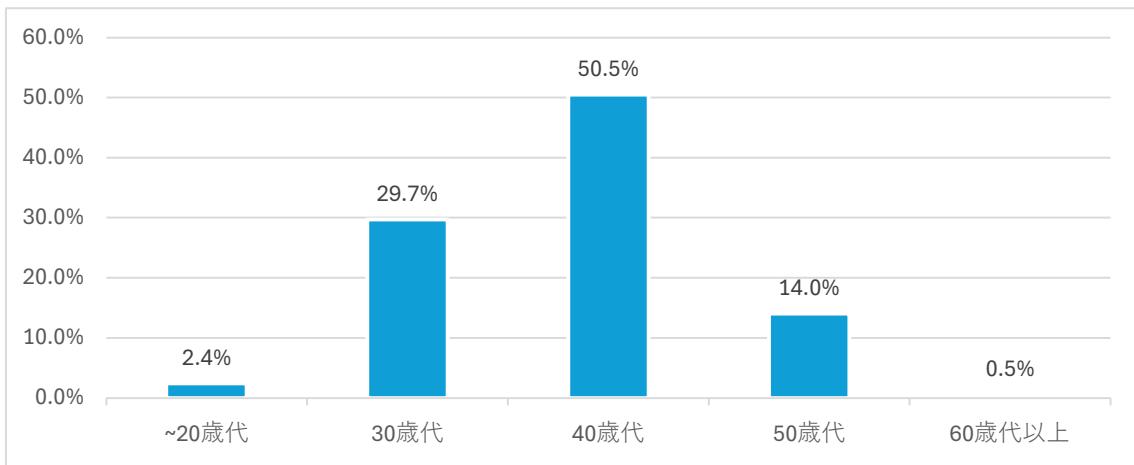
①414人 ②43人 ③68人 ④26団体

「秋田県子育て家庭と子どもの未来応援アンケート」調査結果概要①

設問1－1 あなたの性別を教えてください。

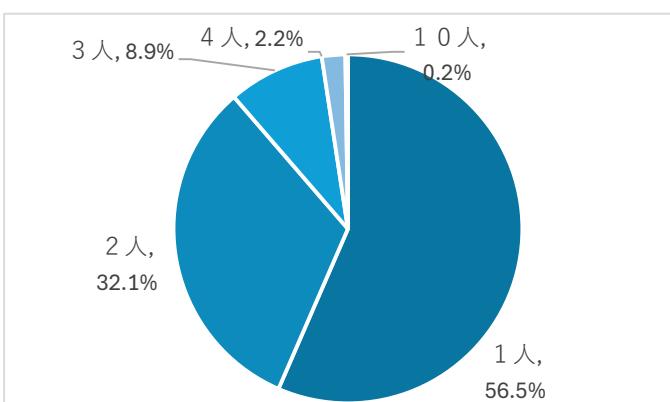


設問1－2 あなたの年齢を教えてください。



設問1－3 同居している家族についてお聞かせください。

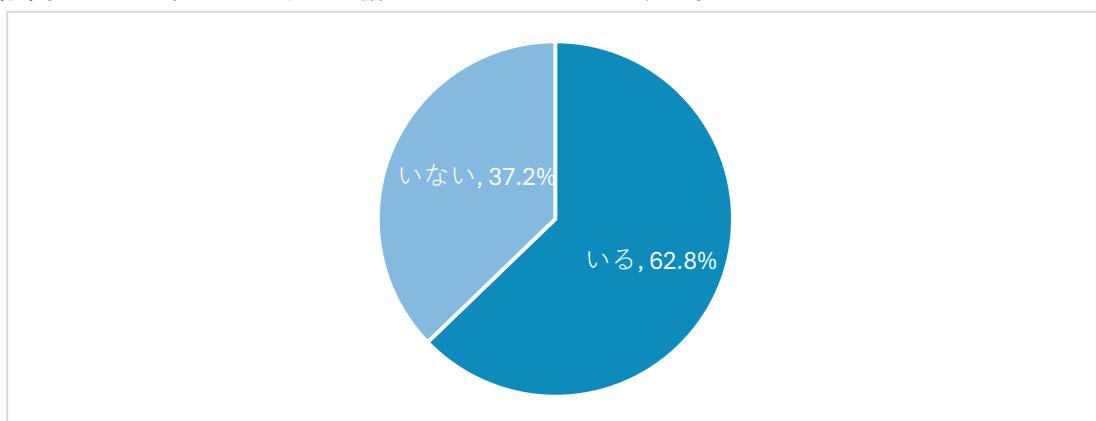
同居する 子どもの 人数	回答数	割合
1人	234	56.5%
2人	133	32.1%
3人	37	8.9%
4人	9	2.2%
10人	1	0.2%



未就学児	内訳		小学生	中学生	高校生等	大学生等
	保育園等	在宅				
87	77	80	191	156	175	50

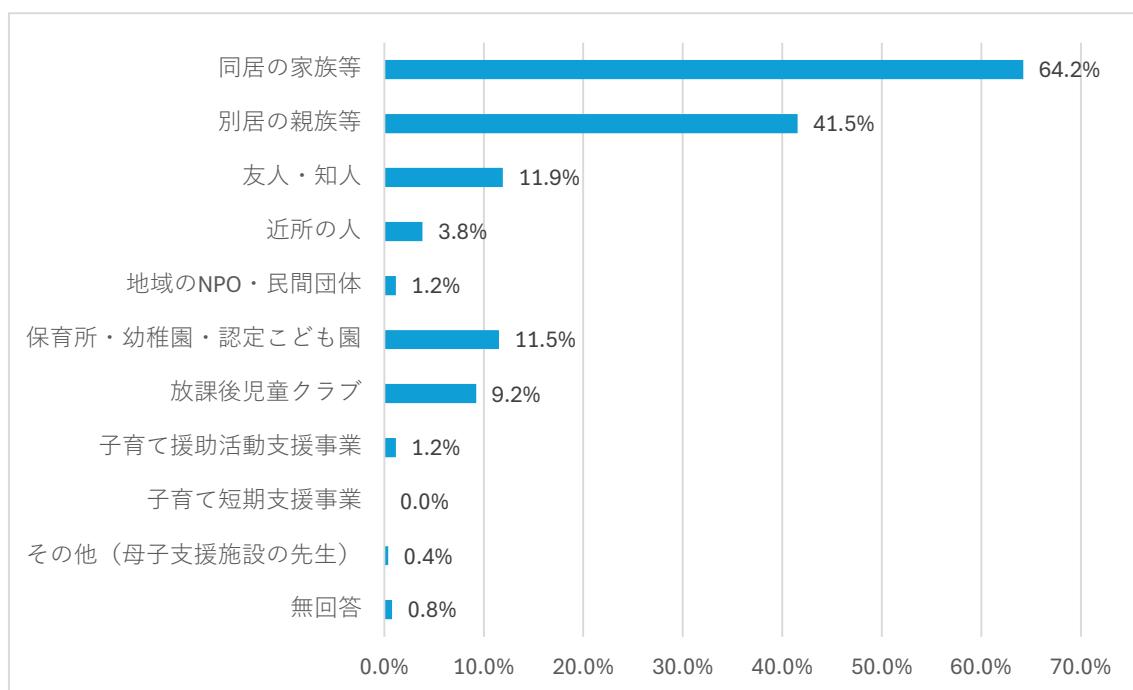
同居する 子どもの人数	未就学児		小学生	中学生	高校生 等	大学生 等
	保育園等	在宅				
1人	32	31	1	74	60	66
2人	33	27	6	77	66	62
3人	11	11	0	27	27	30
4人	11	8	3	13	3	7
10人	0	0	0	0	0	10
合計	87	77	10	191	156	175
						50

設問2－1 子育てに日常的に協力してくれる人はいますか。

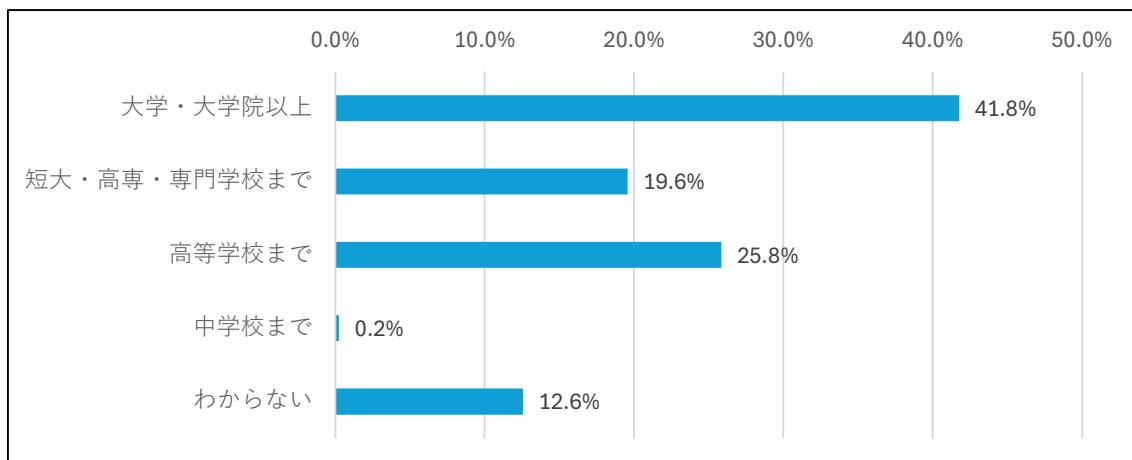


設問2－2 子育てに日常的に協力してくれる人は誰ですか。(複数回答)

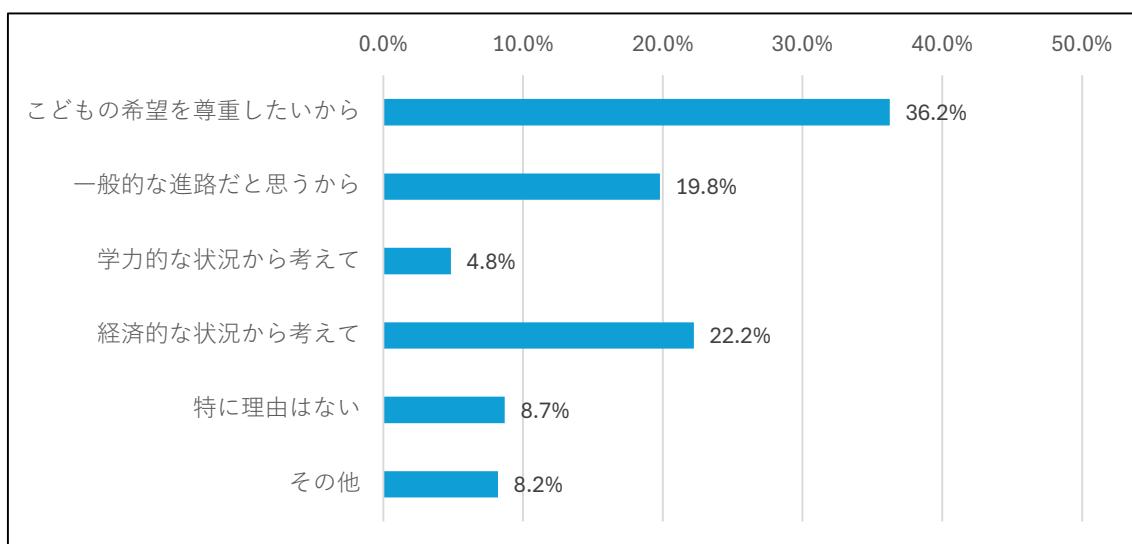
※前問で「いる」と回答した 260 件中



設問3－1 お子さんを将来どこまで卒業させたいと思いますか。

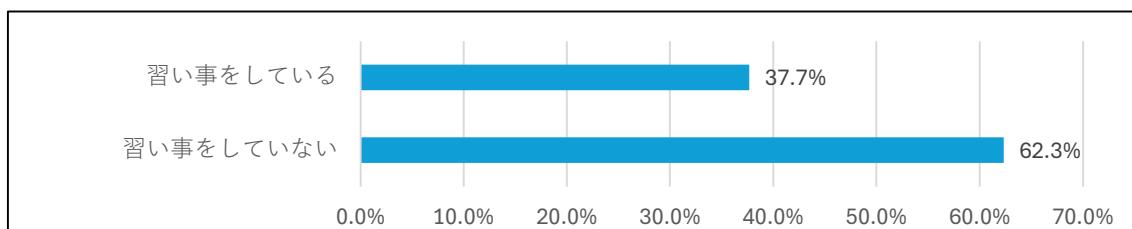


設問3－2 そのように思う理由はなんですか。

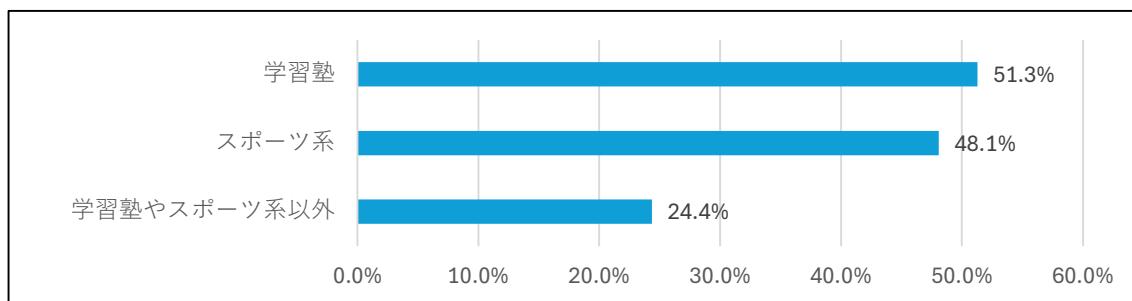


- 理由として、最も多い「子どもの希望を尊重したいから」(36.2%)に次いで、「経済的な状況から考えて」(22.2%)が2番目に多く挙げられています。「高等学校まで」という回答が25.8%と高い割合を占めていることと併せて考えると、保護者は子どもの希望を尊重したいと願いつつも、実際には家計の経済状況が進路選択の大きな判断材料となっている実態が伺えます。
- また、前問で、子どもの最終学歴を「中学校」または「高等学校」までと回答した家庭のうち、半数以上(51.9%)がその理由を「経済的な状況」と回答しています。子どもの進路選択が、経済的な理由で狭まることのないよう、支援策の着実な実施と、利用できる制度に関する情報提供を強化する必要があります。

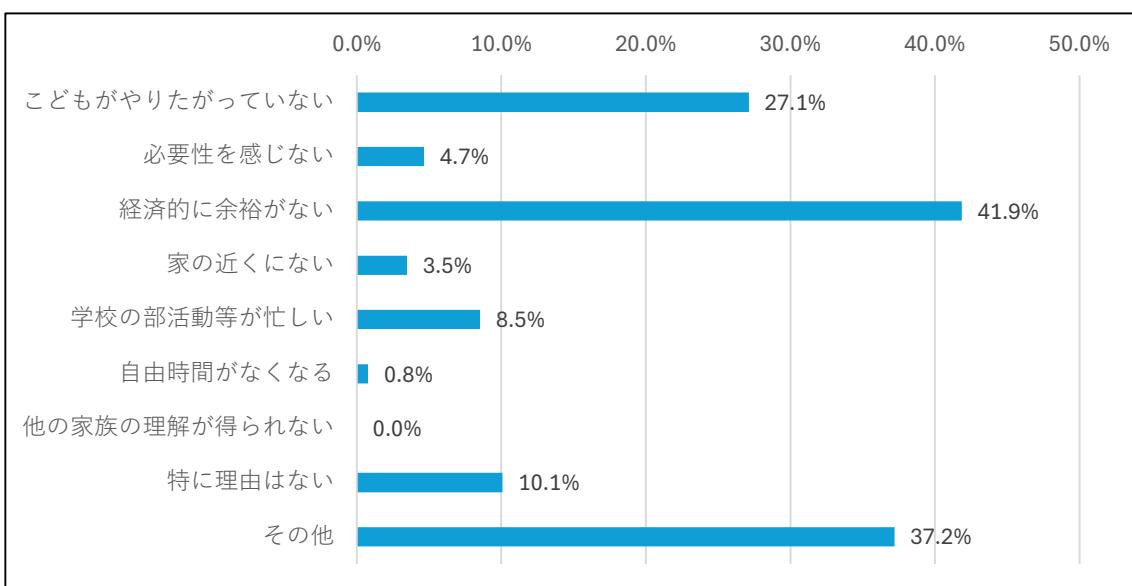
設問3-3 お子さんは学習塾や習い事をしていますか。



設問3-4 習い事の種類はなんですか。(複数選択可)※前問で習い事をしていると答えた 156 件中

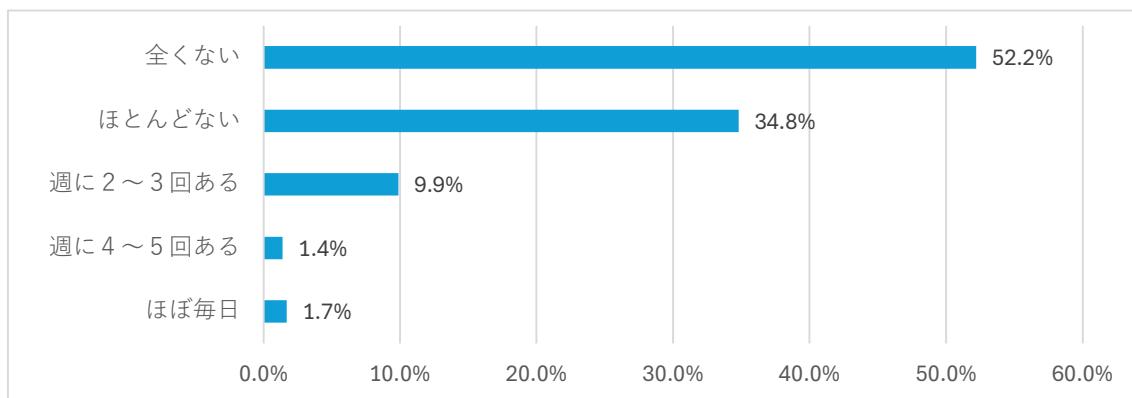


設問3-5 習い事等をしていない理由はなんですか。(複数回答)※習い事をしていないと答えた 258 件中

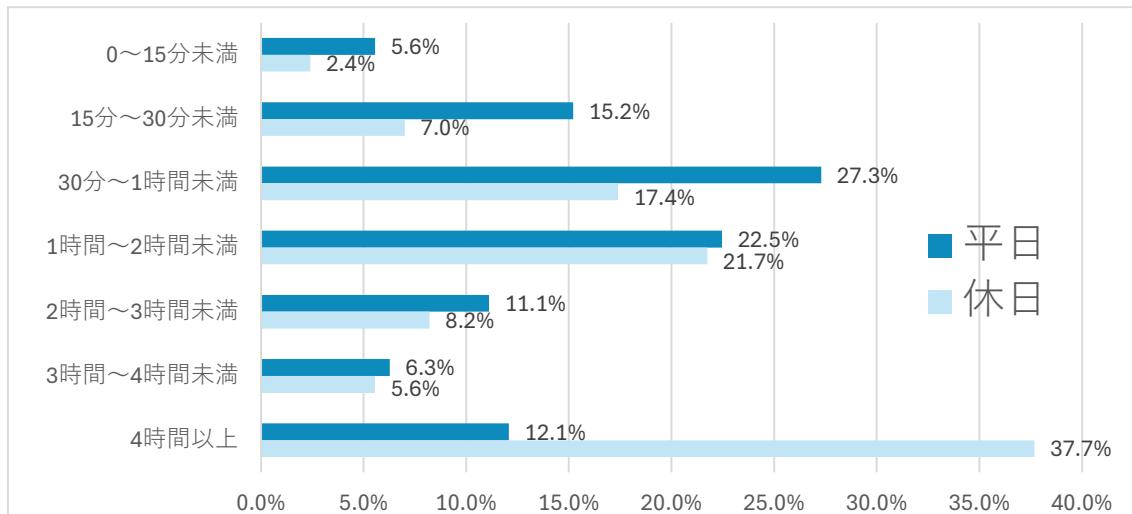


- ・習い事をしていない理由は、大きく「経済的要因」「本人の意向」、「その他」の3点に分けられます。経済的な障壁を取り除くための支援策(低額または無料の学習塾等)の重要性を示すとともに、子どもの興味・関心を引き出し、自主性を尊重する多様な学びの機会を提供することの必要性を示唆しています。
- ・なお、「その他」の回答においては「こどもがまだ小さい」という意見が多く見受けられました。現時点では習い事等が必要な段階にはないものの、将来的に支援ニーズが生じうる層が一定数存在することを示しており、中長期的な視点での支援体制の維持が求められます。

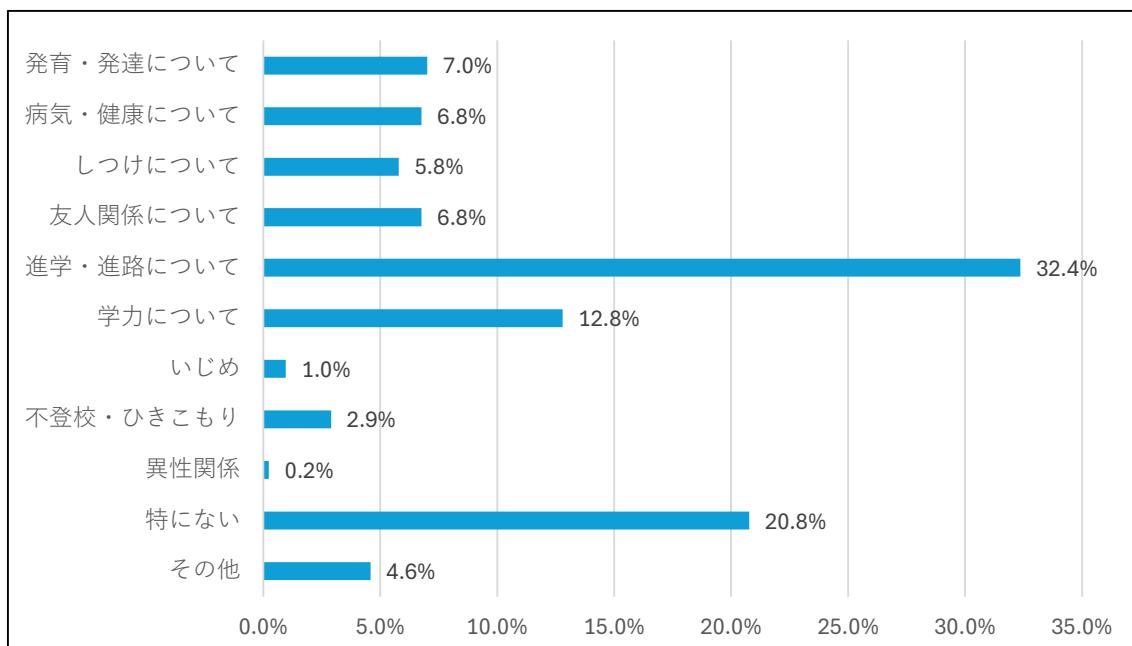
設問4-1 お子さんは晩ご飯をひとりで食べることがありますか



設問4-2 あなたがお子さんと一緒に勉強、遊びや料理、会話をする時間は一日あたりどれくらいですか。

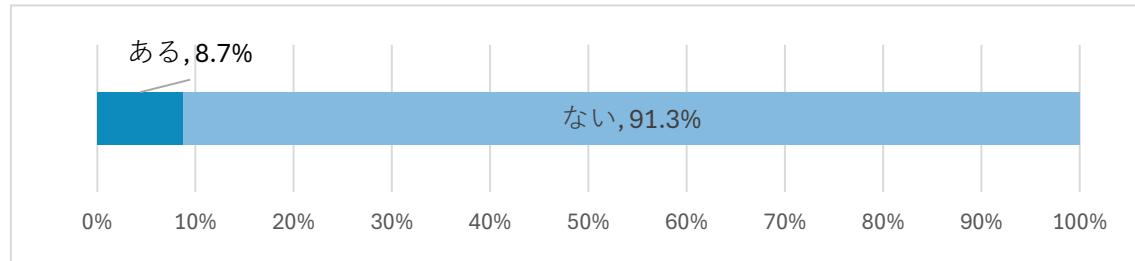


設問4-3 お子さんのことで、現在心配なことはありますか。

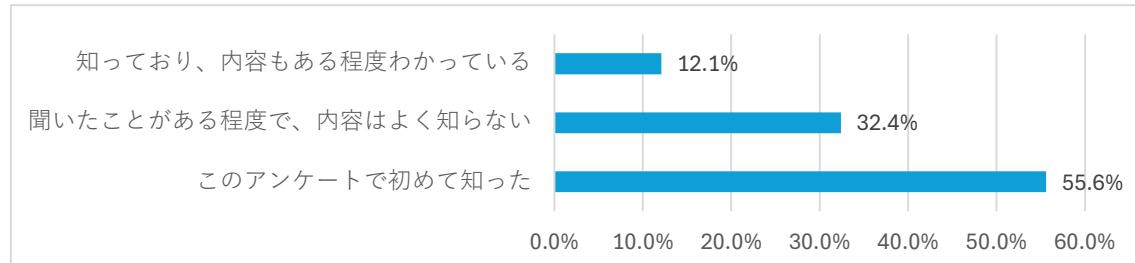


・心配ごとの上位にあげられた「進学・進路」と「学力」の回答を合わせると 45.2%に達しており、保護者の子どもの教育に対する関心の高さがうかがえます。貧困の連鎖を断ち切り、子どもたちが将来に希望を持てるようするためには、学習支援や教育費の負担軽減といった教育の支援が重要であると考えられます。

設問5－1 子どもの学習・生活支援事業を利用したことがありますか。

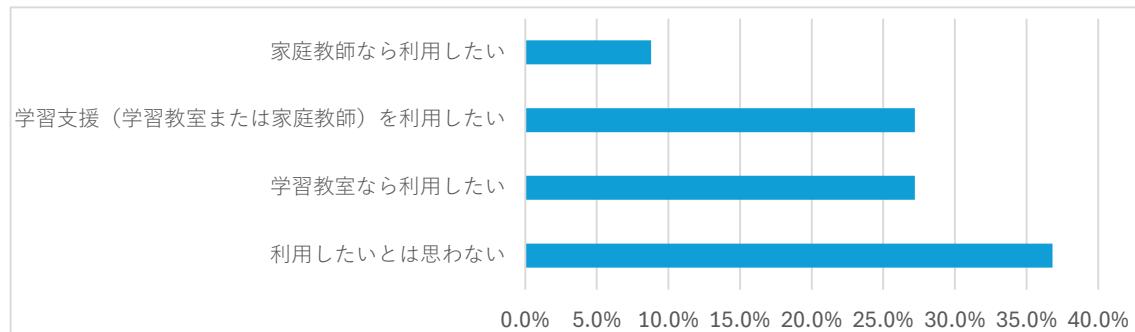


設問5－2 県内では、希望することもたちに学習支援の事業を実施している福祉事務所があることを知っていますか。



・このアンケートで初めて知ったと回答した人が 230 人 (55.6%) で、半数以上を占めています。次に多いのは聞いたことがある程度で、内容はよく知らない 134 人 (32.4%) でした。
 ・県内で実施されている学習支援事業の認知度が非常に低いという現状が明確に示されています。回答者の過半数がこのアンケートで初めて事業の存在を知ったと回答しており、さらに約3割が「聞いたことはあるが内容は知らない」と答えていることから、事業に関する情報がほとんどの家庭に届いていないことが伺えます。

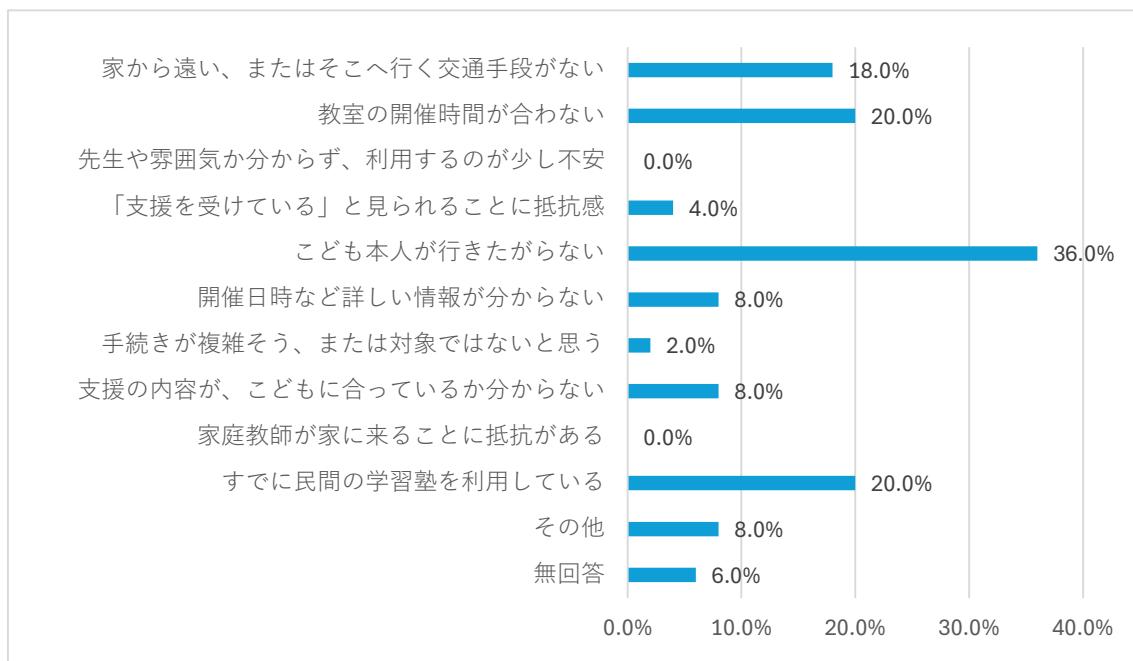
設問5－3 学習支援の事業を利用してみたいと思いますか。



・全体の約6割程度の家庭が何らかの形で学習支援の利用をしたいと回答しています。「家庭教師なら利用したい」という回答も一定数あることから、個別にきめ細やかな指導を求めるニーズも存在することがわかります。

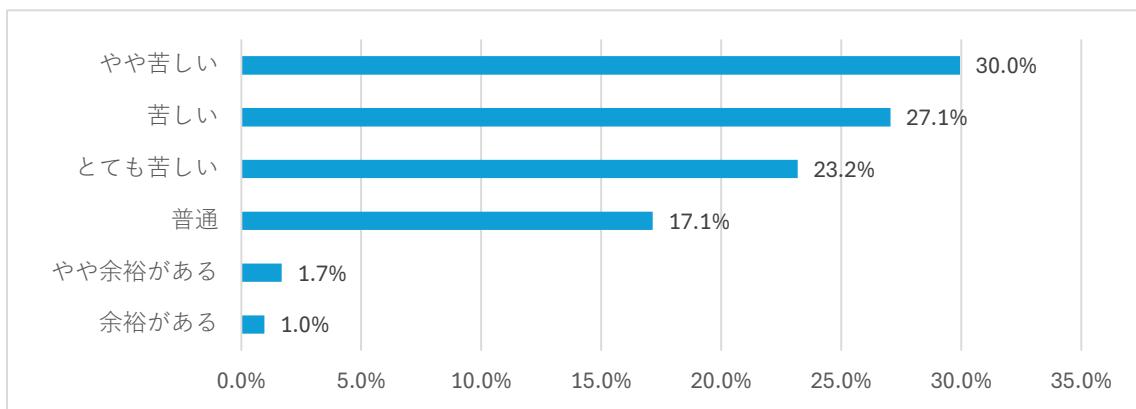
・学習支援事業の利用促進に向けて、ニーズに応じた多様な支援を提供するなど、必要とする全ての子どもたちが、その機会を得られるような環境づくりが求められます。

設問5－4 学習教室のことを知っているが利用していない理由として、最もあてはまるものはどれですか。(複数回答)

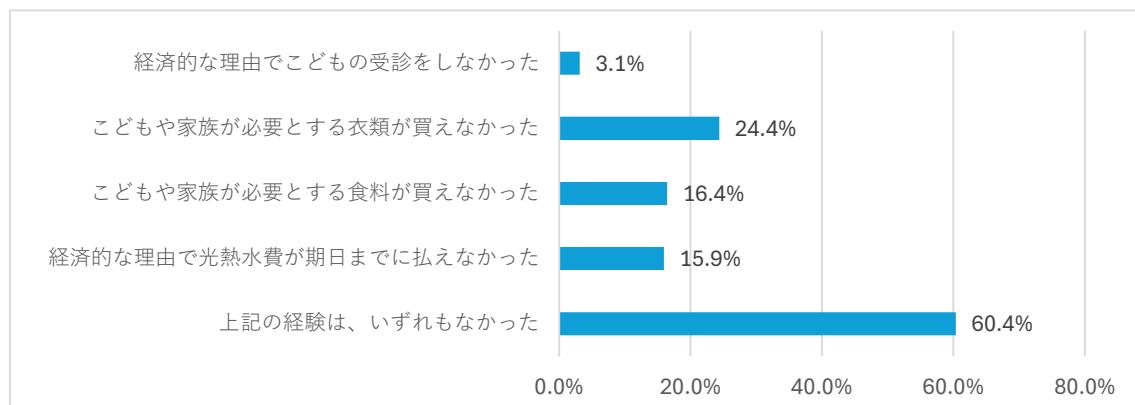


・学習教室の存在を知っていても利用していない理由は多岐にわたりますが、特に「子どもの意向」「時間的・場所的なアクセスの課題」の回答割合が高くなっています。これらの課題を解決するためには、子どもの興味を引き出すプログラムの工夫、柔軟な開催時間の設定や場所の確保、民間のサービスとの連携、そして事業に関する分かりやすい情報提供と利用への心理的なハードルの低減に向けた取り組みが求められます。

設問6－1 現在の家計の状況はいかがですか。

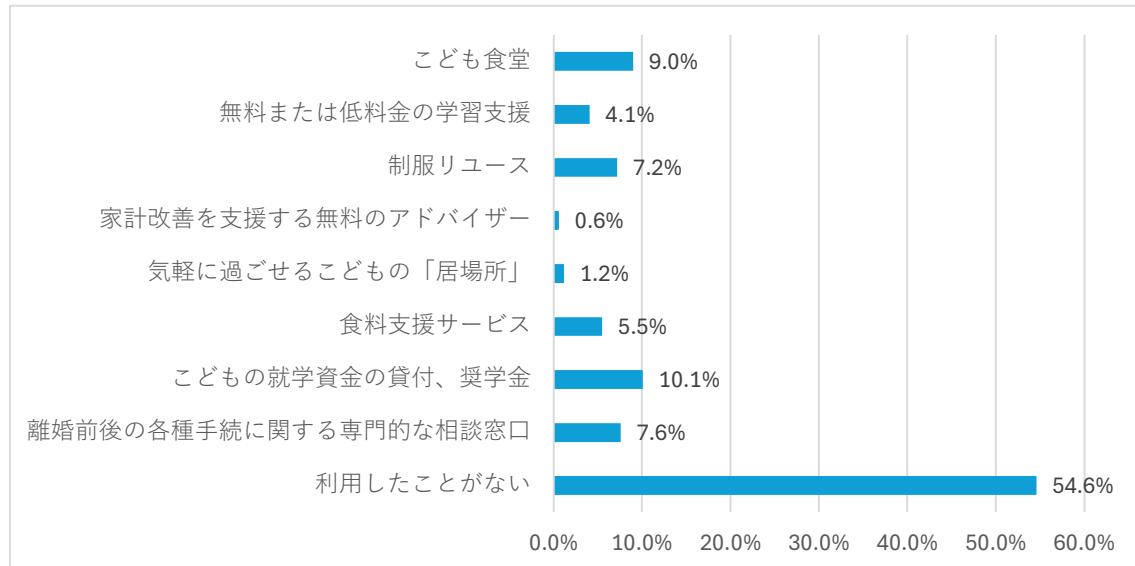


設問6－2 過去1年間に、以下のような経験がありますか。(複数回答)

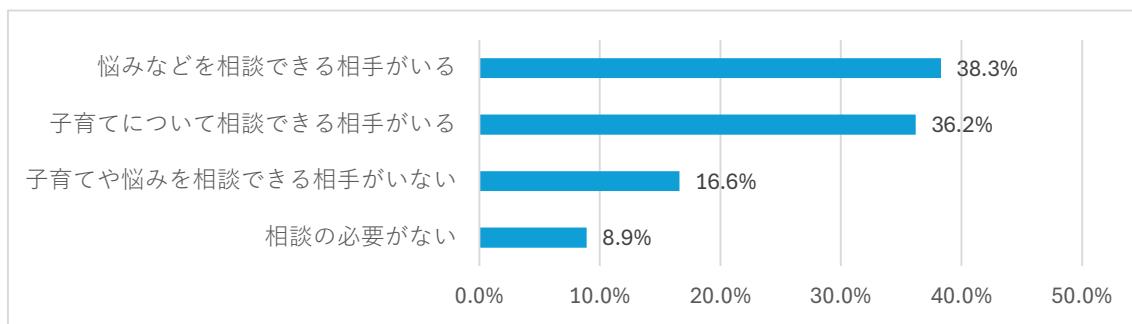


設問6－3 以下の支援を利用していますか。(あるいは過去に利用したことがありますか。)

(複数回答)

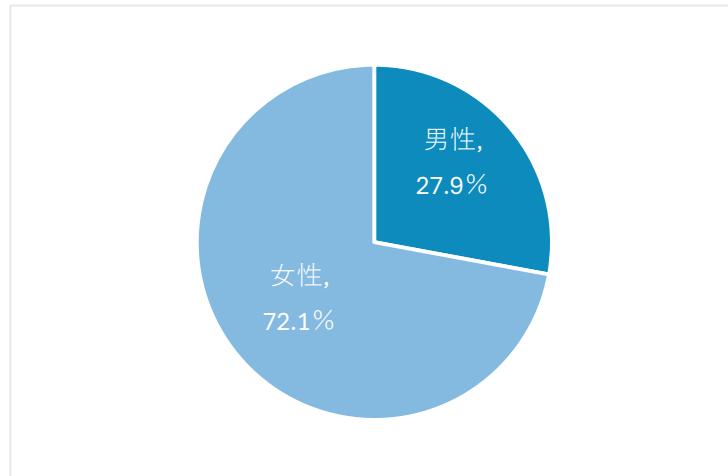


設問7-1 あなたご自身のことで、悩みや困りごとを相談できる相手はいますか。

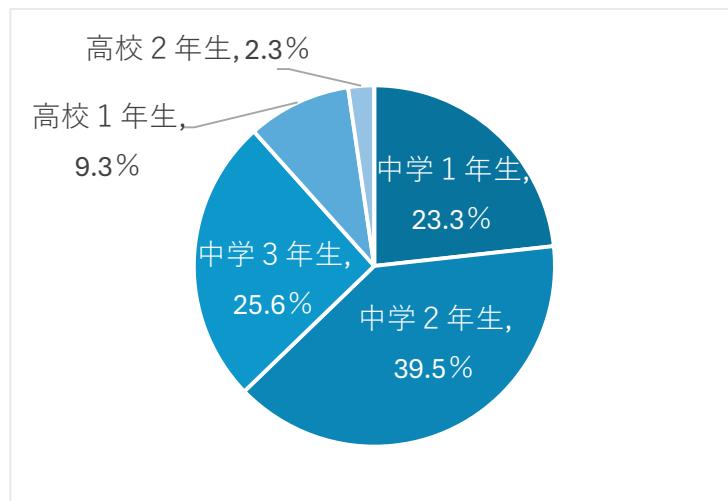


「秋田県子育て家庭と子どもの未来応援アンケート」調査結果概要② (中学生・高校生)

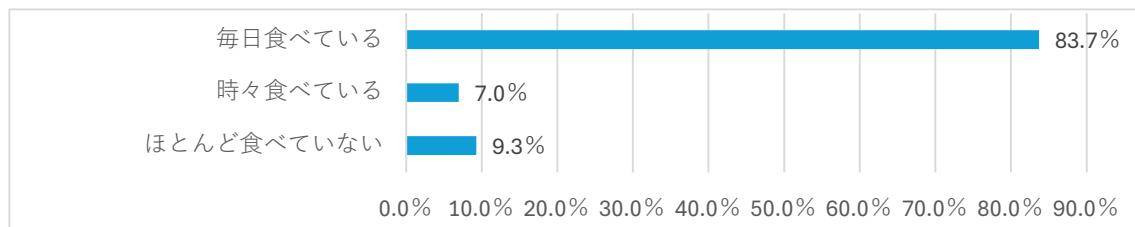
設問1－1 あなたの性別を教えてください。



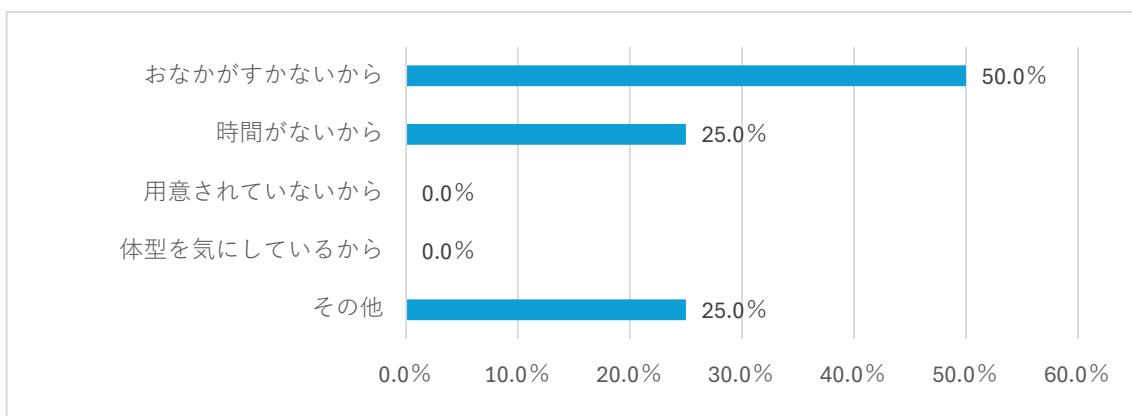
設問1－2 学年を教えてください。



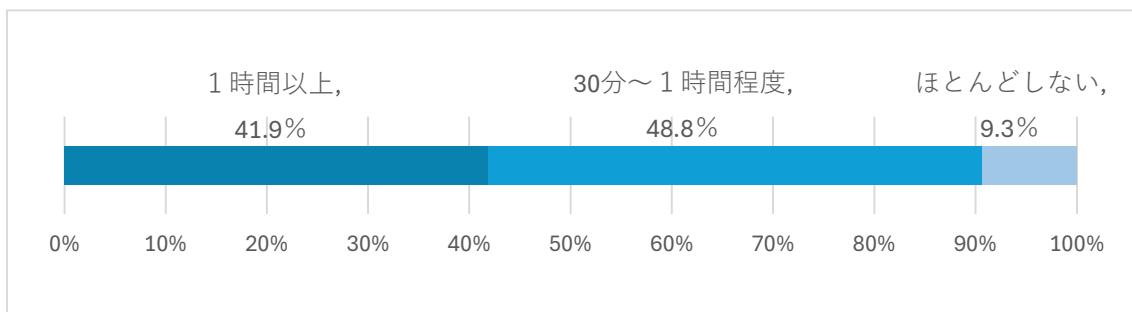
設問2－1 朝食は、毎日食べていますか。



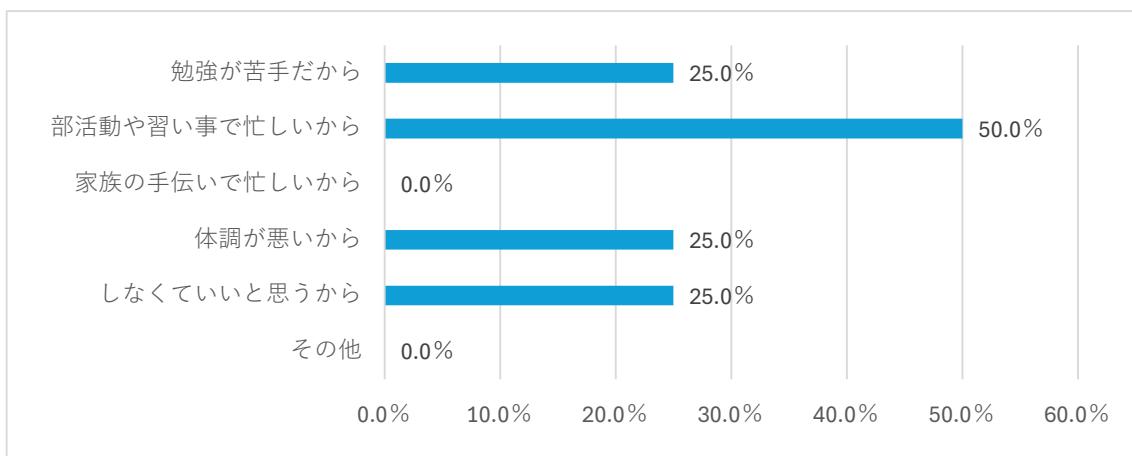
設問2-2 「ほとんど食べない」理由はなんですか。※前問で「ほとんど食べていない」と答えた4件中



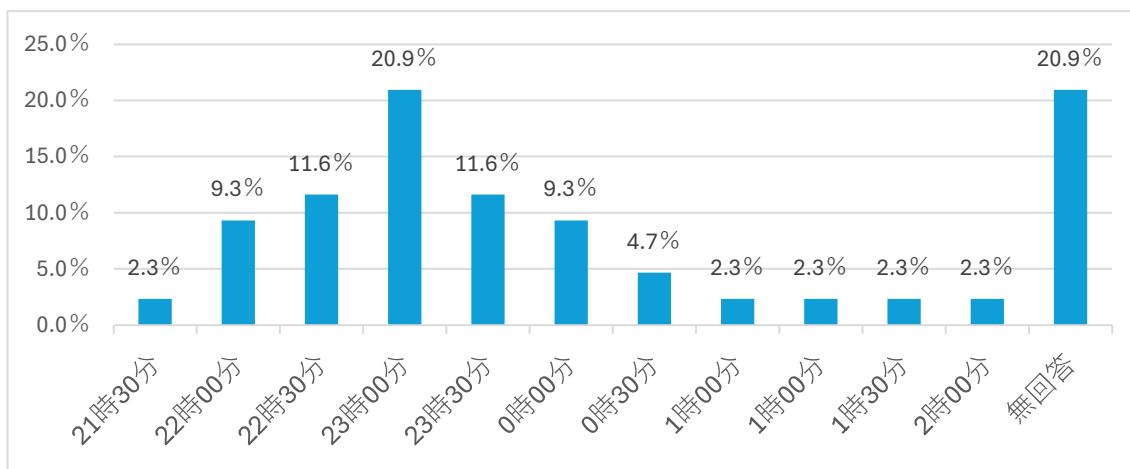
設問2-3 家庭での学習時間は、1日あたり平均でどのくらいですか。



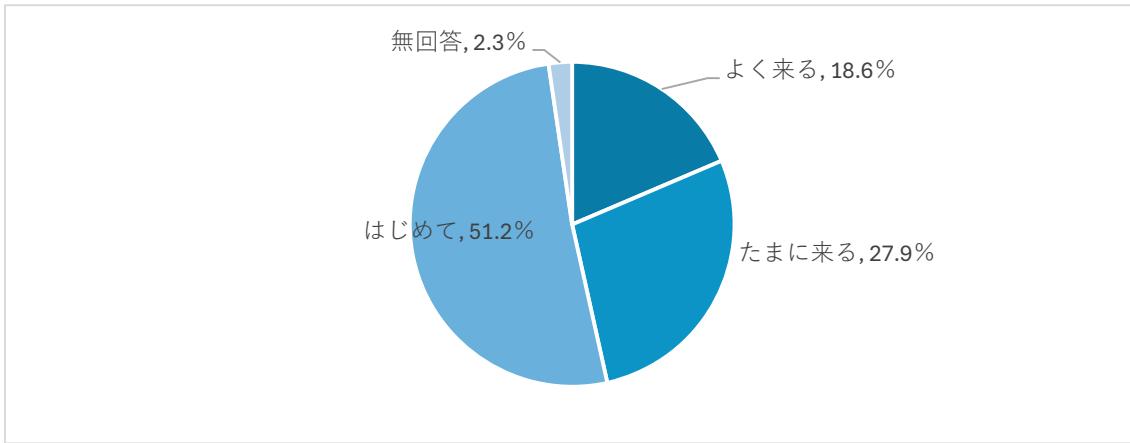
設問2-4 ほとんどしない理由は何ですか。(複数回答)※前問で「ほとんどしない」と答えた4件中



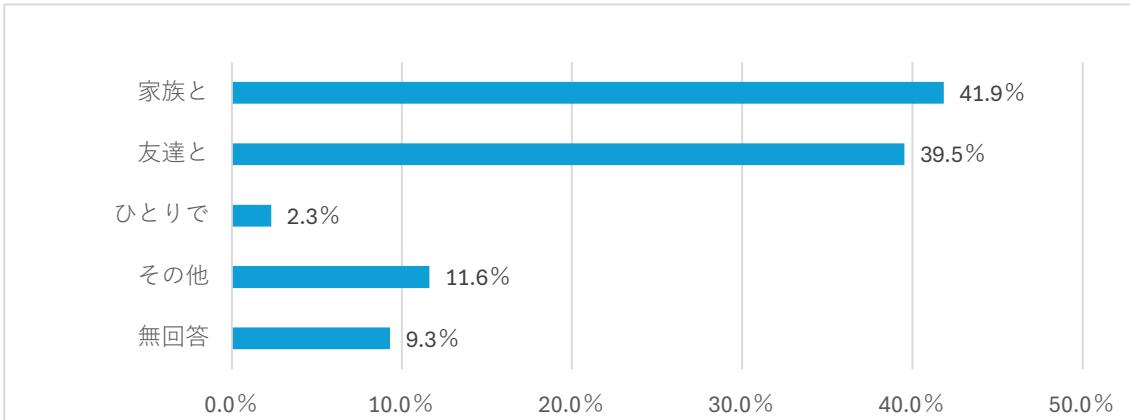
設問2－5 普段、就寝する時刻は何時ごろですか。



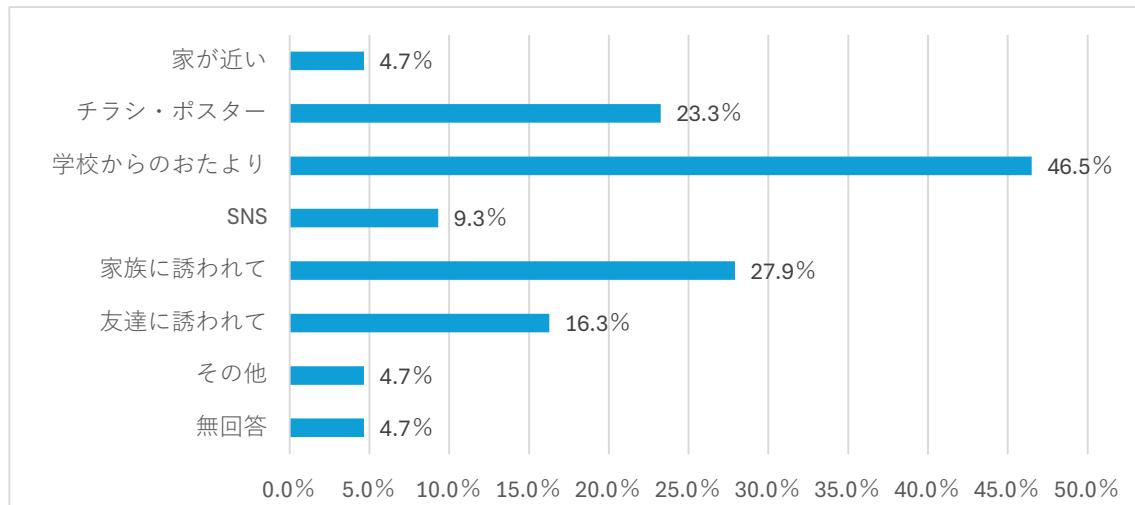
設問3－1 こども食堂にはよく来ますか



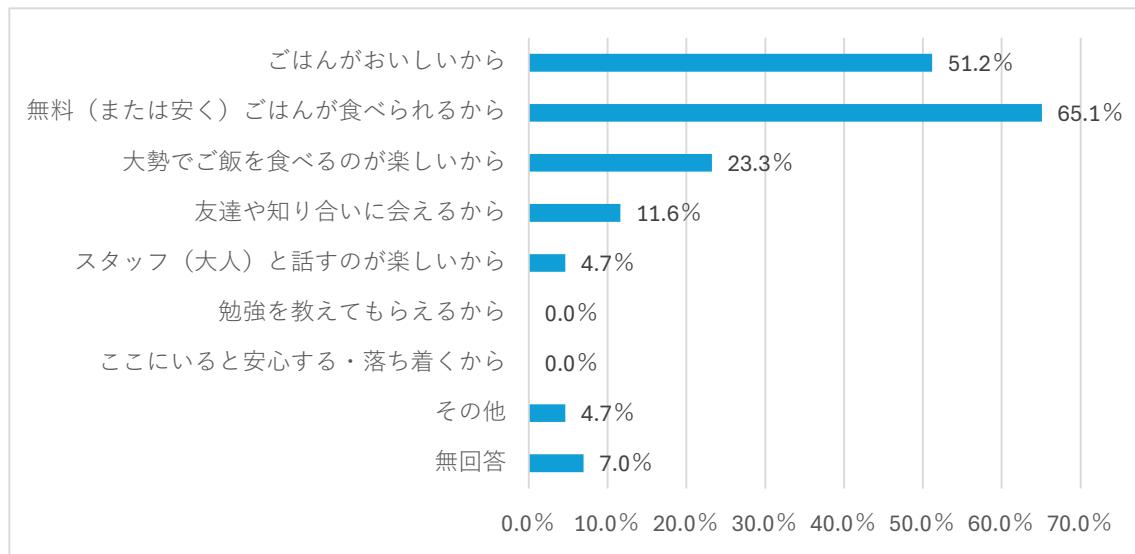
設問3－2 こども食堂には誰と来ますか。(複数選択)



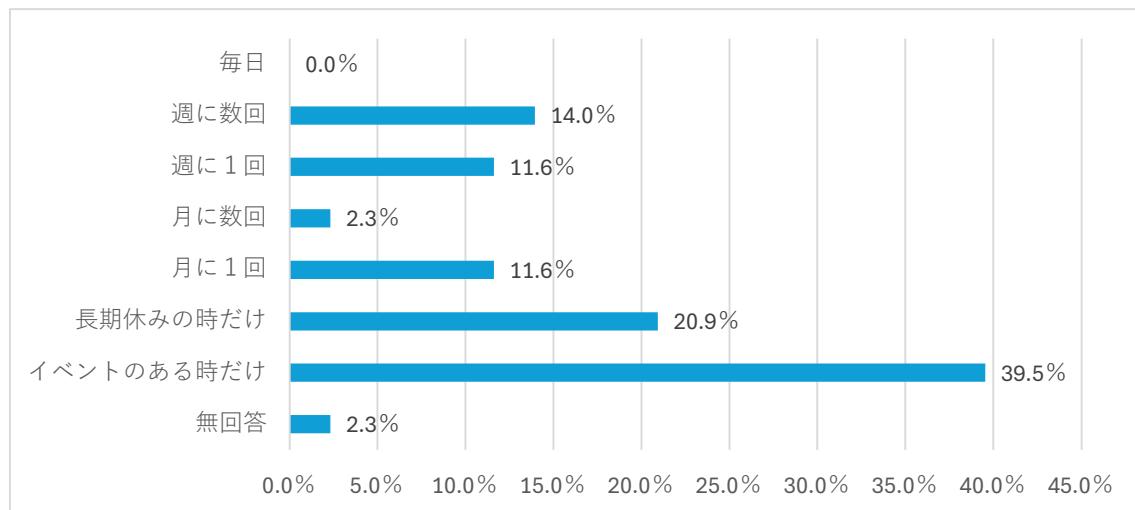
設問3-3 はじめてこの食堂にきたときのきっかけは何ですか。(複数選択)



設問3-4 こども食堂に来る理由は何ですか。(複数選択)

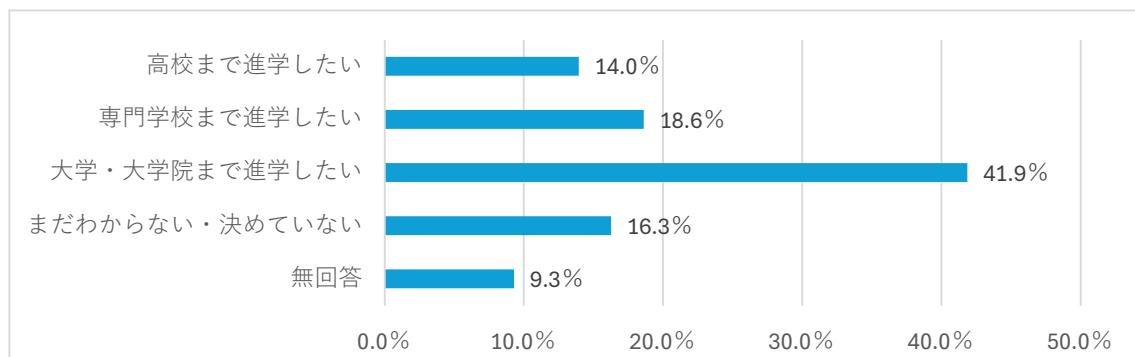


設問3-5 こども食堂をどの程度利用してみたいですか。



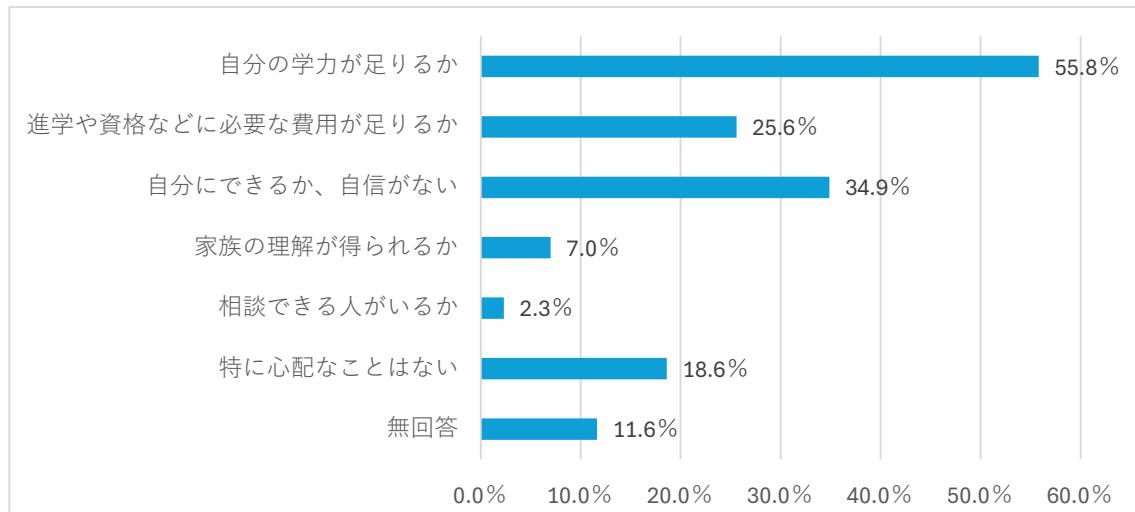
- ・今回のアンケート回答者の多くがイベントの参加者であったことから、「イベントのある時だけ」(39.5%)という回答が最も多くなつたことが考えられます。
- ・一方で、「週に数回」(14.0%)や「週に1回」(11.6%)といった定期的な利用を望む声も合計で25.6%存在しており、継続的な利用を希望する層が一定数いることもわかります。
- ・これらの回答に対し、県内のこども食堂の多くは月1回程度の開催に留まるため、こども食堂の開催回数を増やせるような支援の必要性が伺えます。

設問4-1 将来、どこまで進学したいと思いますか。



- ・「大学・大学院」(41.9%)と「専門学校」(18.6%)を合わせると、60.5%のこどもが高校卒業以上の高等教育・専門教育を希望しており、進学に対する意欲が非常に高いことがわかります。
- ・高い進学意欲を、経済的な理由などで諦めることができないよう支えるための経済的支援と、進路に迷っている層へ情報提供していくことが重要であると考えられます。

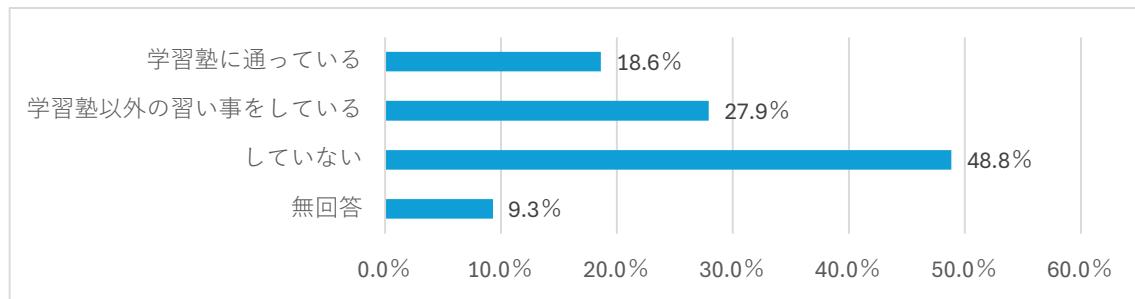
設問4-2 将来、希望する進路(学校や仕事)に進む上で、何か心配や不安なことはありますか。
(複数選択)



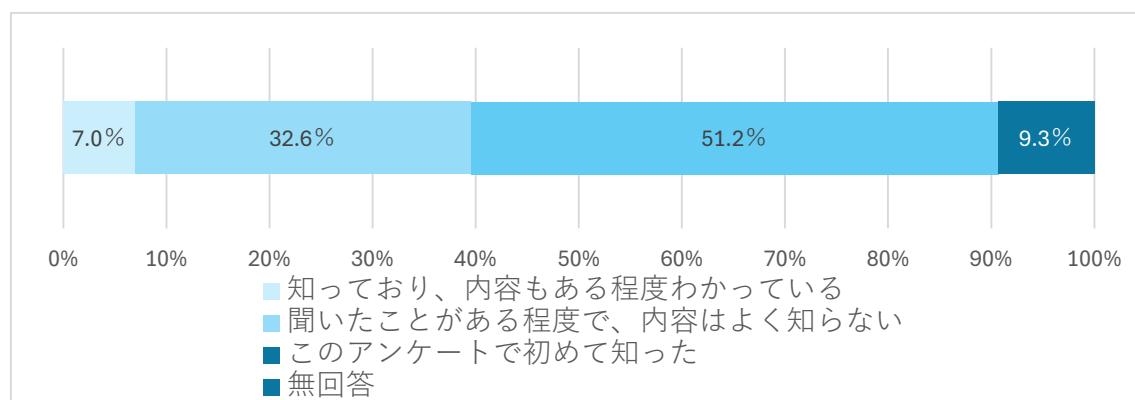
・こどもたちの不安が「学力」(55.8%)、「自信」(34.9%)、「経済面」(25.6%)という複数の側面にわたっている点が注目されます。

・こどもたちがこうした不安を解消し、希望する進路に進めるよう、経済的支援、学力向上に向けた支援、進路の情報提供などを一層推進していく必要があります。

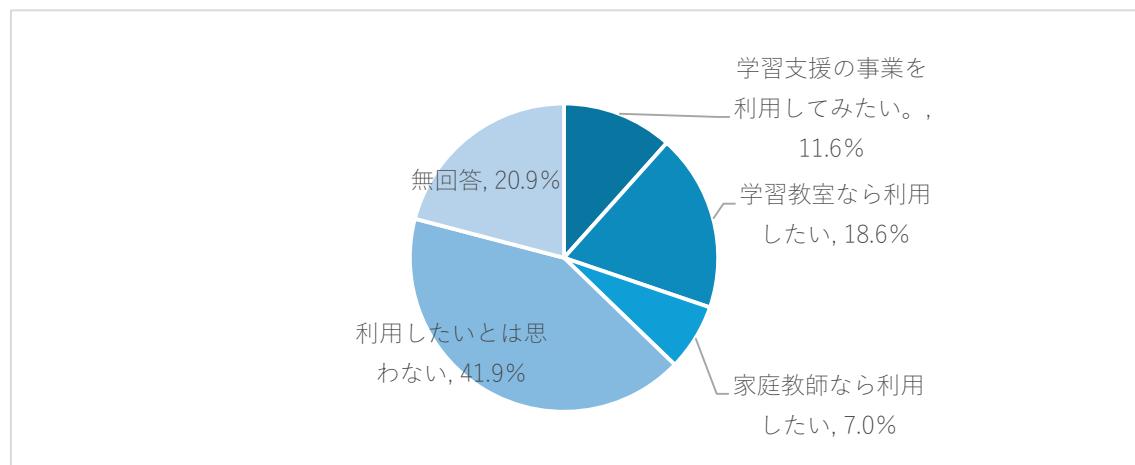
設問5－1 現在、学習塾や習い事をしていますか。



設問5－2 県内では、希望することどもたちに学習支援の事業を実施している福祉事務所があることを知っていますか。

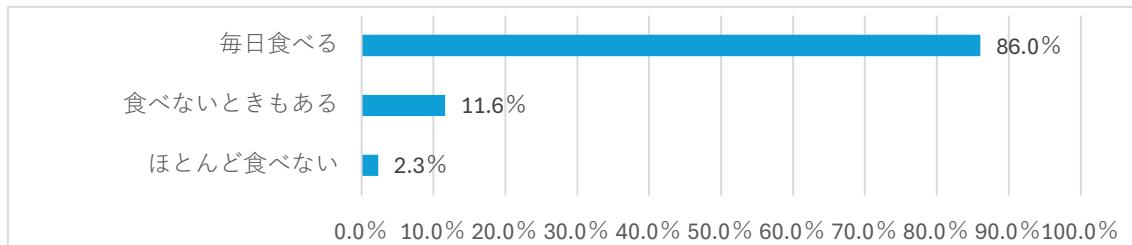


設問5－3 学習支援の事業を利用してみたいと思いますか。

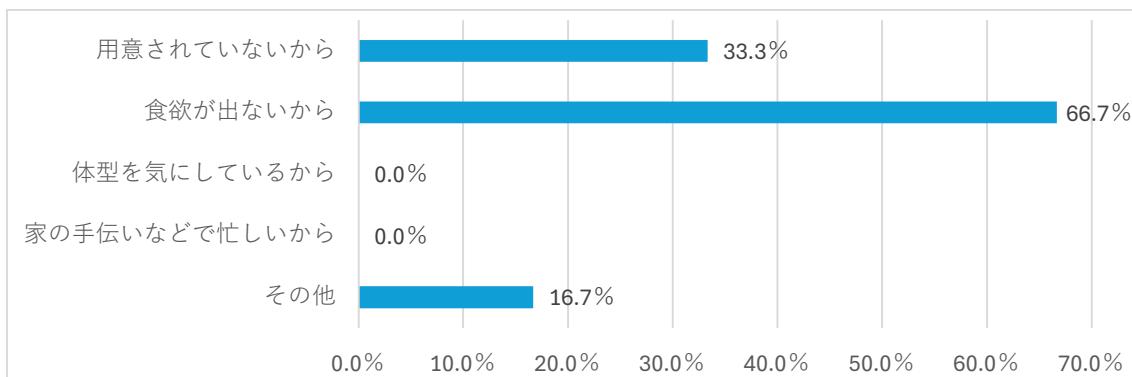


・「利用したいと思わない」が 41.9%と最も多い一方で、利用を希望する回答も合わせて 37.2%存在します。学習教室や家庭教師など、利用希望者のニーズに合わせた柔軟な支援を検討する必要があります。

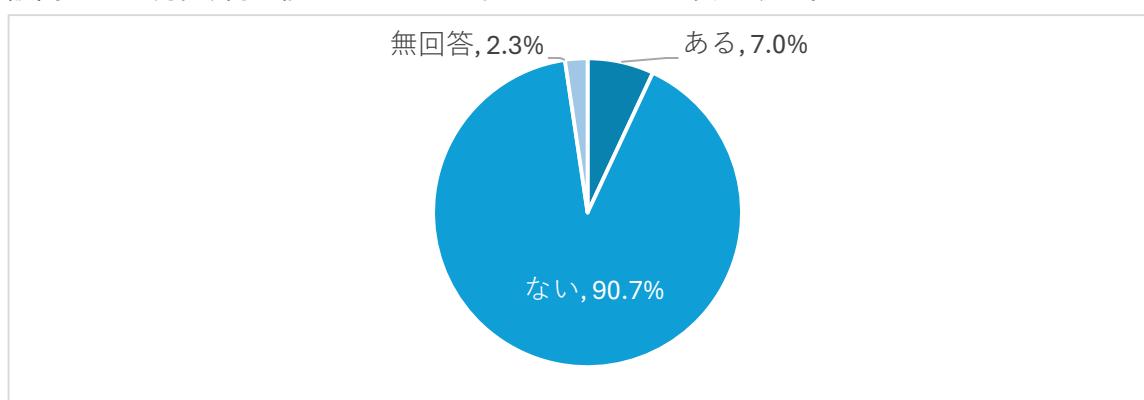
設問6－1 夏休みや冬休みなど、学校が休みのとき、お昼ごはんはどうしていますか。



設問6－2 「食べないときもある」「ほとんど食べない」理由はなんですか。(複数回答)※前問で「食べないときもある」「ほとんど食べない」と答えた6件中



設問7－1 現在、何か悩んでいることや困っていることはありますか。

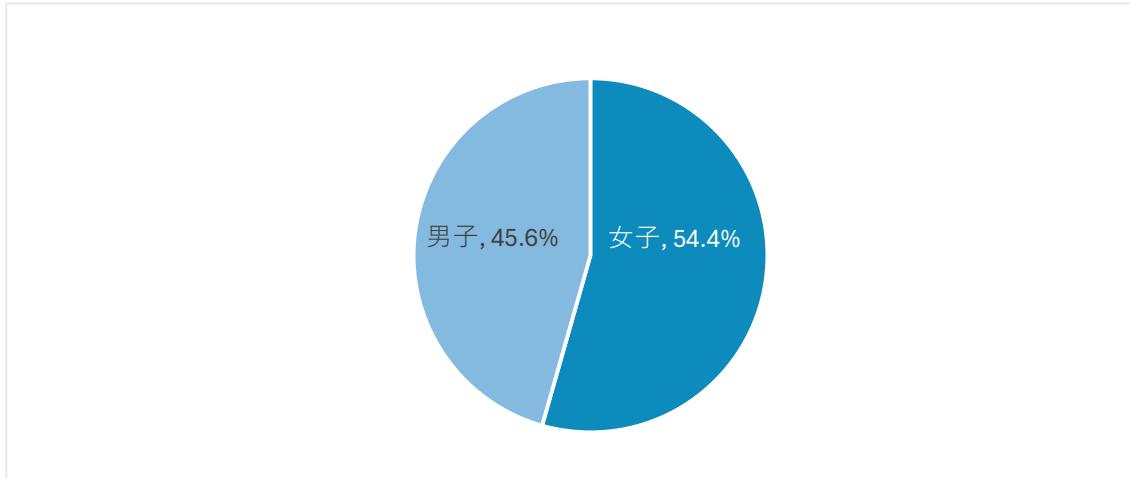


設問7－2 相談相手は誰ですか ※前問で悩みが「ある」と答えた3件中

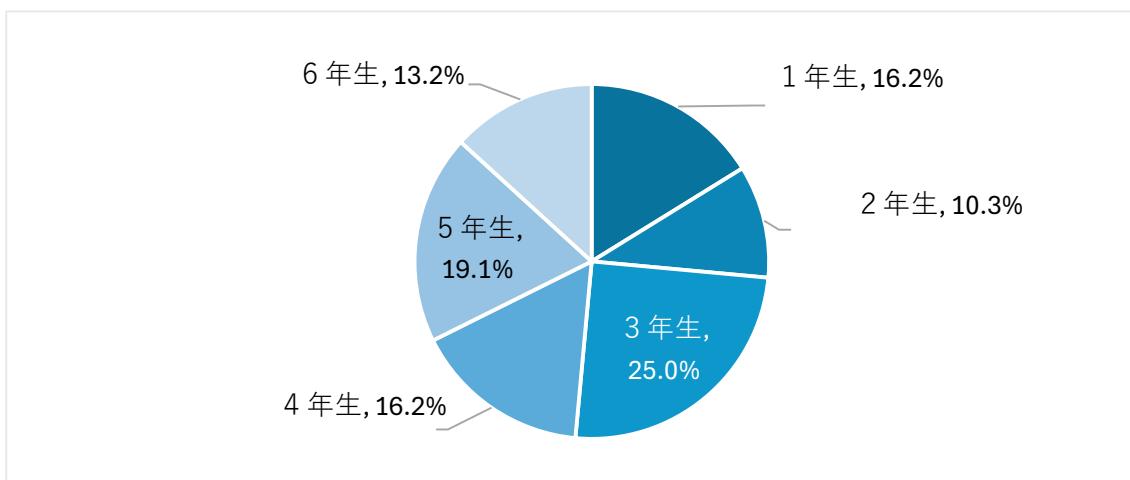
親、学校
カウンセラーの先生
いるときといないときがある。内容で変わる。

「秋田県子育て家庭と子どもの未来応援アンケート」調査結果概要③
(小学生)

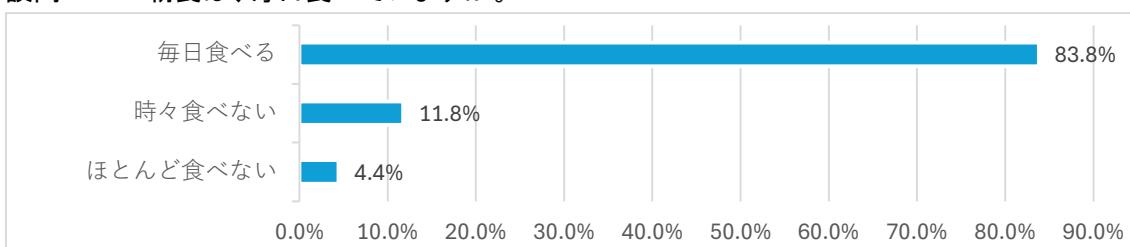
設問1－1 あなたの性別を教えてください。



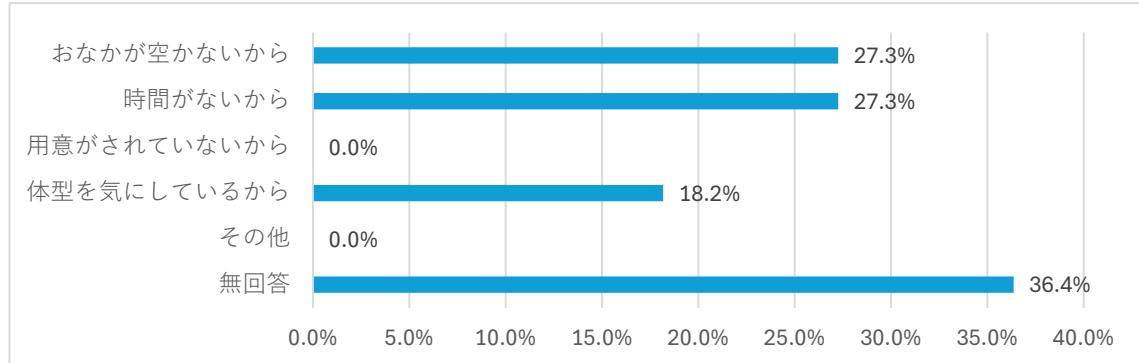
設問1－2 あなたの学年を教えてください。



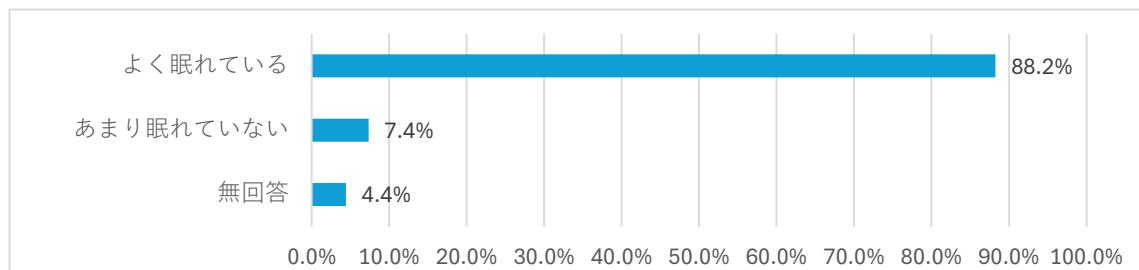
設問2－1 朝食は、毎日食べていますか。



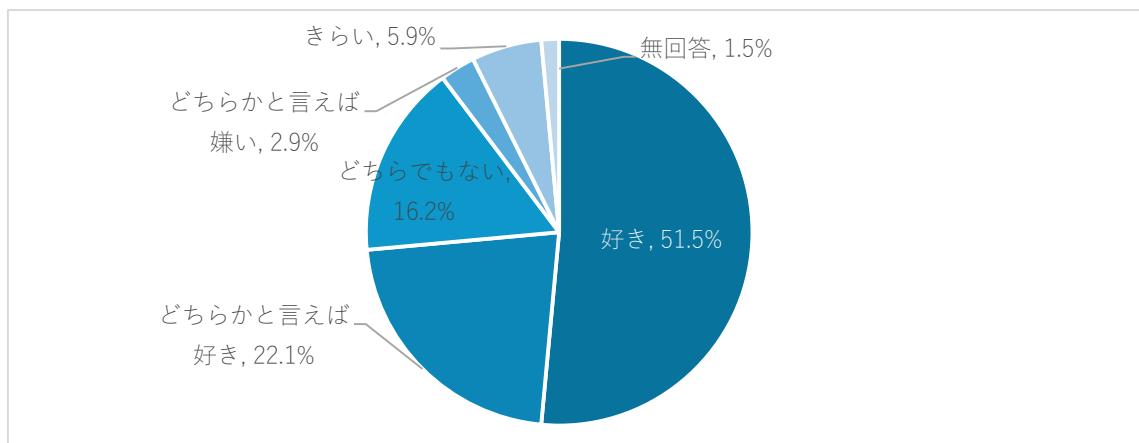
設問2-2 「ほとんど食べない」理由はなんですか。※前問で「ほとんど食べていない」と答えた4件中



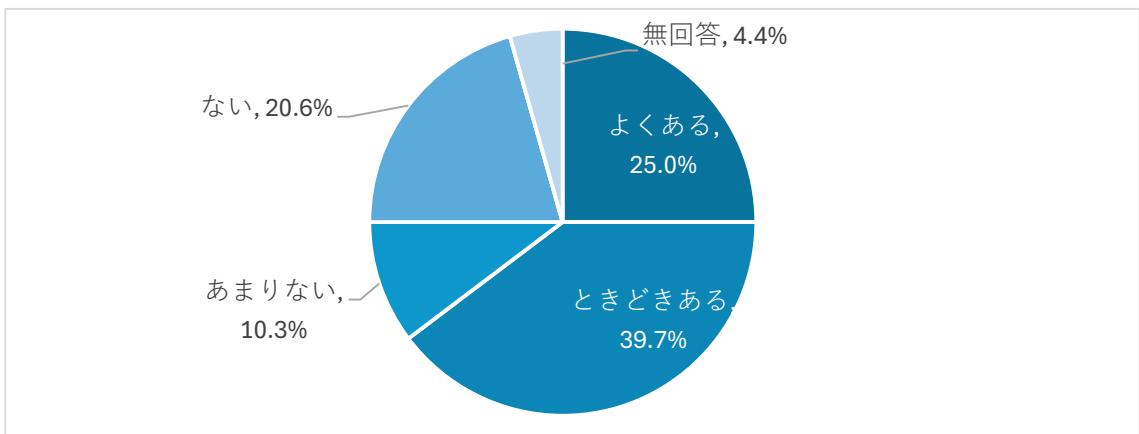
設問2-3 夜はよく眠っていますか。



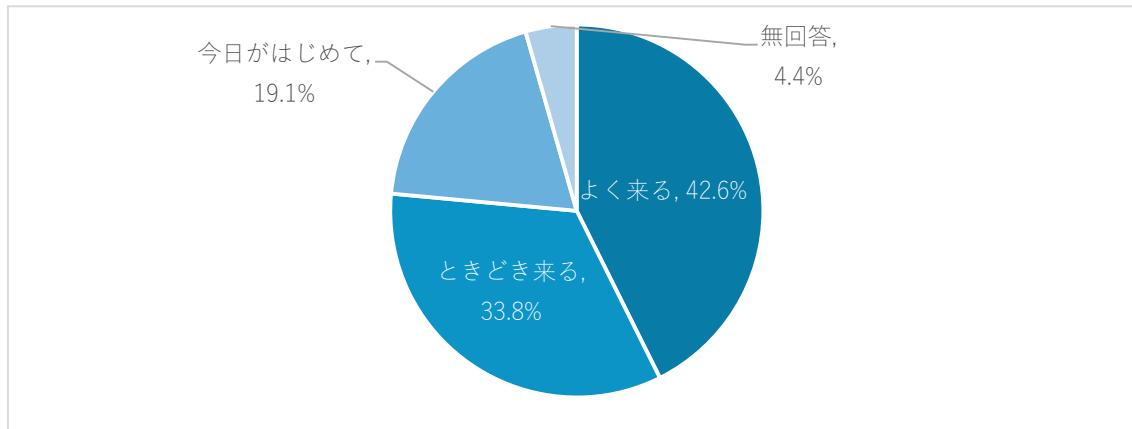
設問2-4 学校は好きですか。



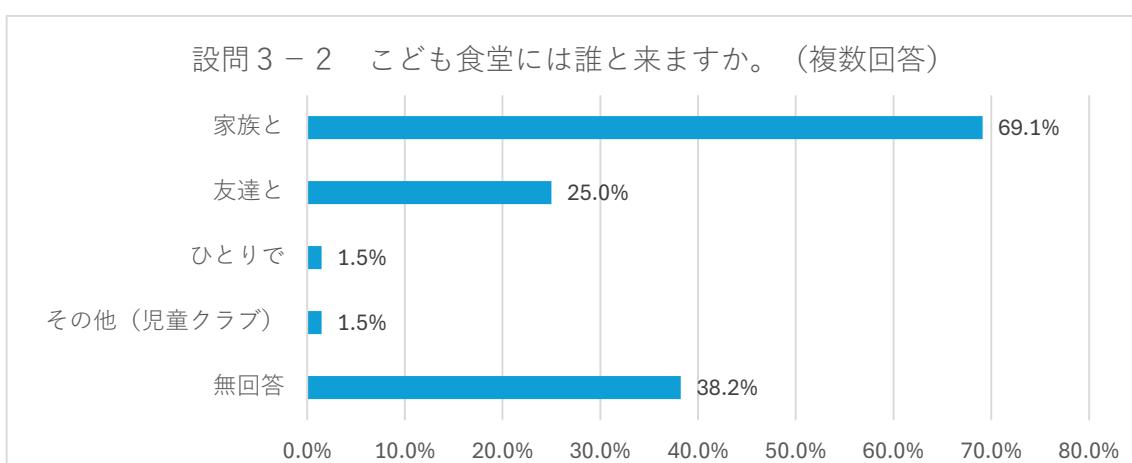
設問2-5 学校の授業で「難しい」「わからない」と感じることがありますか。



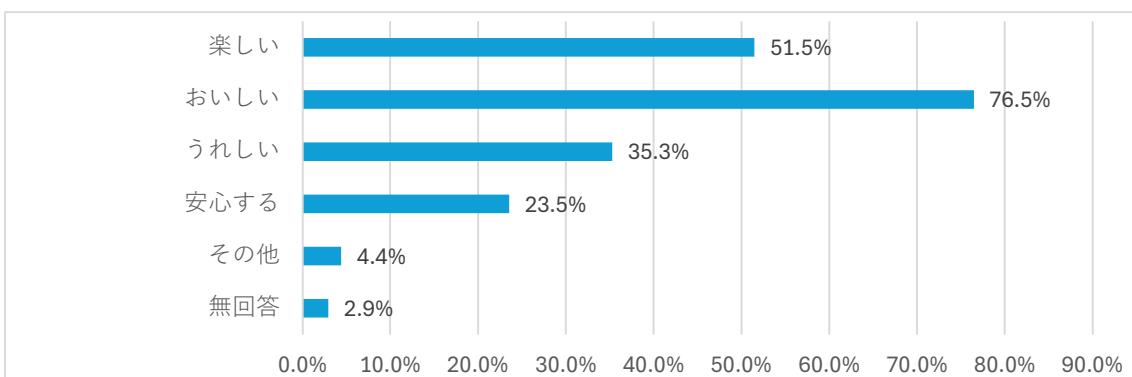
設問3-1 こども食堂にはよく来ますか



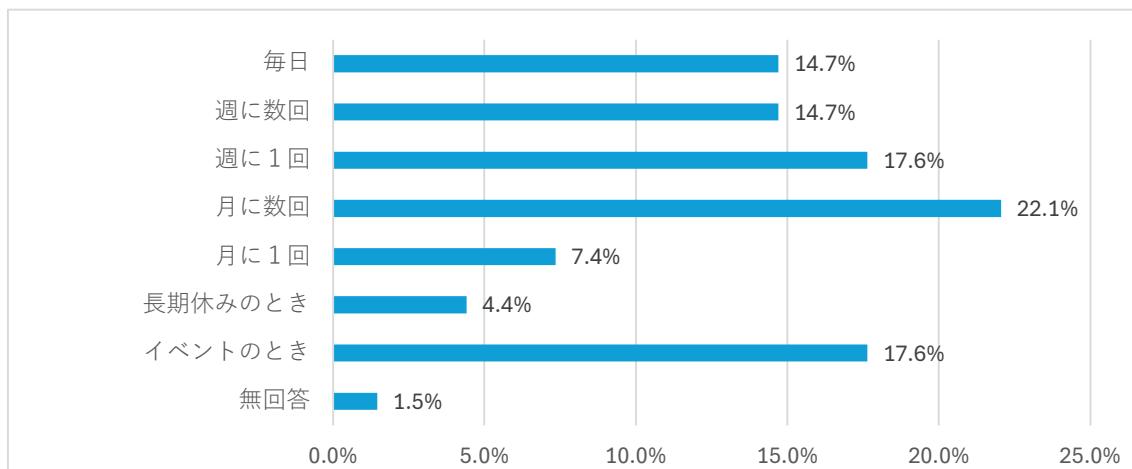
設問3-2 こども食堂には誰と来ますか。(複数選択)



設問3-3 こども食堂に来て、どんな気持ちになりますか。(複数選択)

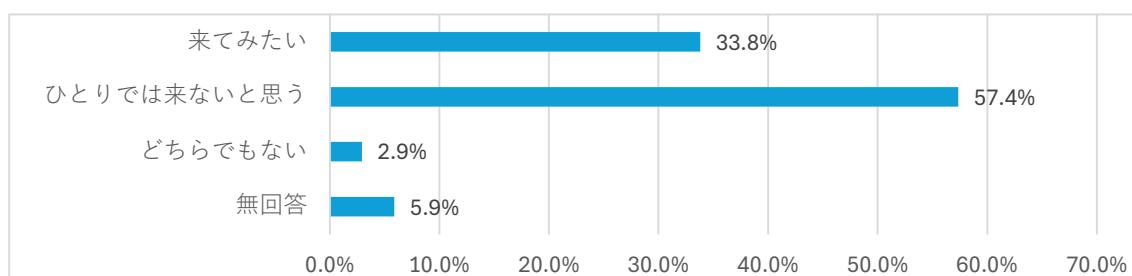


設問3-4 こども食堂をどの程度利用したいですか。

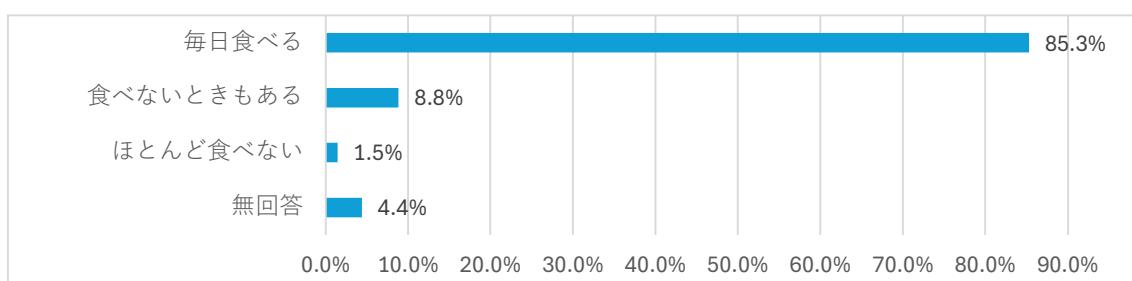


- ・最も多かったのは「月に数回」(22.1%)でした。次に「週に1回」(17.6%)と「イベントのとき」(17.6%)が同率で並び、「毎日」(14.7%)と「週に数回」(14.7%)も同率で続いています。
- ・これらの回答に対し、県内こども食堂の多くは月1回程度の開催に留まるため、こども食堂の開催回数を増やせるような支援の必要性が伺えます。

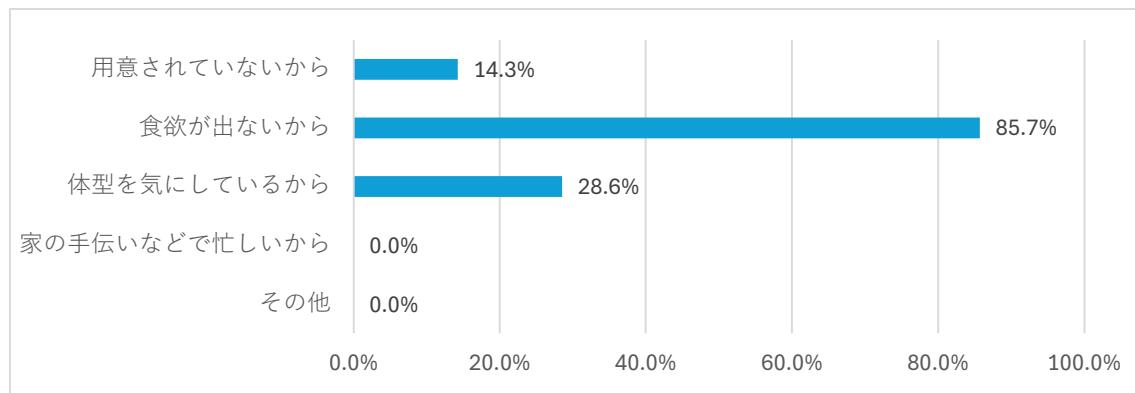
設問3-5 もし一人でもこども食堂に来てもいいと言われたら来てみたいと思いますか。



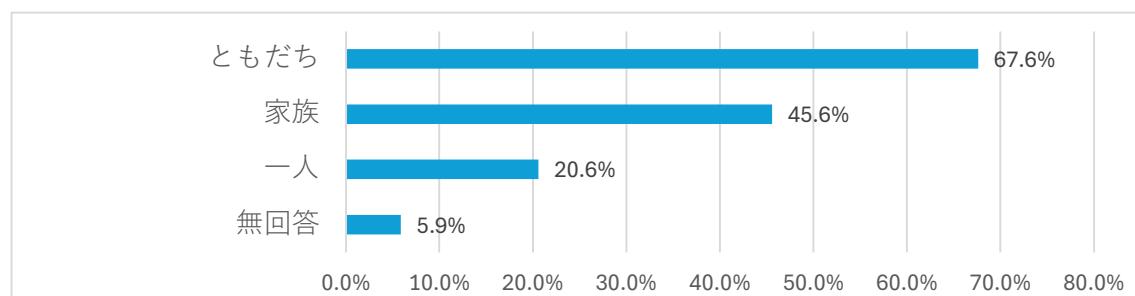
設問4-1 夏休みや冬休みなど、学校が休みのとき、お昼ご飯はどうしていますか。



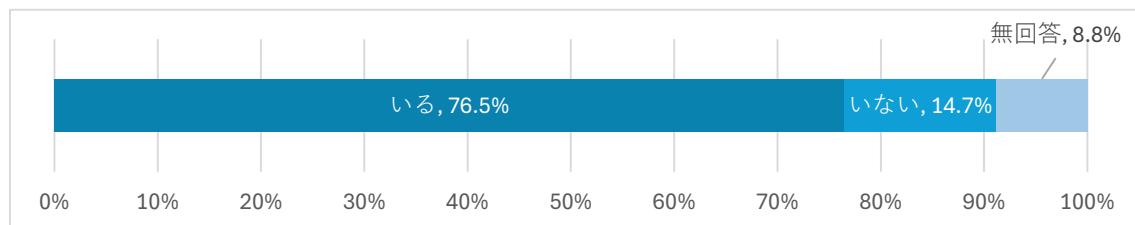
設問4－2 食べない理由は何ですか。(複数回答)



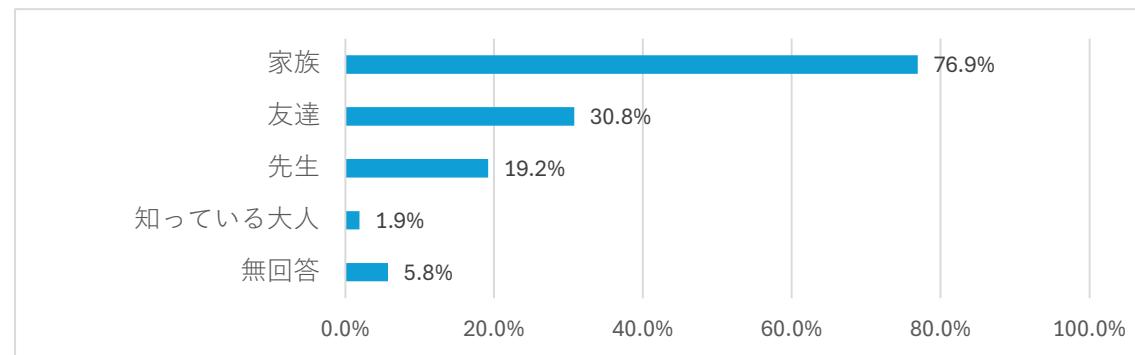
設問5－1 放課後や休みの日に誰と遊ぶことが多いですか。(複数回答)



設問6－1 困ったことや嫌なことがあったときに、相談できる人はいますか。

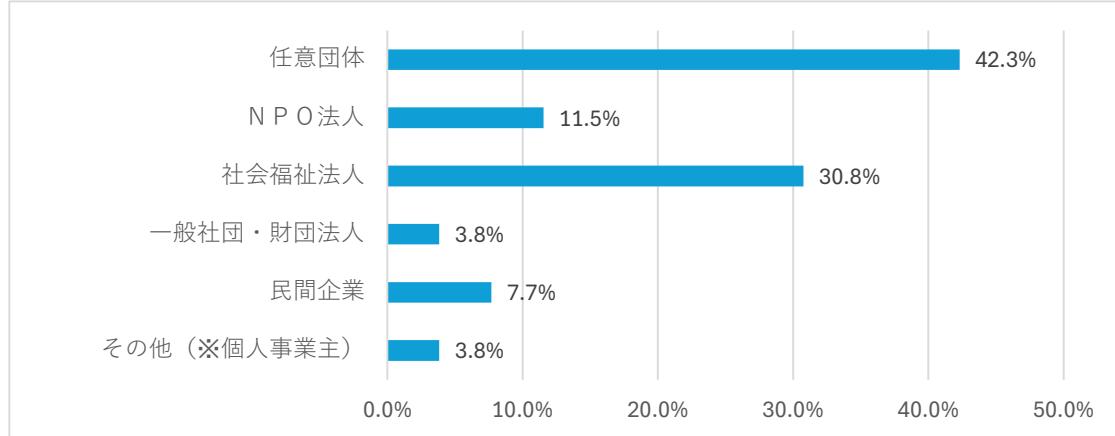


設問6－2 困りごとを相談する相手は誰ですか。

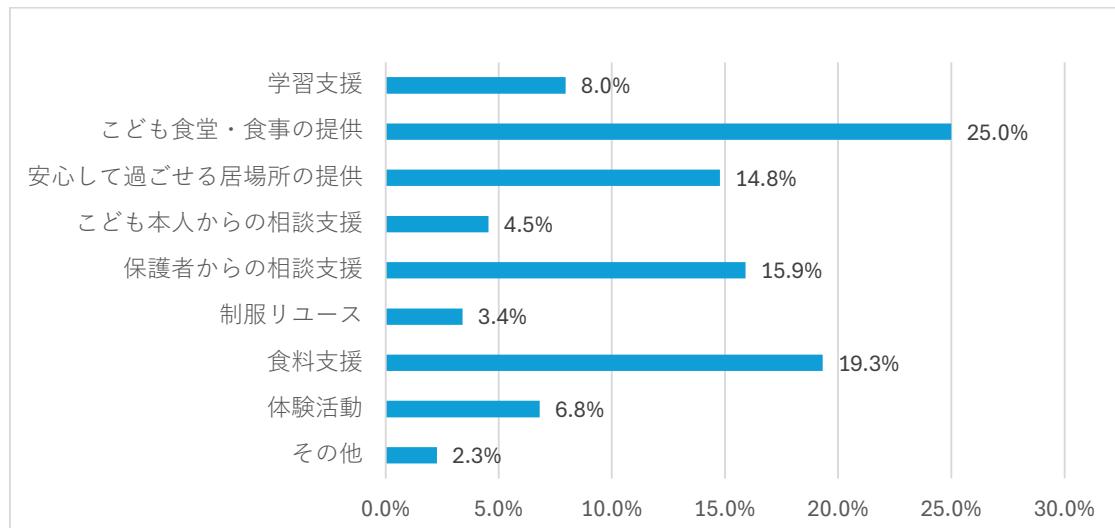


「秋田県子育て家庭と子どもの未来応援アンケート」調査結果概要④ (民間支援団体)

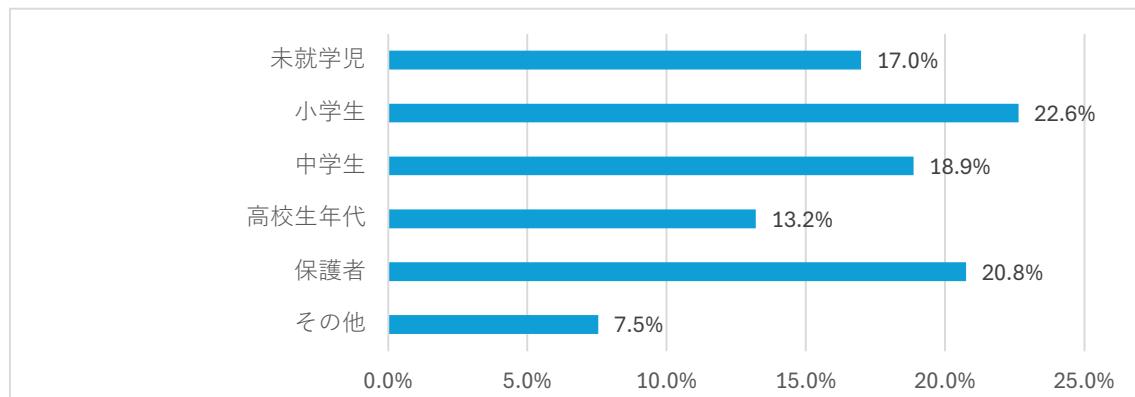
設問1 団体の種別について



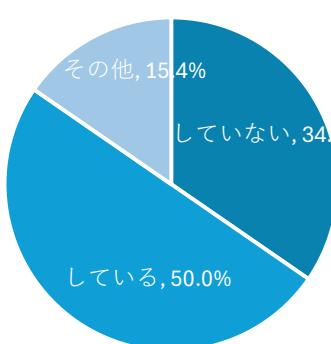
設問2 現在、取組んでいる主な活動内容を教えてください。(複数回答)



設問3 主な支援対象(複数回答)

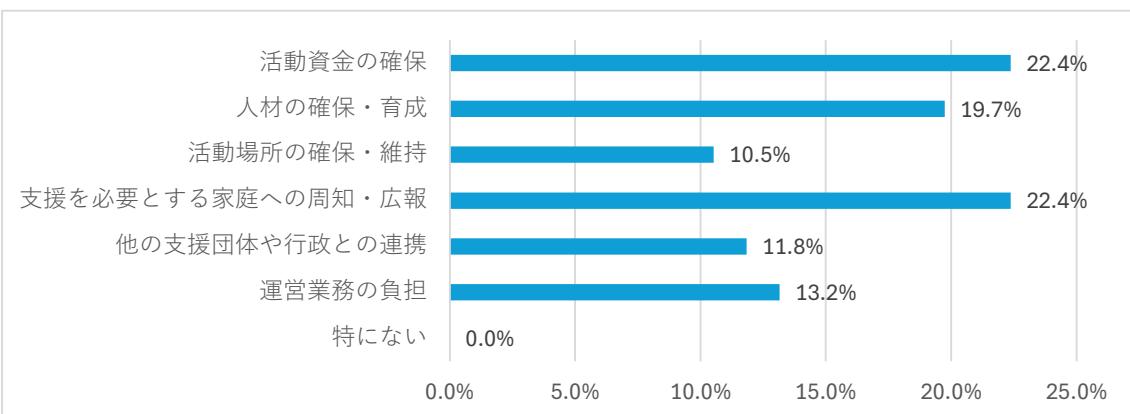


設問4 支援が必要な世帯へ優先した取組の有無

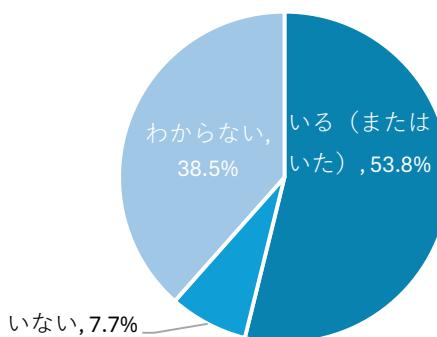


多くの団体が、支援が必要な世帯へ優先した取組を行っている一方、その他の回答には、「参加者の世帯状況までヒアリングできず、実態把握ができていないことが課題」という回答もあり、一部の団体では支援対象の特定やアプローチが課題であると捉えていることが伺えます。

設問5 活動を継続していく上で課題は何ですか。(複数回答)

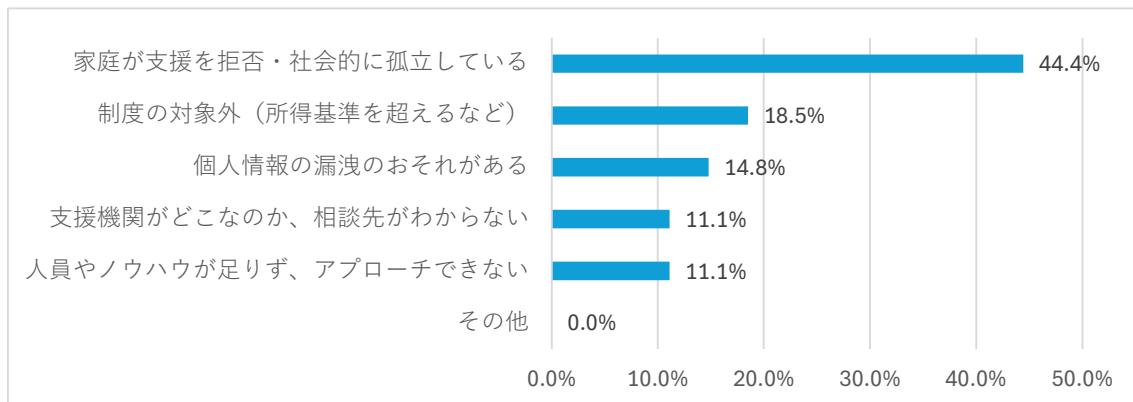


設問6 責団体の活動において、行政の支援が必要だと思われるにもかかわらず、支援が不足しているまたは届いていない、または関わることが難しいと感じるご家庭やこどもはいますか。

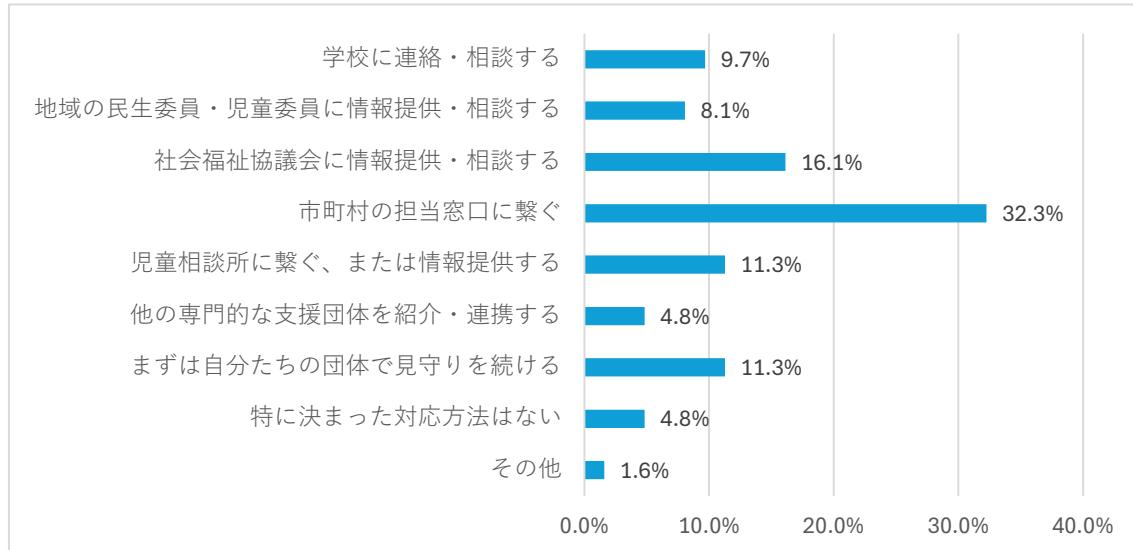


- ・「いる（またはいた）」が過半数：回答団体の半数以上（53.8%）が、行政の支援が必要だと感じながらも、それが不足している、届いていない、あるいは関わることが難しいと感じる家庭や子どもが存在すると認識しています。
- ・約4割（38.5%）の団体が「わからない」と回答しており、支援が必要な家庭や子どもの実態の把握が難しい現状が伺えます。

設問7 そのように感じる（感じた）理由は何だと考えられますか。（複数回答）

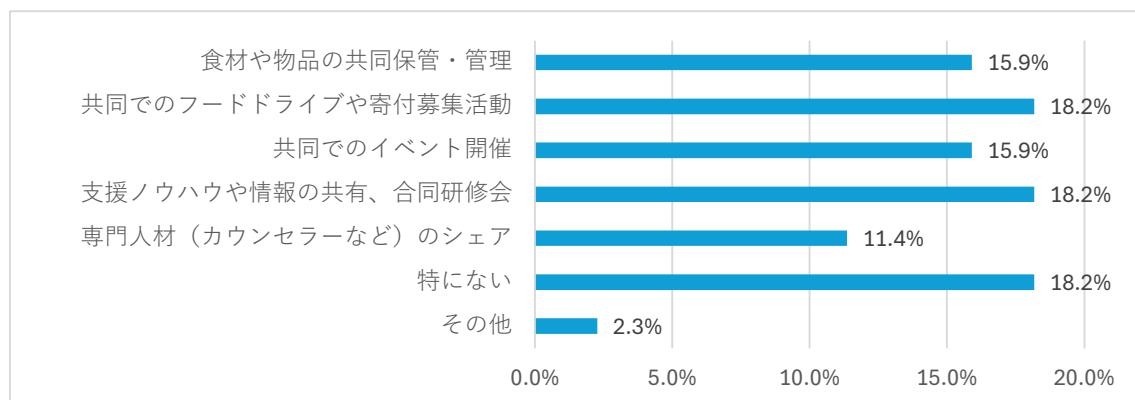


設問8 複合的な課題を抱えた子どもや家庭に出会った場合、主にどのように対応していますか（またはすると思いますか）（複数回答）

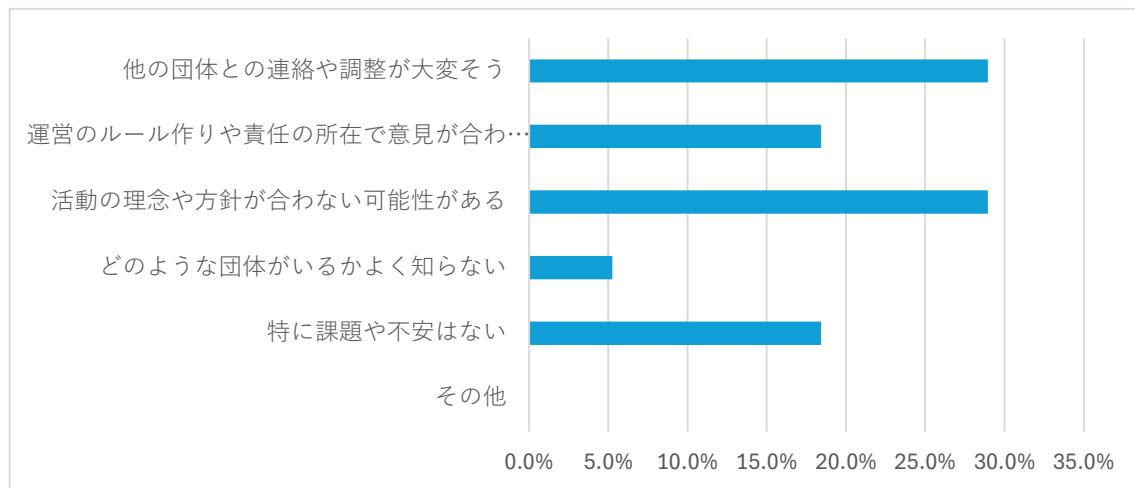


- ・相談先が多岐にわたっている現状からは、民間団体が複合的な課題に対して、どのような対応をしていくか、模索している状況がうかがえます。
- ・適切な支援へ結びつけられるよう、団体間で情報を共有し合える連携体制をより一層推進していくことが重要です。

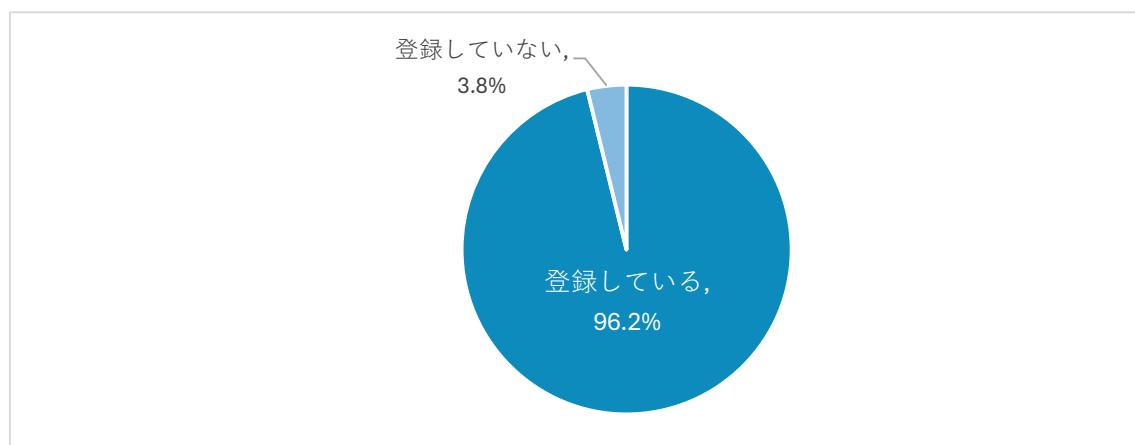
設問9 今後、近隣の他の団体と共同で取組んでみたい活動はありますか。（複数回答）



設問10 共同での取組みを進める上での課題や、不安に感じることは何ですか。（複数回答）



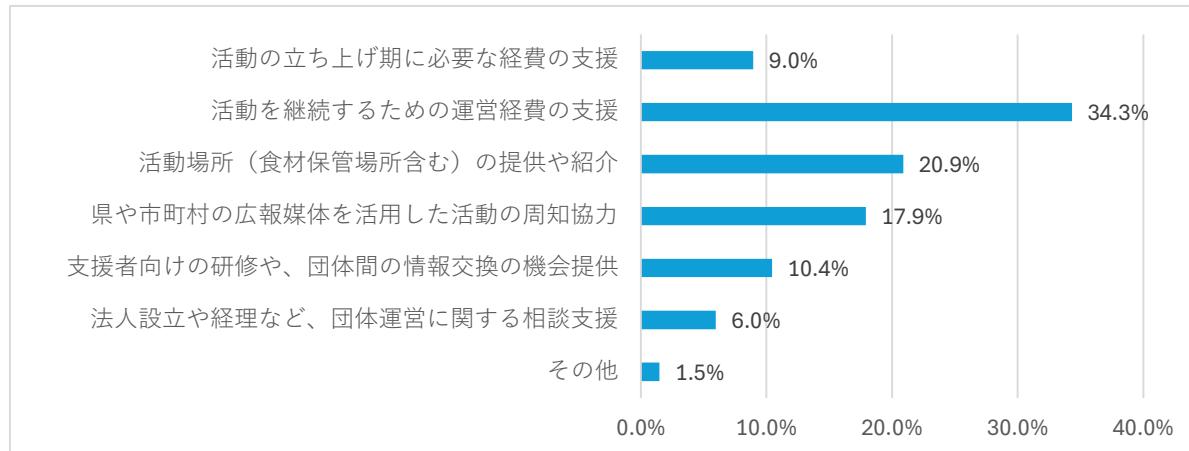
設問11 貴団体は、現在、秋田県社会福祉協議会が運営する「あきた子ども応援ネットワーク」に登録していますか。



設問12 「登録していない」と答えた方にお聞きします。今後、ネットワークにどのようなメリットがあれば、登録を検討したいと思いますか。（複数回答）

他の団体と気軽に情報交換や相談ができる場が提供される

設問13 今後の活動にあたり、行政（県・市町村）に期待する支援は何ですか。（複数回答）



- ・行政に期待する支援として、最も多くの団体が「活動を継続するための運営経費（食材費、家賃、人件費、光熱費など）への支援」（34.3%）を挙げています。
- ・次に多いのが「活動場所（食材等の保管場所を含む）の提供や紹介」（20.9%）であり、「県や市町村の広報媒体を活用した活動の周知協力」（17.9%）が続いています。
- ・この回答からは、活動の「立ち上げ」（9.0%）よりも、日々の活動を「継続」していくための運営経費（家賃、光熱費、食材費など）の財政支援を求めていることが示されています。